

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律

(特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部改正)

第一条 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定地域」の下に「及び準特定地域」を加える。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定地域及び準特定地域の指定（第三条・第三条の二）

第三章 基本方針等（第四条―第七条）

第四章 協議会（第八条）

第五章 特定地域計画等

第一節 特定地域計画（第八条の二―第八条の六）

第二節 事業者計画（第八条の七―第八条の九）

第三節 合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者に対する措置（第八条の十）

第四節 営業方法の制限に関する命令（第八条の十一）

第六章 準特定地域計画等（第九条―第十四条）

第七章 特定地域及び準特定地域における許可等の特例

第一節 特定地域における許可等の特例（第十四条の二・第十四条の三）

第二節 準特定地域における許可等の特例（第十四条の四―第十五条の二）

第八章 特定地域及び準特定地域における運賃の特例（第十六条―第十六条の四）

第九章 雑則（第十七条―第二十条）

第十章 罰則（第二十条の二―第二十一条）

附則

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「の指定及び」を「及び準特定地域の指定並びに」に、「地域計

画」を「特定地域計画の作成並びにこれに基づく一般乗用旅客自動車運送事業者による供給輸送力の削減及び活性化措置の実施、準特定地域において組織される協議会による準特定地域計画」に、「特定事業等」を「活性化事業等」に、「並びに特定地域」を「並びに特定地域及び準特定地域」に、「より、特定地域」を「より、特定地域及び準特定地域」に改める。

第二条第一項中「の一般乗用旅客自動車運送事業」の下に「(国土交通大臣が指定するものを除く。)」を加え、同条第七項中「規定する事業用自動車」の下に「(国土交通大臣が指定するものを除く。)」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「特定事業」を「活性化事業」に改め、「措置」の下に「(一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定めるものを除く。)」を加え、「適正化及び」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 この法律において「活性化措置」とは、活性化事業その他の一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進するために行う事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受け、一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割その他経営の合理化に資する措置として国土交通省令で定めるものをいう。

第二条第五項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「準特定地域」とは、第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。

第二十一条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「前二条」に、「同項の刑」を「各本条の罰金刑」に改め、同項を同条とし、第六章中同条の前に次の二条を加える。

第二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十六条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十七条の三第一項の規定による輸送施設の使用の停止又は一般乗用旅客自動車運送事業の停止の処分に違反した者

第二十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第八条の二第一項の認可を受けていない特定地域計画に定められた事項（同条第二項に掲げる事項に限る。）を実施した者

二 第八条の九第一項から第三項まで若しくは第五項、第八条の十一第一項若しくは第十七条の二又は

第十七条の三第二項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による命令に違反した者

三 第十六条の四第一項の規定による届出をしないで、又は同項の規定により届け出た運賃によらないで、運賃を収受した者

四 第十六条の四第三項の規定による命令に違反して、運賃を収受した者

五 第十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第十七条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

七 第十七条の三第二項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定に違反した者

第六章を第十章とする。

第五章の章名を次に改める。

第五章 特定地域及び準特定地域における運賃の特例

第十六条を次のように改める。

(運賃の範囲の指定)

第十六条 国土交通大臣は、第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合には、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃（国土交通省令で定める運賃を除く。以下同じ。）の範囲を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定により指定する運賃の範囲は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る適正な原価に適正な利潤を加えた運賃を標準とすること。
 - 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 三 道路運送法第九条第六項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者の間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

- 3 特定地域の指定の解除後若しくは指定期間の満了後引き続き当該地域が準特定地域として指定された

際又は準特定地域の指定の解除後若しくは指定期間の満了後引き続き当該地域が特定地域として指定された際、現に当該地域において適用されている第一項の運賃の範囲については、同項の規定により指定され、当該指定の日に適用があるものとして公表されたものとみなす。

第十六条の次に次の三条及び章名を加える。

(報告の徴収)

第十六条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による運賃の範囲の指定を適正かつ円滑に行うため必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に関し、報告を求めることができる。

(道路運送法の特例)

第十六条の三 道路運送法第九条の三の規定は、第十六条第一項の運賃の範囲が適用された特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃には、適用しない。

(運賃の届出等)

第十六条の四 第十六条第一項の規定により運賃の範囲が公表された特定地域又は準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該運賃の範囲の適用後に当該特定地域又は準特定地域において行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の運賃は、当該特定地域又は準特定地域について第十六条第一項の規定により指定された運賃の範囲内で定めなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により届け出られた運賃が、前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、期間を定めてその運賃を変更すべきことを命ずることができらる。

4 特定地域又は準特定地域について第十六条第一項の運賃の範囲が適用された際現に当該特定地域又は準特定地域において行われている一般乗用旅客自動車運送事業について道路運送法第九条の三第一項の認可を受けている運賃は、当該運賃が当該運賃の範囲内にある場合には、第一項の規定により届け出られた運賃とみなす。

5 特定地域又は準特定地域について第十六条第一項の運賃の範囲が適用された際現にされている当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る道路運送法第九条の三第一項の認可の申請は、第一項の規定によりされた届出とみなす。

6 特定地域若しくは準特定地域の指定が解除された際又は特定地域若しくは準特定地域の指定期間が満了した際現に当該特定地域又は準特定地域において行われている一般乗用旅客自動車運送事業について第一項の規定により届け出られた運賃は、当該運賃が当該特定地域又は準特定地域について第十六条第一項の規定により指定された運賃の範囲内にある場合には、道路運送法第九条の三第一項の認可があつたものとみなす。

7 特定地域若しくは準特定地域の指定が解除された際又は特定地域若しくは準特定地域の指定期間が満了した際現に当該特定地域又は準特定地域において行われている一般乗用旅客自動車運送事業について第一項の規定により届け出られた運賃が、当該特定地域又は準特定地域について第十六条第一項の規定により指定された運賃の範囲内でない場合には、当該一般乗用旅客自動車運送事業を行っている一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該特定地域若しくは準特定地域の指定が解除され、又は当該特定地域若

しくは準特定地域の指定期間が満了した時から六月以内に、旅客の運賃を定め、道路運送法第九条の三第一項の認可を受けなければならない。

8 前項に規定する場合において、当該一般乗用旅客自動車運送事業者が同項の認可の申請をしたときは、当該特定地域若しくは準特定地域の指定が解除され、又は当該特定地域若しくは準特定地域の指定期間が満了した時からその認可があつた旨又は認可しない旨の通知を受ける日までは、前項に規定する第一項の規定により届け出られた運賃は、道路運送法第九条の三第一項の認可を受けたものとみなす。

9 前三項の規定は、特定地域の指定の解除後若しくは指定期間の満了後引き続き当該地域が準特定地域として指定され、又は準特定地域の指定の解除後若しくは指定期間の満了後引き続き当該地域が特定地域として指定された場合は、適用しない。

第九章 雑則

第五章を第八章とする。

第十七条の見出しを「(報告の徴収及び立入検査)」に改め、同条中「認定事業者」を「国土交通省令で定めるところにより、一般乗用旅客自動車運送事業者等」に、「認定特定事業計画に係る特定事業の実

施状況について報告を求める」を「特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に関し、報告をさせる」に改め、同条に次の三項を加える。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般乗用旅客自動車運送事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十七条の次に次の二条を加える。

(輸送の安全を確保するための措置等)

第十七条の二 国土交通大臣は、特定地域又は準特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化が阻害されていることにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することができなくなるおそれがある場合として国土交通省令で定める場合には、当該特定地域又は準特定地域内に営

業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、輸送の安全を確保するための措置その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第十七条の三 国土交通大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、六月以内の期間を定めて輸送施設の当該一般乗用旅客自動車運送事業のための使用の停止若しくは一般乗用旅客自動車運送事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

2 道路運送法第四十一条の規定は、前項の規定により輸送施設の使用の停止又は一般乗用旅客自動車運送事業の停止を命じた場合について準用する。

第十八条の次に次の三条を加える。

(運輸審議会への諮問)

第十八条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

- 一 第三条第一項の規定による特定地域の指定又は同条第二項の規定による期限の延長
 - 二 第八条の二第一項の規定による特定地域計画の認可
 - 三 第八条の五第三項の規定による認可特定地域計画の変更命令又は同項若しくは同条第四項の規定による認可の取消し
 - 四 第八条の十第一項の規定による勧告
 - 五 第八条の十一第一項の規定による命令
 - 六 第十六条第一項の規定による運賃の範囲の指定
 - 七 第十七条の三第一項の規定による一般乗用旅客自動車運送事業の停止の命令又は許可の取消し
(利害関係人等の意見の聴取)
- 第十八条の三 地方運輸局長は、その権限に属する前条第二号、第三号及び第六号に掲げる事項について、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。
- 2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があつたとき、又は国土交通大臣の権限に属する同項に規定する事項若しくは一般乗用旅客自動車運送事業の停止の命令

若しくは許可の取消しについて国土交通大臣の指示があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

3 前二項の意見の聴取に際しては、利害関係人に対し、証拠を提出する機会が与えられなければならない。

4 第一項及び第二項の意見の聴取に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(聴聞の特例)

第十八条の四 地方運輸局長は、その権限に属する一般乗用旅客自動車運送事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 地方運輸局長の権限に属する一般乗用旅客自動車運送事業の停止の命令又は許可の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見

を聴取することができる。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 特定地域及び準特定地域における許可等の特例

第十五条の前に見出しとして「（供給輸送力を増加させる事業計画の変更の特例）」を付し、同条第一項中「特定地域において」を「道路運送法第十五条第三項に規定する事業計画の変更であつて」に、「当該特定地域内の営業所に配置するその事業用自動車の合計数を増加させる事業計画の変更」を「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定めるもの」に、「道路運送法第十五条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第二項本文中「特定地域」を「準特定地域」に改め、同項ただし書中「特定地域の」を「準特定地域の指定の解除後又は準特定地域の」に改め、第四章中同条の前に次の一節、節名及び一条を加える。

第一節 特定地域における許可等の特例

（許可の禁止）

第十四条の二 国土交通大臣は、許可の申請があつた場合において、当該申請に係る営業区域が特定地域

の全部又は一部を含むものであるときは、当該許可をしてはならない。

(供給輸送力を増加させる事業計画の変更の禁止)

第十四条の三 一般乗用旅客自動車運送事業者は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定める事業計画の変更をすることができない。

第二節 準特定地域における許可等の特例

(許可の特例)

第十四条の四 国土交通大臣は、許可の申請があつた場合において、当該申請に係る営業区域が準特定地域の全部又は一部を含むものであるときは、道路運送法第六条各号に掲げる基準のほか、当該許可を行うことにより当該準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰とならないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該申請が当該基準に適合しないと認めるときは、許可をしてはならない。

2 国土交通大臣は、前項の申請に対し許可をしようとする場合において、当該準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴かなければな

らない。

第四章第二節第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 国土交通大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業者が準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定める事業計画の変更について、道路運送法第十五条第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の認可の申請があつた場合には、同法第十五条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該申請が当該基準に適合しないと認めるときは、当該認可をしてはならない。

一 当該申請を行った一般乗用旅客自動車運送事業者に当該認可を行うことにより当該準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰とならないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

二 当該申請を行った一般乗用旅客自動車運送事業者に係る事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の遵守の状況、事業用自動車の運行による事故の発生の状況その他の状況が国土交通大臣が定める

基準に適合するものであること。

2 第十四条の四第二項の規定は、前項の規定により道路運送法第十五条第一項の認可をしようとする場合について準用する。

「第四章を第七章とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 協議会

第八条の見出しを削り、同条第一項中「特定地域」の下に「及び準特定地域」を加え、「地方運輸局長」を削り、「地域計画の作成、当該地域計画」を「特定地域計画の作成及び当該特定地域計画の実施に係る連絡調整並びに第九条第一項に規定する準特定地域計画の作成及び当該準特定地域計画」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 協議会は、第一項に規定する者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、前項の規定に基づき構成員として加えた者が任意に脱退することができるものでなければならない。

第三章を第四章とする。

第八条の次に次の一章及び章名を加える。

第五章 特定地域計画等

第一節 特定地域計画

(特定地域計画の認可)

第八条の二 特定地域において組織された協議会は、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進しようとするときは、当該適正化及び活性化を推進するための計画（以下「特定地域計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 特定地域計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針
- 二 特定地域計画の目標
- 三 当該特定地域において削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力
- 四 当該特定地域において行うべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の方法

- 五 当該特定地域内に営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力
- 六 当該特定地域内に営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が行うべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の方法
- 七 前各号に掲げるもののほか、当該特定地域における供給輸送力の削減に関し必要な事項
- 三 特定地域計画には、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進するため、次に掲げる事項を定めることができる。
 - 一 前項第二号の目標を達成するために行う活性化措置及びその実施主体に関する事項
 - 二 前項各号及び前号に掲げるもののほか、特定地域計画の実施に関し当該協議会が必要と認める事項
- 四 第一項の認可の申請には、次項第二号の基準に適合することを証する書面その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。
- 五 国土交通大臣は、第一項の認可をしようとするときは、次の基準によって、これをしなければならない。
 - い。

- 一 特定地域計画に定める事項が基本方針に照らし適切なものであること。
 - 二 特定地域計画に定める事項が都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものであること。
 - 三 協議会が特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該特定地域計画の作成に合意をした一般乗用旅客自動車運送事業者が当該特定地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計が当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数の三分の二以上であること。
 - 四 特定地域計画に定める事項が当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業の供給過剰の状況を是正するための必要かつ最小限度の範囲を超えないものであること。
 - 五 特定地域計画に定める事項が特定の一般乗用旅客自動車運送事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 六 特定地域計画に定める事項が旅客の利益を不当に害するものでないこと。
- 6 国土交通大臣は、第一項の認可をしたときは、当該認可に係る特定地域計画（以下「認可特定地域計

画」という。)の内容その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

(認可特定地域計画に定められた事項の実施)

第八条の三 協議会が認可特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該認可特定地域計画の作成に合意をした一般乗用旅客自動車運送事業者(以下「合意事業者」という。)は、当該認可特定地域計画に従い、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を行わなければならない。

2 協議会が認可特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該認可特定地域計画の作成に合意をした者であつて、当該認可特定地域計画に定められた活性化措置の実施主体とされたものは、当該認可特定地域計画に従い、活性化措置を実施しなければならない。

3 認可特定地域計画を作成した協議会(以下「認可協議会」という。)は、当該認可特定地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、合意事業者以外の当該認可特定地域計画に係る特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者及び当該認可特定地域計画に定められた活性化措置の実施主体とされた者以外の者に対し、当該認可特定地域計画に定められた一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減及び活性化措置の実施のために必要な協力を要請することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第八条の四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、

認可特定地域計画及び認可特定地域計画に基づいてする行為には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき。

二 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより旅客の利益を不当に害することとなるとき。

三 第八条の六第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第三項の請求に応じ、国土交通大臣が次条第三項の規定による処分をした場合を除く。)

2 第八条の六第三項の規定による請求が認可特定地域計画に定める事項の一部について行われたときは、当該認可特定地域計画に定める事項のうち当該請求に係る部分以外の部分に関しては、前項ただし書(第三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同項本文の規定の適用があるものとする。

(認可特定地域計画の変更命令等)

第八条の五 国土交通大臣は、認可特定地域計画の内容が第八条の二第五項第一号又は第二号に適合しないものとなったと認めるときは、認可協議会に対し、当該認可特定地域計画の変更を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、認可協議会が前項の規定による命令に従わないときは、第八条の二第一項の認可を取り消すことができる。

3 国土交通大臣は、認可特定地域計画の内容が第八条の二第五項第四号から第六号までのいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認可協議会に対し、当該認可特定地域計画の変更を命じ、又は同条第一項の認可を取り消さなければならない。

4 国土交通大臣は、認可協議会が前項の規定による命令に従わないときは、第八条の二第一項の認可を取り消さなければならない。

(公正取引委員会との関係)

第八条の六 国土交通大臣は、第八条の二第一項の認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る認可特定地域計画を公正取引委員会に通知しなければならない。

2 国土交通大臣は、前条第三項又は第四項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、認可特定地域計画の内容が第八条の二第五項第四号から第六号までのいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、国土交通大臣に対し、前条第三項の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第二節 事業者計画

(事業者計画の認可)

第八条の七 特定地域計画について第八条の二第一項の認可があつたときは、合意事業者（この法律、道路運送法又はタクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）の規定により一般乗用旅客自動車運送事業に係る道路運送法第四条第一項の許可（第十八条の四第二項を除き、以下単に「許可」という。）の取消しを受けた者その他国土交通省令で定める者を除く。以下この条から第八条の十一までにおいて同じ。）は、正当な理由がある場合を除き、当該認可に係る第八条の二第六項の公表後六月

以内に、単独で又は共同して、各合意事業者が削減する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力、その削減の方法等について定めた計画（以下「事業者計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業者計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 各合意事業者が削減する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力

二 各合意事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の方法

三 前二号に掲げるもののほか、各合意事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減に關し必要な事項として国土交通省令で定める事項

四 認可特定地域計画において活性化措置（活性化事業以外の一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進するために行う事業を除く。以下同じ。）の実施主体とされた合意事業者にあつては、次に掲げる事項

イ 活性化措置の内容

ロ 活性化措置の実施時期

ハ 活性化措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

ニ 活性化措置の効果

ホ イからニまでに掲げるもののほか、活性化措置の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 国土交通大臣は、第一項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならぬ。

一 事業者計画に定める事項が認可特定地域計画に照らし適切なものであること。

二 事業者計画に定める事項が一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を確実に行うため適切なものであること。

三 事業者計画に定める事項が道路運送法第十五条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項の認可を要するものである場合にあつては、その内容が同法第十五条第二項又は第三十六条第三項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

四 事業者計画に前項第四号に掲げる事項が定められている場合にあつては、当該事項が活性化措置を

確実に遂行するため適切なものであること。

(道路運送法の特例)

第八条の八 前条第一項の認可を受けた合意事業者（以下「認可合意事業者」という。）が当該認可に係る事業者計画（以下「認可事業者計画」という。）に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（道路運送法第五条第一項第三号の事業計画をいう。以下同じ。）の変更をする場合においては、当該認可合意事業者が当該認可を受けたことをもって、同法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしたものとみなす。

2 認可合意事業者が認可事業者計画（前条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡若しくは譲受け又は一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併若しくは分割をする場合においては、当該認可合意事業者が当該認可を受けたことをもって、道路運送法第三十六条第一項又は第二項の認可を受けたものとみなす。

(認可事業者計画の変更命令等)

第八条の九 国土交通大臣は、合意事業者が正当な理由がなく事業者計画について第八条の七第一項の認

可を受けないときは、当該合意事業者に対し、事業者計画（営業方法の制限のみによる一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を定めたものに限る。）の認可を受けることを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、認可合意事業者が正当な理由がなく認可事業者計画に従って事業用自動車の台数の削減による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を行っていないと認めるときは、当該認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画の変更（営業方法の制限のみによる一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を定めた計画への変更に限る。第五項において同じ。）を命ずることができる。

3 国土交通大臣は、認可合意事業者が正当な理由がなく認可事業者計画に従って営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を行っていないと認めるときは、当該認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画に従って営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を行うことを命ずることができる。

4 国土交通大臣は、認可合意事業者が正当な理由がなく認可事業者計画に従って活性化事業を実施していないと認めるときは、当該認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画に従って活性化事業を実施することを勧告することができる。

5 国土交通大臣は、認可事業者計画の内容が第八条の七第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画の変更を命ずることができる。

第三節 合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者に対する措置

第八条の十一の特定地域に係る全ての合意事業者が第八条の七第一項の認可を受けた場合において、当該特定地域に係る認可協議会から申出があつたときは、国土交通大臣は、当該特定地域において、合意事業者以外の当該特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の事業活動により、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されている事態が存し、かつ、このような事態を放置しては当該一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することに支障が生ずると認めるときは、国土交通省令の定めるところにより、当該一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、当該特定地域に係る認可特定地域計画の内容を参酌して、営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を行うよう勧告することができる。

2 前項の申出には、同項の事態が存することを明らかにする書面その他国土交通省令で定める書類を添

付しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の申出があつたときは、遅滞なく、同項の勧告をするかどうかを決定し、その申出をした認可協議会にその結果を通知しなければならない。

第四節 営業方法の制限に関する命令

第八条の十一 一の特定地域に係る全ての合意事業者が第八条の七第一項の認可を受けた場合において、当該特定地域に係る認可協議会から申出があつたときは、国土交通大臣は、当該特定地域において、次の各号のいずれかに該当する事態が存し、かつ、このような事態を放置しては当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することに著しい支障が生ずると認めるときに限り、当該特定地域に係る認可特定地域計画の内容を参酌して、国土交通省令をもって、営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減について定め、当該特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の全てに対し、これに従うべきことを命ずることができる。この場合において、国土交通大臣は、その事業活動がこの条に定める事態の生じたことについて関係がないと認

める一般乗用旅客自動車運送事業者については、その者に限り、当該営業方法の制限に関する命令の全部又は一部の適用を受けないものとすることができる。

一 合意事業者以外の当該特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の事業活動により、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されていること。

二 合意事業者による一般乗用旅客自動車運送事業の自主的な供給輸送力の削減をもってしては、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進することができないこと。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の申出について準用する。

第六章 準特定地域計画等

第九条の見出しを「(準特定地域計画)」に改め、同条第一項中「協議会」を「準特定地域において組織された協議会」に、「特定地域」を「当該準特定地域」に改め、「適正化及び」を削り、「地域計画」を「準特定地域計画」に改め、同条第二項中「地域計画」を「準特定地域計画」に改め、同項第一号中「適正化及び」を削り、同項第三号中「特定事業」を「活性化事業」に改め、同条第三項中「地域計画」を「準特定地域計画」に改め、同条第四項中「地域計画」を「準特定地域計画」に、「特定地域」を「準特定地

域」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「地域計画」を「準特定地域計画」に改める。

第十条の見出し及び同条第一項中「地域計画」を「準特定地域計画」に改め、同条第二項中「協議会」を「準特定地域計画を作成した協議会」に、「地域計画の」を「当該準特定地域計画の」に、「地域計画に」を「準特定地域計画に」に改める。

第十一条の見出し中「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改め、同条第一項中「地域計画」を「準特定地域計画」に、「特定事業に」を「活性化事業に」に、「特定事業の」を「活性化事業の」に、「特定事業を」を「活性化事業を」に、「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改め、「適正化及び」を削り、同条第二項中「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改め、同項各号中「特定事業」を「活性化事業」に改め、同条第三項中「特定事業計画には、特定事業と相まって、地域計画」を「活性化事業計画には、活性化事業と相まって、準特定地域計画」に改め、「適正化及び」を削り、「減少」を「削減」に改め、同条第四項中「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改め、同項第二号中「特定事業（）」を「活性化事業（）」に、「特定事業及び」を「活性化事業及び」に改め、同条第五項中「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改める。

第十二条第一項中「特定事業計画」を「活性化事業計画」に、「特定地域」を「準特定地域」に改め、同条第二項及び第三項中「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改める。

第十三条第一項を削り、同条第二項中「認定事業者が認定特定事業計画に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（道路運送法第五条第一項第三号の事業計画をいう。第十五条第一項において同じ。）を「第十一条第四項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）がその認定に係る活性化事業計画（以下「認定活性化事業計画」という。）に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画」に、「同法」を「道路運送法」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「認定特定事業計画」を「認定活性化事業計画」に改め、同項を同条第二項とする。

第十四条第一項中「認定特定事業計画に従って特定事業」を「認定活性化事業計画に従って活性化事業」に、「認定特定事業計画」を「当該認定活性化事業計画」に、「当該特定事業」を「活性化事業」に改め、同条第三項中「認定特定事業計画」を「認定活性化事業計画」に改める。

第四条第一項中「特定地域」の下に「及び準特定地域」を加え、同条第二項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「特定事業」を「活性化事業」に、「地域計画」を「準特定地域計画」に改め、同号を同項

第五号とし、同項第二号中「地域計画」を「準特定地域計画」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第八条の二第一項に規定する特定地域計画の作成に関する基本的な事項

三 第八条の二第一項に規定する特定地域計画に定める一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減及び活性化措置に関する基本的な事項

第五条中「特定地域」の下に「又は準特定地域」を加える。

第六条及び第七条中「特定地域」の下に「及び準特定地域」を加える。

第二章を第三章とする。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 特定地域及び準特定地域の指定

第三条第一項中「、特定の地域」の下に「において、一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰（供給輸送力が輸送需要量に対し過剰であることをいう。以下同じ。）であると認める場合であつて、当該地域」を加え、「の輸送需要に的確に対応することにより、」を「における供給輸送力の削減をしなければ、一

般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに」に、「確保し」を「確保することにより」に、「発揮できるようにする」を「発揮することが困難である」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第五項中「指定」の下に「及び第二項の規定による期限の延長」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「指定」の下に「及び第二項の規定による期限の延長」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「及び」を「、第二項の規定による期限の延長及び」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定地域を指定した場合において、当該指定の期間が経過した後において更にその指定の必要があると認めるときは、期間を定めて、その指定の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第二章中第三条の次に次の一条を加える。

(準特定地域の指定)

第三条の二 国土交通大臣は、特定の地域において、一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰となるおそ

れがあると認める場合であつて、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の前条第一項各号に掲げる状況に照らして、当該地域の輸送需要に的確に対応しなければ、一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することができなくなるおそれがあるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて準特定地域として指定することができる。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。
(タクシー業務適正化特別措置法の一部改正)

第二条 タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

「第一章 総則(第一条・第二条)

目次中「第一章 総則(第一条・第二条)」を

第一章の二 指定地域及び特定指定地域の指定(第二

に改める。

条の二・第二条の三)」

第一条中「指定地域において」を削り、「実施し」の下に「指定地域において輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行うとともに」を加え、「タクシー業務適正化事業」を「タクシー業務適正化事業」に改める。

第二条第五項中「タクシーによる輸送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第二十七条第一項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、同法第十三条の規定に違反する輸送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で政令で定めるもの」を「次条第一項の規定により指定された地域」に改め、同条第六項中「指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で政令で定めるもの」を「第二条の三第一項の規定により指定された地域」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 指定地域及び特定指定地域の指定

(指定地域の指定)

第二条の二 国土交通大臣は、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第二十七条第一項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、同法第十三条の規定に違反する運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、指定地域として指定することができる。

2 国土交通大臣は、指定地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除は、告示によつて行う。

4 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第八条第一項に規定する協議会は、国土交通大臣に対し、当該協議会が組織されている同法第二条第五項に規定する特定地域又は同条第六項に規定する準特定地域について第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

5 都道府県知事は、国土交通大臣に対し、当該都道府県について第一項の規定による指定を行うよう要

請することができる。

6 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、国土交通大臣に対し、当該市町村について第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

(特定指定地域の指定)

第二条の三 国土交通大臣は、指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、特定指定地域として指定することができる。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

第三条中「指定地域内の営業所に配置する」を削り、「指定地域に係るタクシー運転者登録原簿（以下「原簿」という。）を「タクシーを配置する営業所を設けている単位地域（全国の区域を分けてタクシー運転者登録原簿（以下「原簿」という。）を設ける単位となる地域として国土交通大臣が指定する地域をいう。以下同じ。）に係る原簿」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による指定は、告示によつて行う。

第四条第二項中「指定地域」を「単位地域」に改める。

第五条第一項中「指定地域」を「当該登録に係る単位地域」に改め、同条第二項第四号中「指定地域」を「単位地域」に改める。

第七条第一項第二号中「第二十七条第一項」を「第二十七条第二項」に改め、同項第四号中「特定指定地域にあつては、当該特定指定地域」を「指定地域にあつては、当該指定地域」に、「当該特定指定地域に係る地理の」を「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する」に改め、同項第五号中「指定地域」を「単位地域」に改める。

第十一条中「政令」を「国土交通省令」に改める。

第十二条第二項中「指定地域内に営業所を有する」を削り、「当該指定地域」を「営業所を設けている単位地域」に改める。

第十三条中「指定地域内の営業所に配置する」を削る。

第十四条中「指定地域内の営業所に配置する」を削り、「より、」の下に「当該登録運転者の登録に係る単位地域ごとに」を加える。

第十六条第一項第三号中「指定地域」を「当該登録運転者の登録に係る単位地域」に改める。

第十九条第一項及び第五項中「指定地域」を「単位地域」に改める。

第二十条第一項中「政令」を「国土交通省令」に改める。

第四十六条第一項中「指定地域内に営業所を有する」及び「指定地域内の営業所に配置する」を削る。

第四十八条の見出しを「（輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験）」に改め、同条第一項中「特定指定地域」を「指定地域」に、「地理の」を「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する」に改める。

第四十九条第一項中「適正化事業実施機関に」を「指定地域（特定指定地域を除く。）にあつては当該指定地域に係る登録実施機関に、特定指定地域にあつては当該特定指定地域に係る登録実施機関又は適正化事業実施機関に、」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「国土交通大臣は、」の下に「登録実施機関又は」を加え、同項各号中「次項」の下に「若しくは第七項」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定は、登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録

事務等に関する料金その他の」とあるのは「その他の」と、第二十五条第一項中「職員若しくは登録諮問委員会の委員」とあるのは「職員」と、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは「職員」と、第三十六条第一項中「、収支予算及び資金計画」とあるのは「及び収支予算」と読み替えるものとする。

第四十九条第三項中「より」の下に「登録実施機関又は」を加え、「行なう」を「行う」に改め、「当該」の下に「登録実施機関又は」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 登録実施機関が試験事務を行う場合における第七条第一項第四号の規定の適用については、同号中「国土交通大臣」とあるのは、「登録実施機関」とする。

第五十四条中「政令」を「国土交通省令」に改める。

第五十六条第一号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第五十七条中「第四十九条第五項」を「第四十九条第六項又は第七項」に改める。

(道路運送法の一部改正)

第三条 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二 指定試験機関（第四十四条―第四十五条の十二）」を
「第二章の二 民間団体等
第二章の三 指定試験機

による旅客自動車運送の適正化に関する事業の推進（第四十三条の二―第四十三条の八）

に改める。

関（第四十四条―第四十五条の十二）

」

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条第一項中「第八十八条の二第二号及び第五号」を「第八十八条の二第一号及び第四号」に改める。

第九条の三第一項中「一般乗用旅客自動車運送事業者」を「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）」に改める。

第二十七条第一項中「、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員（次項において「運転者等」という。）の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項と

して国土交通省令で定めるものを遵守し」を「その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じ」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員（次項において「運転者等」という。）の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

第二十九条の二中「第二十七条第二項」を「第二十七条第三項」に改める。

第二章の二を第二章の三とし、第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事業の推進

（旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定等）

第四十三条の二 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する事業を適正か

つ確実に行うことができるものと認められるものとして国土交通省令で定めるものを、その申請により、運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域（以下この章において単に「区域」という。）ごとに、旅客自動車運送適正化事業実施機関（以下「適正化機関」という。）として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による適正化機関の指定をしたときは、当該適正化機関の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指定に係る区域を公示しなければならない。

（事業）

第四十三条の三 適正化機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「適正化事業」という。）を行うものとする。

一 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し旅客自動車運送事業者に対する指導を行うこと。

二 旅客自動車運送事業者以外の者の旅客自動車運送事業を営営する行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。

四 旅客自動車運送事業に関する旅客からの苦情を処理すること。

五 輸送の安全を確保するために行う旅客自動車運送事業者への通知、第一号の規定による指導の結果の国土交通大臣への報告その他国土交通大臣がこの法律の施行のためにする措置に対して協力すること。

(苦情の解決)

第四十三条の四 適正化機関は、旅客から旅客自動車運送事業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該申出の対象となつた旅客自動車運送事業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 適正化機関は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該申出の対象となつた旅客自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができ

る。

3 旅客自動車運送事業者は、適正化機関から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 適正化機関は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について旅客自動車運送事業者に周知させなければならない。

(説明又は資料提出の請求)

第四十三条の五 適正化機関は、前条の規定によるもののほか、適正化事業の実施に必要な限度において、旅客自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

2 旅客自動車運送事業者は、適正化機関から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(改善命令)

第四十三条の六 国土交通大臣は、適正化機関の適正化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、適正化機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第四十三条の七 国土交通大臣は、適正化機関が前条の規定による命令に違反したときは、第四十三条の

二第一項の指定を取り消すことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により第四十三条の二第一項の指定を取り消したときは、その旨を公示しななければならない。

(国土交通省令への委任)

第四十三条の八 第四十三条の二第一項の指定の手續その他適正化機関に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第八十八条第二項中「第二章」の下に「第二章の二」を加え、「第六章」を「この章」に改める。

第八十八条の二第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第九十四条第七項中「第三項から第五項」を「第四項から第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「職員をして」の下に「適正化

機関又は」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、適正化機関に、国土交通省令で定める手続に従い、その事業に関し、報告をさせることができる。

第九十四条の二中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第九十八条第十一号中「第二十七条第二項」を「第二十七条第三項」に改め、同条第十九号中「第九十四条第三項」を「第九十四条第四項」に改める。

第九十八条の二の次に次の一条を加える。

第九十八条の二の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした適正化機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第九十四条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第九十八条の三第三号中「第九十四条第二項」を「第九十四条第三項」に改め、同条第四号中「第九十四条第四項」を「第九十四条第五項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 平成二十七年十月一日

二 附則第九条及び第十六条の規定 公布の日

(特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「旧特定地域特措法」という。)第三条第一項の規定により特定地域として指定されている地域(以下「旧特定地域」という。)については、旧特定地域特措法

(これに基づく命令を含む。)の規定は、同項の規定により定められた期間が満了するまでの間(旧特定地域が、第一条の規定による改正後の特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「新特定地域等特措法」という。))第三条第一項の規定により特定地域として指定され、又は新特定地域等特措法第三条の二第一項の規定により準特定地域として指定されたときは、新特定地域等特措法第三条第一項又は第三条の二第一項の規定による指定が行われるまでの間。次項において同じ。)、なおその効力を有する。

2 旧特定地域については、この法律の施行の際現に旧特定地域特措法第四条第一項の規定により定められている基本方針は、旧特定地域特措法第三条第一項の規定により定められた期間が満了するまでの間、なおその効力を有する。

第三条 旧特定地域について、新特定地域等特措法第三条第一項の規定により特定地域として指定され、又は新特定地域等特措法第三条の二第一項の規定により準特定地域として指定された際現に旧特定地域特措法第八条第一項の規定により組織されている協議会(以下「旧協議会」という。)であつて、新特定地域等特措法第八条第三項の基準に適合するものは、同条第一項の規定により組織された協議会(以下「新協

議会」という。)とみなす。

第四条 旧特定地域について新特定地域等特措法第三条の二第一項の規定により準特定地域として指定された際に旧特定地域特措法第九条第一項の規定により作成されている地域計画（前条の規定により新協議会とみなされる旧協議会が作成したものに限る。以下「旧地域計画」という。）であつて、新特定地域等特措法第四条第一項の規定に基づき定められた基本方針に適合するものは、新特定地域等特措法第九条第一項の規定により作成された準特定地域計画（次条において単に「準特定地域計画」という。）とみなす。

第五条 旧特定地域について新特定地域等特措法第三条の二第一項の規定により準特定地域として指定された際に旧特定地域特措法第十一条第一項の規定により作成されている特定事業計画（前条の規定により準特定地域計画とみなされる旧地域計画に係るものに限る。）は、新特定地域等特措法第十一条第一項の規定により作成された活性化事業計画とみなす。

第六条 旧特定地域について新特定地域等特措法第三条の二第一項の規定により準特定地域として指定された際に作成されている旧特定地域特措法第十一条第一項の規定による認定の申請は、新特定地域等特措法第十一条第一項の規定による認定の申請とみなす。

第七条 旧特定地域について新特定地域等特措法第三条の二第一項の規定により準特定地域として指定された際にされている旧特定地域特措法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する道路運送法第十五条第一項の認可の申請であつて、旧特定地域特措法第十五条第一項に規定する事業計画の変更に係るものは、新特定地域等特措法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する道路運送法第十五条第一項の認可の申請とみなす。

第八条 新特定地域等特措法第三条第一項の規定により指定された特定地域において組織される新協議会は、新特定地域等特措法第八条の二第一項に規定する特定地域計画を作成するに当たっては、旧特定地域特措法第十三条第一項に規定する認定特定事業計画に基づいて行われた一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の減少の実績も勘案し、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業者間の適正かつ公平な一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減が図られるよう努めなければならない。

(タクシー業務適正化特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第二条の規定による改正後のタクシー業務適正化特別措置法(以下「新タクシー特措法」という。)第十九条第一項の登録を受けようとする者は、第二条の規定の施行前においても、その申請をすることが

できる。新タクシー特措法第二十三条第一項の規定による登録事務等規程の認可の申請についても、同様とする。

第十条 第二条の規定の施行の際現に新タクシー特措法第三条第一項に規定する単位地域（第二条の規定による改正前のタクシー業務適正化特別措置法（以下「旧タクシー特措法」という。）第二条第五項に規定する指定地域を除く。以下単に「単位地域」という。）内に営業所を有するタクシー事業者は、平成二十八年三月三十一日までの間、新タクシー特措法第三条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定の施行の際現に雇用されている者でタクシーの運転者として選任されているものを当該営業所に配置するタクシーに運転者として乗務させることができる。

第十一条 第二条の規定の施行前にされた旧タクシー特措法第五条の規定による申請であつて、第二条の規定の施行の際、登録又はその拒否の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第十二条 第二条の規定の施行の際現に単位地域内に営業所を有するタクシー事業者（法人である者を除く。）は、平成二十八年三月三十一日までの間、新タクシー特措法第四十六条第一項の規定にかかわらず、当該

営業所に配置するタクシーに自ら乗務するときは、同項の規定による個人タクシー事業者乗務証を当該タクシーに表示することを要しない。

第十三条 附則第九条から前条までに規定するもののほか、第二条の規定の施行前に旧タクシー特措法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新タクシー特措法（これに基づく命令を含む。）に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（道路運送法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の道路運送法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、同条の規定による改正後の道路運送法（これに基づく命令を含む。）に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律（第二条の規定については、同条の規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用につ

いては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二百二十五号中「第三十四条第二項又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」を「第三十四条第二項又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に、「第十三条第二項」を「第八条の八第一項（道路運送法の特例）若しくは第十三条第一項」に、「認定又は特定地域における一般乗用旅客自動

車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」を「認定又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条の七第一項（事業者計画の認可）の規定による事業者計画の認可若しくは同法」に、「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改め、同号（二）ハ中「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第二条第五項」を「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第二条第六項」に、「特定地域内の営業所に配置する事業用自動車（道路運送法第二条第八項（定義）に規定する事業用自動車をいう。）の合計数を増加することに係る」を「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させる」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十九条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）」の下に、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）」を加える。

理由

特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減及び活性化措置を推進するための特定地域計画制度の創設、準特定地域における活性化事業等を推進するための準特定地域計画制度の創設並びに特定地域及び準特定地域における道路運送法の特例の拡充を行うとともに、タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保するため、タクシー運転者登録制度の拡充等を行い、あわせて、一般旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の運転者の過労の防止及び民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事業の推進について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律新旧対照表

○特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）（抄）（第一条
関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 特定地域及び準特定地域の指定（第三条・第三条の二）</p> <p>第三章 基本方針等（第四条―第七条）</p> <p>第四章 協議会（第八条）</p> <p>第五章 特定地域計画等</p> <p>第一節 特定地域計画（第八条の二―第八条の六）</p> <p>第二節 事業者計画（第八条の七―第八条の九）</p> <p>第三節 合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者に対する措置（第八条の十）</p> <p>第四節 営業方法の制限に関する命令（第八条の十一）</p> <p>第六章 準特定地域計画等（第九条―第十四条）</p> <p>第七章 特定地域及び準特定地域における許可等の特例</p> <p>第一節 特定地域における許可等の特例（第十四条の二・第十四条の三）</p> <p>第二節 準特定地域における許可等の特例（第十四条の四―第十五条の二）</p>	<p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 基本方針等（第四条―第七条）</p> <p>第三章 地域計画の作成及び実施（第八条―第十四条）</p> <p>第四章 特定地域における道路運送法の特例（第十五条）</p> <p>第五章 雑則（第十六条―第二十条）</p> <p>第六章 罰則（第二十一条）</p> <p>附則</p>

第八章 特定地域及び準特定地域における運賃の特例（第十六条

―第十六条の四―）

第九章 雑則（第十七条―第二十条）

第十章 罰則（第二十条の二―第二十一条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、一般乗用旅客自動車運送が地域公共交通として重要な役割を担っており、地域の状況に応じて、地域における輸送需要に対応しつつ、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることが重要であることに鑑み、国土交通大臣による特定地域及び準特定地域の指定並びに基本方針の策定、特定地域において組織される協議会による特定地域計画の作成並びにこれに基づく一般乗用旅客自動車運送事業者による供給輸送力の削減及び活性化措置の実施、準特定地域において組織される協議会による準特定地域計画の作成及びこれに基づく一般乗用旅客自動車運送事業者による活性化事業等の実施並びに特定地域及び準特定地域における道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の特例について定めることにより、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進し、もって地域における交通の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「一般乗用旅客自動車運送事業」とは、道路運送法第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業（国土

（目的）

第一条 この法律は、一般乗用旅客自動車運送が地域公共交通として重要な役割を担っており、地域の状況に応じて、地域における輸送需要に対応しつつ、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることが重要であることに鑑み、国土交通大臣による特定地域の指定及び基本方針の策定、特定地域において組織される協議会による地域計画の作成及びこれに基づく一般乗用旅客自動車運送事業者による特定事業等の実施並びに特定地域における道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の特例について定めることにより、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進し、もって地域における交通の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「一般乗用旅客自動車運送事業」とは、道路運送法第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をい

交通大臣が指定するものを除く。)をいう。

2 5 (略)

6 | この法律において「準特定地域」とは、第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。

7 | この法律において「活性化事業」とは、一般乗用旅客自動車運送事業について、利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供、情報通信技術の活用による運行の管理の高度化、利用者の特別の需要に応ずるための運送の実施その他の国土交通省令で定める措置（一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定めるものを除く。）を講ずることにより、輸送需要に対応した合理的な運営及び法令の遵守の確保並びに運送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓を図り、もって一般乗用旅客自動車運送事業の活性化に資する事業をいう。

8 | この法律において「活性化措置」とは、活性化事業その他の一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進するために行う事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受け、一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割その他経営の合理化に資する措置として国土交通省令で定めるものをいう。

9 | この法律において「事業用自動車」とは、道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車（国土交通大臣が指定するものを除く。）をいう。

第二章 特定地域及び準特定地域の指定

(特定地域の指定)

第三条 国土交通大臣は、特定の地域において、一般乗用旅客自動

う。

2 5 (略)

(新設)

6 | この法律において「特定事業」とは、一般乗用旅客自動車運送事業について、利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供、情報通信技術の活用による運行の管理の高度化、利用者の特別の需要に応ずるための運送の実施その他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、輸送需要に対応した合理的な運営及び法令の遵守の確保並びに運送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓を図り、もって一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する事業をいう。

(新設)

7 | この法律において「事業用自動車」とは、道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車をいう。

(新設)

(特定地域の指定)

第三条 国土交通大臣は、特定の地域における一般乗用旅客自動

車運送事業が供給過剰（供給輸送力が輸送需要量に対し過剰であることをいう。以下同じ。）であると認める場合であつて、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の次に掲げる状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に發揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて特定地域として指定することができる。

（削除）

一〇三（略）

2| 国土交通大臣は、前項の規定により特定地域を指定した場合において、当該指定の期間が経過した後において更にその指定の必要があると認めるときは、期間を定めて、その指定の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3| 国土交通大臣は、特定地域について第一項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特定地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

4| 第一項の規定による指定、第二項の規定による期限の延長及び前項の規定による指定の解除は、告示によつて行ふ。

5| 都道府県知事は、国土交通大臣に対し、当該都道府県について第一項の規定による指定及び第二項の規定による期限の延長を行

運送事業の次に掲げる状況に照らして、当該地域の輸送需要に的確に対応することにより、輸送の安全及び利用者の利便を確保し、その地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようにするため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて特定地域として指定することができる。

一 供給過剰（供給輸送力が輸送需要量に対し過剰であることをいう。）の状況

二〇四（略）
（新設）

2| 国土交通大臣は、特定地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特定地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3| 第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除は、告示によつて行ふ。

4| 都道府県知事は、国土交通大臣に対し、当該都道府県について第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

うよう要請することができる。

6| 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、国土交通大臣に対し、当該市町村について第一項の規定による指定及び第二項の規定による期限の延長を行うよう要請することができる。

〔準特定地域の指定〕

第三条の二 国土交通大臣は、特定の地域において、一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰となるおそれがあると認める場合であつて、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の前条第一項各号に掲げる状況に照らして、当該地域の輸送需要に的確に対応しなければ、一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することができなくなるおそれがあるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて準特定地域として指定することができる。

2| 前条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

第三章 基本方針等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針（以

5| 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、国土交通大臣に対し、当該市町村について第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

(新設)

第二章 基本方針等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針（以下「基本方針」

下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 第八条の二第一項に規定する特定地域計画の作成に関する基本的な事項

三 第八条の二第一項に規定する特定地域計画に定める一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減及び活性化措置に関する基本的な事項

四 第九条第一項に規定する準特定地域計画の作成に関する基本的な事項

五 活性化事業その他の第九条第一項に規定する準特定地域計画に定める事業に関する基本的な事項

六 (略)

3・4 (略)

(一般乗用旅客自動車運送事業者等の責務)

第五条 一般乗用旅客自動車運送事業者であつて特定地域又は準特定地域内に営業所を有するもの及びこれらの者の組織する団体(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)は、一般乗用旅客自動車運送が地域公共交通として重要な役割を担っていることを自覚し、当該特定地域又は準特定地域において、地域における輸送需要の把握及びこれに応じた適正かつ合理的な運営の確保を図るための措置、地域における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応した運送サービスの円滑かつ確実な提供を図るための措置その他の一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

(新設)

(新設)

二 第九条第一項に規定する地域計画の作成に関する基本的な事項

三 特定事業その他の第九条第一項に規定する地域計画に定める事業に関する基本的な事項

四 (略)

3・4 (略)

(一般乗用旅客自動車運送事業者等の責務)

第五条 一般乗用旅客自動車運送事業者であつて特定地域内に営業所を有するもの及びこれらの者の組織する団体(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)は、一般乗用旅客自動車運送が地域公共交通として重要な役割を担っていることを自覚し、当該特定地域において、地域における輸送需要の把握及びこれに応じた適正かつ合理的な運営の確保を図るための措置、地域における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応した運送サービスの円滑かつ確実な提供を図るための措置その他の一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国の責務)

第六条 国は、特定地域及び準特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する取組のために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の支援を行うよう努めなければならない。

2 国は、特定地域及び準特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する取組と相まって、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進するため、検査、処分その他の監督上必要な措置を的確に実施するものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第四章 協議会

第八条 特定地域及び準特定地域において、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第一項に規定する特定地域計画の作成及び当該特定地域計画の実施

(国の責務)

第六条 国は、特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する取組のために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の支援を行うよう努めなければならない。

2 国は、特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する取組と相まって、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進するため、検査、処分その他の監督上必要な措置を的確に実施するものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第三章 地域計画の作成及び実施

(協議会)

第八条 特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第一項に規定する地域計画の作成、当該地域計画の実施に係る連絡

に係る連絡調整並びに第九条第一項に規定する準特定地域計画の作成及び当該準特定地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会（以下単に「協議会」という。）を組織することができる。

2 (略)

3 協議会は、第一項に規定する者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、前項の規定に基づき構成員として加えた者が任意に脱退することができるものでなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 特定地域計画等

第一節 特定地域計画

（特定地域計画の認可）

第八条の二 特定地域において組織された協議会は、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進しようとするときは、当該適正化及び活性化を推進するための計画（以下「特定地域計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 特定地域計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

調整その他当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会（以下単に「協議会」という。）を組織することができる。

2 (略)

(新設)

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(新設)

(新設)

(新設)

-
- 二 特定地域計画の目標
 - 三 当該特定地域において削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力
 - 四 当該特定地域において行うべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の方法
 - 五 当該特定地域内に営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力
 - 六 当該特定地域内に営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が行うべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の方法
 - 七 前各号に掲げるもののほか、当該特定地域における供給輸送力の削減に関し必要な事項
- 3 特定地域計画には、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進するため、次に掲げる事項を定めることができる。
 - 一 前項第二号の目標を達成するために行う活性化措置及びその実施主体に関する事項
 - 二 前項各号及び前号に掲げるもののほか、特定地域計画の実施に関し当該協議会が必要と認める事項
 - 4 第一項の認可の申請には、次項第二号の基準に適合することを証する書面その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。
 - 5 国土交通大臣は、第一項の認可をしようとするときは、次の基準によって、これをしなければならない。
 - 一 特定地域計画に定める事項が基本方針に照らし適切なものであること。
-

- 二 特定地域計画に定める事項が都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものであること。
- 三 協議会が特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該特定地域計画の作成に合意をした一般乗用旅客自動車運送事業者が当該特定地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計が当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数の三分の二以上であること。
- 四 特定地域計画に定める事項が当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業の供給過剰の状況を是正するための必要かつ最小限度の範囲を超えないものであること。
- 五 特定地域計画に定める事項が特定の一般乗用旅客自動車運送事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 六 特定地域計画に定める事項が旅客の利益を不当に害するものでないこと。
- 6 国土交通大臣は、第一項の認可をしたときは、当該認可に係る特定地域計画（以下「認可特定地域計画」という。）の内容その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。
- （認可特定地域計画に定められた事項の実施）
- 第八条の三 協議会が認可特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該認可特定地域計画の作成に合意をした一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「合意事業者」という。）は、当該認可特定地域計画に従い、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を行わなければならない。
- 2 協議会が認可特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員

（新設）

として当該認可特定地域計画の作成に合意をした者であつて、当該認可特定地域計画に定められた活性化措置の実施主体とされたものは、当該認可特定地域計画に従い、活性化措置を実施しなければならぬ。

3| 認可特定地域計画を作成した協議会（以下「認可協議会」という。）は、当該認可特定地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、合意事業者以外の当該認可特定地域計画に係る特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者及び当該認可特定地域計画に定められた活性化措置の実施主体とされた者以外の者に対し、当該認可特定地域計画に定められた一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減及び活性化措置の実施のために必要な協力を要請することができる。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第八条の四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、認可特定地域計画及び認可特定地域計画に基づいてする行為には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 不正な取引方法を用いるとき。

二 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより旅客の利益を不当に害することとなるとき。

三 第八条の六第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき（同条第三項の請求に応じ、国土交通大臣が次条第三項の規定による処分をした場合を除く。）。

2| 第八条の六第三項の規定による請求が認可特定地域計画に定める事項の一部について行われたときは、当該認可特定地域計画に

（新設）

定める事項のうち当該請求に係る部分以外の部分に関しては、前項ただし書（第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同項本文の規定の適用があるものとする。

（認可特定地域計画の変更命令等）

第八条の五 国土交通大臣は、認可特定地域計画の内容が第八条の二第五項第一号又は第二号に適合しないものとなつたと認めるときは、認可協議会に対し、当該認可特定地域計画の変更を命ずることができる。

（新設）

2 国土交通大臣は、認可協議会が前項の規定による命令に従わないときは、第八条の二第一項の認可を取り消すことができる。

3 国土交通大臣は、認可特定地域計画の内容が第八条の二第五項第四号から第六号までのいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認可協議会に対し、当該認可特定地域計画の変更を命じ、又は同条第一項の認可を取り消さなければならない。

4 国土交通大臣は、認可協議会が前項の規定による命令に従わないときは、第八条の二第一項の認可を取り消さなければならない。

（公正取引委員会との関係）

（新設）

第八条の六 国土交通大臣は、第八条の二第一項の認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る認可特定地域計画を公正取引委員会に通知しなければならない。

2 国土交通大臣は、前条第三項又は第四項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、認可特定地域計画の内容が第八条の二第五

項第四号から第六号までのいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、国土交通大臣に対し、前条第三項の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第二節 事業者計画

(事業者計画の認可)

第八条の七 特定地域計画について第八条の二第一項の認可があつたときは、合意事業者（この法律、道路運送法又はタクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）の規定により一般乗用旅客自動車運送事業に係る道路運送法第四条第一項の許可（第十八条の四第二項を除き、以下単に「許可」という。）の取消しを受けた者その他国土交通省令で定める者を除く。以下この条から第八条の十一までにおいて同じ。）は、正当な理由がある場合を除き、当該認可に係る第八条の二第六項の公表後六月以内に、単独で又は共同して、各合意事業者が削減する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力、その削減の方法等について定めた計画（以下「事業者計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業者計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 各合意事業者が削減する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力

二 各合意事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送

(新設)

(新設)

力の削減の方法

- 三 前二号に掲げるもののほか、各合意事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減に関し必要な事項として国土交通省令で定める事項
 - 四 認可特定地域計画において活性化措置（活性化事業以外の一
般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進するために行う事業を除く。以下同じ。）の実施主体とされた合意事業者にあつては、次に掲げる事項
 - イ 活性化措置の内容
 - ロ 活性化措置の実施時期
 - ハ 活性化措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - ニ 活性化措置の効果
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、活性化措置の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項
- 3| 国土交通大臣は、第一項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。
- 一 事業者計画に定める事項が認可特定地域計画に照らし適切なものであること。
 - 二 事業者計画に定める事項が一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を確実にを行うため適切なものであること。
 - 三 事業者計画に定める事項が道路運送法第十五条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項の認可を要するものである場合に於ては、その内容が同法第十五条第二項又は第三十六条第三項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。
- 四 事業者計画に前項第四号に掲げる事項が定められている場合

にあつては、当該事項が活性化措置を確実に遂行するため適切なものであること。

〔道路運送法の特例〕

第八条の八 前条第一項の認可を受けた合意事業者（以下「認可合意事業者」という。）が当該認可に係る事業者計画（以下「認可事業者計画」という。）に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（道路運送法第五条第一項第三号の事業計画をいう。以下同じ。）の変更をする場合においては、当該認可合意事業者が当該認可を受けたことをもつて、同法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしたものとみなす。

2 認可合意事業者が認可事業者計画（前条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡若しくは譲受け又は一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併若しくは分割をする場合においては、当該認可合意事業者が当該認可を受けたことをもつて、道路運送法第三十六条第一項又は第二項の認可を受けたものとみなす。

〔認可事業者計画の変更命令等〕

第八条の九 国土交通大臣は、合意事業者が正当な理由がなく事業者計画について第八条の七第一項の認可を受けないときは、当該合意事業者に対し、事業者計画（営業方法の制限のみによる一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を定めたものに限る。）の認可を受けることを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、認可合意事業者が正当な理由がなく認可事業

（新設）

（新設）

者計画に従って事業用自動車の台数の削減による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を行っていないと認めるときは、当該認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画の変更（営業方法の制限のみによる一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を定めた計画への変更に限る。第五項において同じ。）を命ずることができる。

3| 国土交通大臣は、認可合意事業者が正当な理由がなく認可事業者計画に従って営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を行っていないと認めるときは、当該認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画に従って営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を行うことを命ずることができる。

4| 国土交通大臣は、認可合意事業者が正当な理由がなく認可事業者計画に従って活性化事業を実施していないと認めるときは、当該認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画に従って活性化事業を実施することを勧告することができる。

5| 国土交通大臣は、認可事業者計画の内容が第八条の七第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画の変更を命ずることができる。

第三節 合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者
に対する措置

第八条の十 一の特定地域に係る全ての合意事業者が第八条の七第一項の認可を受けた場合において、当該特定地域に係る認可協議

（新設）

（新設）

会から申出があったときは、国土交通大臣は、当該特定地域において、合意事業者以外の当該特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の事業活動により、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されている事態が存し、かつ、このような事態を放置しては当該一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することに支障が生ずると認めるときは、国土交通省令の定めるところにより、当該一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、当該特定地域に係る認可特定地域計画の内容を参酌して、営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を行うよう勧告することができる。

2 前項の申出には、同項の事態が存することを明らかにする書面
その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の申出があったときは、遅滞なく、同項の勧告をするかどうかを決定し、その申出をした認可協議会にその結果を通知しなければならない。

第四節 営業方法の制限に関する命令

第八条の十一 一の特定地域に係る全ての合意事業者が第八条の七
第一項の認可を受けた場合において、当該特定地域に係る認可協議会から申出があったときは、国土交通大臣は、当該特定地域において、次の各号のいずれかに該当する事態が存し、かつ、このような事態を放置しては当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者

(新設)

(新設)

の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することに著しい支障が生ずると認めるときに限り、当該特定地域に係る認可特定地域計画の内容を参酌して、国土交通省令をもって、営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減について定め、当該特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の全てに対し、これに従うべきことを命ずることができる。この場合において、国土交通大臣は、その事業活動がこの条に定める事態の生じたことについて関係がないと認める一般乗用旅客自動車運送事業者については、その者に限り、当該営業方法の制限に関する命令の全部又は一部の適用を受けないものとすることができる。

一 合意事業者以外の当該特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の事業活動により、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されること。

二 合意事業者による一般乗用旅客自動車運送事業の自主的な供給輸送力の削減をもってしては、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進することができないこと。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の申出について準用する。

第六章 準特定地域計画等

(準特定地域計画)

第九条 準特定地域において組織された協議会は、基本方針に基づき、当該準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の活性

(新設)

(地域計画)

第九条 協議会は、基本方針に基づき、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画

化を推進するための計画（以下「準特定地域計画」という。）を作成することができる。

- 2 準特定地域計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 一般乗用旅客自動車運送事業の活性化の推進に関する基本的な方針
 - 二 準特定地域計画の目標
 - 三 前号の目標を達成するために行う活性化事業その他の事業及びその実施主体に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、準特定地域計画の実施に当該協議会が必要と認める事項
- 3 準特定地域計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 準特定地域計画は、その作成に係る合意をした協議会の構成員である一般乗用旅客自動車運送事業者が当該準特定地域計画に係る準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計が当該準特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数の過半数であるものでなければならない。
- 5 協議会は、準特定地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣に送付しなければならない。
- 6 国土交通大臣は、前項の規定により準特定地域計画の送付を受けたときは、協議会に対し、必要な助言をすることができる。
- 7 第三項から前項までの規定は、準特定地域計画の変更について準用する。

（準特定地域計画に定められた事業の実施）

第十条 準特定地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員で

（以下「地域計画」という。）を作成することができる。

- 2 地域計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針
 - 二 地域計画の目標
 - 三 前号の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、地域計画の実施に当該協議会が必要と認める事項
- 3 地域計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 地域計画は、その作成に係る合意をした協議会の構成員である一般乗用旅客自動車運送事業者が当該地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計が当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数の過半数であるものでなければならない。
- 5 協議会は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣に送付しなければならない。
- 6 国土交通大臣は、前項の規定により地域計画の送付を受けたときは、協議会に対し、必要な助言をすることができる。
- 7 第三項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。

（地域計画に定められた事業の実施）

第十条 地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であつ

あつて、当該準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものは、当該準特定地域計画に従い、事業を実施しなければならない。

2 準特定地域計画を作成した協議会は、当該準特定地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、当該準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、当該準特定地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することができる。

(活性化事業計画の認定)

第十一条 準特定地域計画において活性化事業に関する事項が定められたときは、当該準特定地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であつて、活性化事業の実施主体とされた一般乗用旅客自動車運送事業者は、単独で又は共同して、当該準特定地域計画に即して活性化事業を実施するための計画（以下「活性化事業計画」という。）を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その活性化事業計画が一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を適切かつ確実に推進するために適当である旨の認定を申請することができる。

2 活性化事業計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 活性化事業の内容
- 二 活性化事業の実施時期
- 三 活性化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 四 活性化事業の効果
- 五 前各号に掲げるもののほか、活性化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

て、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされたものは、当該地域計画に従い、事業を実施しなければならない。

2 協議会は、地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することができる。

(特定事業計画の認定)

第十一条 地域計画において特定事業に関する事項が定められたときは、当該地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であつて、特定事業の実施主体とされた一般乗用旅客自動車運送事業者は、単独で又は共同して、当該地域計画に即して特定事業を実施するための計画（以下「特定事業計画」という。）を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その特定事業計画が一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を適切かつ確実に推進するために適当である旨の認定を申請することができる。

2 特定事業計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定事業の内容
- 二 特定事業の実施時期
- 三 特定事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 四 特定事業の効果
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 活性化事業計画には、活性化事業と相まって、準特定地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進するため、一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受け、一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減その他経営の合理化に資する措置として国土交通省令で定めるもの（以下「事業再構築」という。）について、次に掲げる事項を定めることができる。

一〜四（略）

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その活性化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 活性化事業計画に定める事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 活性化事業計画に定める事項が活性化事業（当該活性化事業計画に事業再構築に関する事項が定められている場合にあつては、活性化事業及び事業再構築。以下同じ。）を確実に遂行するため適切なものであること。

三 活性化事業計画に定める事項が道路運送法第十五条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項の認可を要するものである場合にあつては、その内容が同法第十五条第二項又は第三十六条第三項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

四 活性化事業計画に共同事業再構築（二以上の一般乗用旅客自動車運送事業者が共同して行う事業再構築をいう。以下同じ。）に関する事項が定められている場合にあつては、次のイ及びロに適合すること。

3 特定事業計画には、特定事業と相まって、地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受け、一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の減少その他経営の合理化に資する措置として国土交通省令で定めるもの（以下「事業再構築」という。）について、次に掲げる事項を定めることができる。

一〜四（略）

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その特定事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 特定事業計画に定める事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 特定事業計画に定める事項が特定事業（当該特定事業計画に事業再構築に関する事項が定められている場合にあつては、特定事業及び事業再構築。以下同じ。）を確実に遂行するため適切なものであること。

三 特定事業計画に定める事項が道路運送法第十五条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項の認可を要するものである場合にあつては、その内容が同法第十五条第二項又は第三十六条第三項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

四 特定事業計画に共同事業再構築（二以上の一般乗用旅客自動車運送事業者が共同して行う事業再構築をいう。以下同じ。）に関する事項が定められている場合にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ・ロ (略)

5 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る活性化事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6・7 (略)

(公正取引委員会との関係)

第十二条 国土交通大臣は、二以上の一般乗用旅客自動車運送事業者の申請に係る活性化事業計画(共同事業再構築に係る事項が記載されているものに限る。第三項において同じ。)について前条第四項の認定(同条第五項の変更の認定を含む。以下同じ。)をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、当該送付に係る活性化事業計画に従って行おうとする共同事業再構築が一般乗用旅客自動車運送事業における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。この場合において、国土交通大臣は、当該活性化事業計画に係る準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業における市場の状況その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、前項の規定による送付を受けた活性化事業計画について意見を述べるものとする。

3 国土交通大臣及び公正取引委員会は、国土交通大臣が前条第四項の認定をした活性化事業計画に従ってする共同事業再構築について、当該認定後の経済的事項の変化により、一般乗用旅客自動車

イ・ロ (略)

5 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る特定事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6・7 (略)

(公正取引委員会との関係)

第十二条 国土交通大臣は、二以上の一般乗用旅客自動車運送事業者の申請に係る特定事業計画(共同事業再構築に係る事項が記載されているものに限る。第三項において同じ。)について前条第四項の認定(同条第五項の変更の認定を含む。以下同じ。)をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、当該送付に係る特定事業計画に従って行おうとする共同事業再構築が一般乗用旅客自動車運送事業における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。この場合において、国土交通大臣は、当該特定事業計画に係る特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業における市場の状況その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、前項の規定による送付を受けた特定事業計画について意見を述べるものとする。

3 国土交通大臣及び公正取引委員会は、国土交通大臣が前条第四項の認定をした特定事業計画に従ってする共同事業再構築について、当該認定後の経済的事項の変化により、一般乗用旅客自動車

車運送事業者間の適正な競争を阻害し、又は一般乗用旅客自動車運送の利用者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

(道路運送法の特例)

第十三条 (削除)

第十一條第四項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)がその認定に係る活性化事業計画(以下「認定活性化事業計画」という。)に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画の変更をする場合においては、当該認定事業者が当該認定を受けたことをもって、道路運送法第十五條第一項の認可を受け、又は同條第三項若しくは第四項の規定による届出をしたものとみなす。

2| 認定事業者が認定活性化事業計画(事業再構築に関する事項が定められているものに限る。)に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡若しくは譲受け又は一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併若しくは分割をする場合においては、当該認定事業者が当該認定を受けたことをもって、道路運送法第三十六條第一項又は第二項の認可を受けたものとみなす。

(認定の取消し等)

運送事業者間の適正な競争を阻害し、又は一般乗用旅客自動車運送の利用者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

(道路運送法の特例)

第十三条 第十一條第四項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)がその認定に係る特定事業計画(以下「認定特定事業計画」という。)に基づき実施する特定地域の住民の福祉の増進を図るための運送として国土交通省令で定めるものに係る旅客の運賃及び料金を定める場合においては、道路運送法第九條の三第一項の規定にかかわらず、あらかじめ、当該運賃及び料金を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

2| 認定事業者が認定特定事業計画に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画(道路運送法第五條第一項第三号の事業計画をいう。第十五條第一項において同じ。)の変更をする場合においては、当該認定事業者が当該認定を受けたことをもって、同法第十五條第一項の認可を受け、又は同條第三項若しくは第四項の規定による届出をしたものとみなす。

3| 認定事業者が認定特定事業計画(事業再構築に関する事項が定められているものに限る。)に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡若しくは譲受け又は一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併若しくは分割をする場合においては、当該認定事業者が当該認定を受けたことをもって、道路運送法第三十六條第一項又は第二項の認可を受けたものとみなす。

(認定の取消し等)

第十四条 国土交通大臣は、認定事業者が正当な理由がなく認定活性化事業計画に従って活性化事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、当該認定活性化事業計画に従って活性化事業を実施すべきことを勧告することができる。

2 (略)

3 国土交通大臣は、認定活性化事業計画が第十一条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定活性化事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

第七章 特定地域及び準特定地域における許可等の特例

第一節 特定地域における許可等の特例

(許可の禁止)

第十四条の二 国土交通大臣は、許可の申請があつた場合において、当該申請に係る営業区域が特定地域の全部又は一部を含むものであるときは、当該許可をしてはならない。

(供給輸送力を増加させる事業計画の変更の禁止)

第十四条の三 一般乗用旅客自動車運送事業者は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定める事業計画の変更をすることができない。

第二節 準特定地域における許可等の特例

第十四条 国土交通大臣は、認定事業者が正当な理由がなく認定特定事業計画に従って特定事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、認定特定事業計画に従って当該特定事業を実施すべきことを勧告することができる。

2 (略)

3 国土交通大臣は、認定特定事業計画が第十一条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定特定事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

第四章 特定地域における道路運送法の特例

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(許可の特例)

第十四条の四 国土交通大臣は、許可の申請があつた場合において、当該申請に係る営業区域が準特定地域の全部又は一部を含むものであるときは、道路運送法第六条各号に掲げる基準のほか、当該許可を行うことにより当該準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰とならないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該申請が当該基準に適合しないと認めるときは、許可をしてはならない。

2 国土交通大臣は、前項の申請に対し許可をしようとする場合において、当該準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴かなければならない。

(供給輸送力を増加させる事業計画の変更の特例)

第十五条 道路運送法第十五条第三項に規定する事業計画の変更であつて、一般乗用旅客自動車運送事業者が準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定めるものについては、同条第一項中「第三項、第四項」とあるのは、「第四項」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

2 準特定地域の指定が解除された際又は準特定地域の指定期間が満了した際にされている前項の規定により読み替えて適用する道路運送法第十五条第一項の認可の申請であつて、前項に規定する事業計画の変更に係るものは、同条第三項の規定によりした届

(新設)

第十五条 特定地域において、一般乗用旅客自動車運送事業者が当該特定地域内の営業所に配置するその事業用自動車の合計数を増加させる事業計画の変更については、道路運送法第十五条第一項中「第三項、第四項」とあるのは、「第四項」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

2 特定地域の指定が解除された際又は特定地域の指定期間が満了した際にされている前項の規定により読み替えて適用する道路運送法第十五条第一項の認可の申請であつて、前項に規定する事業計画の変更に係るものは、同条第三項の規定によりした届出と

出とみなす。ただし、準特定地域の指定の解除後又は準特定地域の指定期間の満了後引き続き当該地域が特定地域として指定された場合は、この限りでない。

第十五条の二 国土交通大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業者が準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定める事業計画の変更について、道路運送法第十五条第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の認可の申請があつた場合には、同法第十五条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該申請が当該基準に適合しないと認めるときは、当該認可をしない。

一 当該申請を行った一般乗用旅客自動車運送事業者に当該認可を行うことにより当該準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰とならないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

二 当該申請を行った一般乗用旅客自動車運送事業者に係る事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の遵守の状況、事業用自動車の運行による事故の発生状況その他の状況が国土交通大臣が定める基準に適合すること。

2 第十四条の四第二項の規定は、前項の規定により道路運送法第十五条第一項の認可をしようとする場合について準用する。

第八章 特定地域及び準特定地域における運賃の特例

みなす。ただし、特定地域の指定期間の満了後引き続き当該地域が特定地域として指定された場合は、この限りでない。

（新設）

第五章 雑則

(運賃の範囲の指定)

第十六条 国土交通大臣は、第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合には、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃（国土交通省令で定める運賃を除く。以下同じ。）の範囲を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により指定する運賃の範囲は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る適正な原価に適正な利潤を加えた運賃を標準とすること。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 道路運送法第九条第六項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者の間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

3 特定地域の指定の解除後若しくは指定期間の満了後引き続き当該地域が準特定地域として指定された際又は準特定地域の指定の解除後若しくは指定期間の満了後引き続き当該地域が特定地域として指定された際、現に当該地域において適用されている第一項の運賃の範囲については、同項の規定により指定され、当該指定

(資金の確保等)

第十六条 国は、地域計画に定められた事業の推進を図るために必要な資金の確保、融通又はそのあつせんその他の援助に努めるものとする。

(新設)

(新設)

の日に適用があるものとして公表されたものとみなす。

(報告の徴収)

第十六条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による運賃の範囲の指定を適正かつ円滑に行うため必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に関し、報告を求めることができる。

(新設)

(道路運送法の特例)

第十六条の三 道路運送法第九条の三の規定は、第十六条第一項の運賃の範囲が適用された特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃には、適用しない。

(新設)

(運賃の届出等)

第十六条の四 第十六条第一項の規定により運賃の範囲が公表された特定地域又は準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該運賃の範囲の適用後に当該特定地域又は準特定地域において行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の運賃は、当該特定地域又は準特定地域について第十六条第一項の規定により指定された運賃の範囲内で定めなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により届け出られた運賃が、前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般乗用旅客自動車

運送事業者に対し、期間を定めてその運賃を変更すべきことを命ずることができる。

4 特定地域又は準特定地域について第十六条第一項の運賃の範囲が適用された際現に当該特定地域又は準特定地域において行われている一般乗用旅客自動車運送事業について道路運送法第九条の三第一項の認可を受けている運賃は、当該運賃が当該運賃の範囲内にある場合には、第一項の規定により届け出られた運賃とみなす。

5 特定地域又は準特定地域について第十六条第一項の運賃の範囲が適用された際現にされている当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る道路運送法第九条の三第一項の認可の申請は、第一項の規定によりされた届出とみなす。

6 特定地域若しくは準特定地域の指定が解除された際又は特定地域若しくは準特定地域の指定期間が満了した際現に当該特定地域又は準特定地域において行われている一般乗用旅客自動車運送事業について第一項の規定により届け出られた運賃は、当該運賃が当該特定地域又は準特定地域について第十六条第一項の規定により指定された運賃の範囲内にある場合には、道路運送法第九条の三第一項の認可があつたものとみなす。

7 特定地域若しくは準特定地域の指定が解除された際又は特定地域若しくは準特定地域の指定期間が満了した際現に当該特定地域又は準特定地域において行われている一般乗用旅客自動車運送事業について第一項の規定により届け出られた運賃が、当該特定地域又は準特定地域について第十六条第一項の規定により指定された運賃の範囲内には、当該一般乗用旅客自動車運送事業を行っている一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該特定地域

若しくは準特定地域の指定が解除され、又は当該特定地域若しくは準特定地域の指定期間が満了した時から六月以内に、旅客の運賃を定め、道路運送法第九条の三第一項の認可を受けなければならない。

8 前項に規定する場合において、当該一般乗用旅客自動車運送事業者が同項の認可の申請をしたときは、当該特定地域若しくは準特定地域の指定が解除され、又は当該特定地域若しくは準特定地域の指定期間が満了した時からその認可があつた旨又は認可しない旨の通知を受ける日までは、前項に規定する第一項の規定により届け出られた運賃は、道路運送法第九条の三第一項の認可を受けられたものとみなす。

9 前三項の規定は、特定地域の指定の解除後若しくは指定期間の満了後引き続き当該地域が準特定地域として指定され、又は準特定地域の指定の解除後若しくは指定期間の満了後引き続き当該地域が特定地域として指定された場合は、適用しない。

第九章 雑則

(報告の徴収及び立入検査)

第十七条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し、特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に関し、報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般乗用旅客自動車運送事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に

(新設)

(報告の徴収)

第十七条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定特定事業計画に係る特定事業の実施状況について報告を求めることができる。

(新設)

質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(輸送の安全を確保するための措置等)

第十七条の二 国土交通大臣は、特定地域又は準特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化が阻害されていることにより、その地域公共交通としての機能を十分に發揮することができなくなるおそれがある場合として国土交通省令で定める場合には、当該特定地域又は準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、輸送の安全を確保するための措置その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第十七条の三 国土交通大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したときは、六月以内の期間を定めて輸送施設の当該一般乗用旅客自動車運送事業のための使用の停止若しくは一般乗用旅客自動車運送事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

2 道路運送法第四十一条の規定は、前項の規定により輸送施設の使用の停止又は一般乗用旅客自動車運送事業の停止を命じた場合について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(運輸審議会への諮問)

第十八条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 第三条第一項の規定による特定地域の指定又は同条第二項の規定による期限の延長

二 第八条の二第一項の規定による特定地域計画の認可

三 第八条の五第三項の規定による認可特定地域計画の変更命令又は同項若しくは同条第四項の規定による認可の取消し

四 第八条の十第一項の規定による勧告

五 第八条の十一第一項の規定による命令

六 第十六条第一項の規定による運賃の範囲の指定

七 第十七条の三第一項の規定による一般乗用旅客自動車運送事業の停止の命令又は許可の取消し

(利害関係人等の意見の聴取)

第十八条の三 地方運輸局長は、その権限に属する前条第二号、第三号及び第六号に掲げる事項について、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

2 地方運輸局長は、その権限に属する前項に規定する事項について利害関係人の申請があったとき、又は国土交通大臣の権限に属する同項に規定する事項若しくは一般乗用旅客自動車運送事業の停止の命令若しくは許可の取消しについて国土交通大臣の指示があったときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

3 前二項の意見の聴取に際しては、利害関係人に対し、証拠を提

(新設)

(新設)

出する機会が与えられなければならない。

4 第一項及び第二項の意見の聴取に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(聴聞の特例)

第十八条の四 地方運輸局長は、その権限に属する一般乗用旅客自動車運送事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 地方運輸局長の権限に属する一般乗用旅客自動車運送事業の停止の命令又は許可の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に關する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

第十章 罰則

第二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十六条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十七条の三第一項の規定による輸送施設の使用の停止又は一般乗用旅客自動車運送事業の停止の処分に違反した者

(新設)

第六章 罰則

(新設)

第二十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

(新設)

- 一 第八条の二第一項の認可を受けていない特定地域計画に定められた事項(同条第二項に掲げる事項に限る。)を実施した者
- 二 第八条の九第一項から第三項まで若しくは第五項、第八条の十一第一項若しくは第十七条の二又は第十七条の三第二項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による命令に違反した者
- 三 第十六条の四第一項の規定による届出をしないで、又は同項の規定により届け出た運賃によらないで、運賃を収受した者
- 四 第十六条の四第三項の規定による命令に違反して、運賃を収受した者
- 五 第十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第十七条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 七 第十七条の三第二項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定に違反した者

第二十一条 (削除)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二十一条 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。



○タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

タクシー業務適正化特別措置法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 指定地域及び特定指定地域の指定（第二条の二・第

二条の三）

第二章 タクシー運転者の登録等

第一節 タクシー運転者の登録（第三条―第十二条）

第二節 登録タクシー運転者証等（第十三条―第十八条の三）

第三節 登録実施機関（第十九条―第三十二条の三）

第四節 補則（第三十三条）

第三章 タクシー業務適正化事業（第三十四条―第四十二条）

第四章 タクシー業務の特別規制等（第四十三条―第五十条）

第五章 雑則（第五十一条―第五十五条）

第六章 罰則（第五十六条―第六十二条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、タクシーの運転者の登録を実施し、指定地域において輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行うとともに、特定指定地域においてタクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることにより、タクシー事業の業務の適正化を図り、もつて輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的とする。

タクシー業務適正化特別措置法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

（新設）

第二章 タクシー運転者の登録等

第一節 タクシー運転者の登録（第三条―第十二条）

第二節 登録タクシー運転者証等（第十三条―第十八条の三）

第三節 登録実施機関（第十九条―第三十二条の三）

第四節 補則（第三十三条）

第三章 タクシー業務適正化事業（第三十四条―第四十二条）

第四章 タクシー業務の特別規制等（第四十三条―第五十条）

第五章 雑則（第五十一条―第五十五条）

第六章 罰則（第五十六条―第六十二条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、指定地域において、タクシーの運転者の登録を実施し、特定指定地域において、タクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることにより、タクシー事業の業務の適正化を図り、もつて輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2と4 (略)

5 この法律で「指定地域」とは、次条第一項の規定により指定された地域をいう。

6 この法律で「特定指定地域」とは、第二条の三第一項の規定により指定された地域をいう。

第一章の二 指定地域及び特定指定地域の指定

(指定地域の指定)

第二条の二 国土交通大臣は、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第二十七条第一項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、同法第十三条の規定に違反する運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、指定地域と

(定義)

第二条 (略)

2と4 (略)

5 この法律で「指定地域」とは、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第二十七条第一項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、同法第十三条の規定に違反する運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で政令で定めるものをいう。

6 この法律で「特定指定地域」とは、指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で政令で定めるものをいう。

(新設)

(新設)

して指定することができる。

2| 国土交通大臣は、指定地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3| 第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除は、告示によつて行う。

4| 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第八条第一項に規定する協議会は、国土交通大臣に対し、当該協議会が組織されている同法第二条第五項に規定する特定地域又は同条第六項に規定する準特定地域について第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

5| 都道府県知事は、国土交通大臣に対し、当該都道府県について第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

6| 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、国土交通大臣に対し、当該市町村について第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

（特定指定地域の指定）

第二条の三 国土交通大臣は、指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、特定指定地域として指定することができる。

2| 前条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

（新設）

(登録運転者の乗務)

第三条 タクシー事業者は、タクシーには、当該タクシーを配置する営業所を設けている単位地域(全国の区域を分けてタクシー運転者登録原簿(以下「原簿」という。)を設ける単位となる地域として国土交通大臣が指定する地域をいう。以下同じ。)に係る原簿に登録を受けている者(以下「登録運転者」という。)以外の者を運転者として乗務させてはならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による指定は、告示によつて行う。

(原簿)

第四条 (略)

2 原簿は、単位地域ごとに設ける。

(登録の申請)

第五条 登録は、当該登録に係る単位地域内に営業所を有するタクシ―事業者に雇用されている者(登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。第七条第一項第五号において同じ。)でタクシ―の運転者として選任されており、又は選任されることを予定されているものの申請により行う。

2 登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 申請に係る単位地域

3 (略)

(登録運転者の乗務)

第三条 タクシー事業者は、指定地域内の営業所に配置するタクシ―には、当該指定地域に係るタクシ―運転者登録原簿(以下「原簿」という。)に登録を受けている者(以下「登録運転者」という。)以外の者を運転者として乗務させてはならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

(新設)

(原簿)

第四条 (略)

2 原簿は、指定地域ごとに設ける。

(登録の申請)

第五条 登録は、指定地域内に営業所を有するタクシ―事業者に雇用されている者(登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。第七条第一項第五号において同じ。)でタクシ―の運転者として選任されており、又は選任されることを予定されているものの申請により行う。

2 登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 申請に係る指定地域

3 (略)

(登録の拒否)

第七条 国土交通大臣は、第五条の規定による申請を受理した場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当していると認められるとき、又は該当していないことが明らかでないときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 (略)
- 二 タクシー事業者が道路運送法第二十七条第二項の規定に基づく国土交通省令の規定に違反しなければタクシーの運転者として選任されることができない者であること。
- 三 (略)
- 四 指定地域にあつては、当該指定地域に係る国土交通省令で定める運転の経歴を有しておらず、又は第四十八条の規定により国土交通大臣の行う輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験に合格していないこと。
- 五 当該単位地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者でタクシーの運転者として選任されており、又は選任されることを予定されているもの以外の者であること。
- 六 (略)

2 (略)

第十一条 国土交通大臣は、前条第一項の消除に係る原簿に次の事項を記載して国土交通省令で定める期間これを保存しておかなければならない。

- 一・二 (略)

(原簿の謄本等)

(登録の拒否)

第七条 国土交通大臣は、第五条の規定による申請を受理した場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当していると認められるとき、又は該当していないことが明らかでないときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 (略)
- 二 タクシー事業者が道路運送法第二十七条第一項の規定に基づく国土交通省令の規定に違反しなければタクシーの運転者として選任されることができない者であること。
- 三 (略)
- 四 特定指定地域にあつては、当該特定指定地域に係る国土交通省令で定める運転の経歴を有しておらず、又は第四十八条の規定により国土交通大臣の行う当該特定指定地域に係る地理の試験に合格していないこと。
- 五 当該指定地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者でタクシーの運転者として選任されており、又は選任されることを予定されているもの以外の者であること。
- 六 (略)

2 (略)

第十一条 国土交通大臣は、前条第一項の消除に係る原簿に次の事項を記載して政令で定める期間これを保存しておかなければならない。

- 一・二 (略)

(原簿の謄本等)

第十二条 (略)

2 タクシー事業者は、国土交通大臣に対し、営業所を設けている単位地域に係る原簿の謄本の交付又は閲覧の請求をすることができる。

(運転者証の表示)

第十三条 タクシー事業者は、登録運転者(第十条第二項の規定によりその登録の効力が停止されている者を除く。)で第七条第一項第一号又は第二号に該当していないものをタクシーに運転者として乗務させるときは、当該登録運転者に係る登録タクシー運転者証(以下「運転者証」という。)を、国土交通省令で定めるところにより、当該タクシーに表示しなければならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

(運転者証の交付)

第十四条 国土交通大臣は、タクシーの運転者として登録運転者を雇用しているタクシー事業者の申請により、当該登録運転者の登録に係る単位地域ごとに当該登録運転者に係る運転者証を交付する。

(運転者証の返納等)

第十六条 タクシー事業者は、その雇用する登録運転者について次の事由があつたときは、直ちに当該登録運転者又は登録運転者であつた者に係る運転者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

第十二条 (略)

2 指定地域内に営業所を有するタクシー事業者は、国土交通大臣に対し、当該指定地域に係る原簿の謄本の交付又は閲覧の請求をすることができる。

(運転者証の表示)

第十三条 タクシー事業者は、登録運転者(第十条第二項の規定によりその登録の効力が停止されている者を除く。)で第七条第一項第一号又は第二号に該当していないものを指定地域内の営業所に配置するタクシーに運転者として乗務させるときは、当該登録運転者に係る登録タクシー運転者証(以下「運転者証」という。)を、国土交通省令で定めるところにより、当該タクシーに表示しなければならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

(運転者証の交付)

第十四条 国土交通大臣は、指定地域内の営業所に配置するタクシーの運転者として登録運転者を雇用しているタクシー事業者の申請により、当該登録運転者に係る運転者証を交付する。

(運転者証の返納等)

第十六条 タクシー事業者は、その雇用する登録運転者について次の事由があつたときは、直ちに当該登録運転者又は登録運転者であつた者に係る運転者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

一・二 (略)

三 当該登録運転者の登録に係る単位地域内の営業所に配置するタクシーの運転者として選任することをやめたとき。

四 (略)

2・3 (略)

(登録等)

第十九条 国土交通大臣は、申請により、単位地域ごとにその登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)に、当該単位地域に係る次に掲げる国土交通大臣の事務(以下「登録事務等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

一〜四 (略)

2〜4 (略)

5 国土交通大臣は、第一項の登録をしたときは、当該登録実施機関が行う当該単位地域に係る登録事務等を行わないものとする。

6〜8 (略)

(登録の更新)

第二十条 前条第一項の登録は、五年以上十年以内において国土交通省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2・3 (略)

一・二 (略)

三 指定地域内の営業所に配置するタクシーの運転者として選任することをやめたとき。

四 (略)

2・3 (略)

(登録等)

第十九条 国土交通大臣は、申請により、指定地域ごとにその登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)に、当該指定地域に係る次に掲げる国土交通大臣の事務(以下「登録事務等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

一〜四 (略)

2〜4 (略)

5 国土交通大臣は、第一項の登録をしたときは、当該登録実施機関が行う当該指定地域に係る登録事務等を行わないものとする。

6〜8 (略)

(登録の更新)

第二十条 前条第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2・3 (略)

(個人タクシー事業者乗務証)

第四十六条 タクシー事業者(法人である者を除く。)は、タクシーに自ら乗務するときは、その者に係る個人タクシー事業者乗務証(以下「事業者乗務証」という。)を、国土交通省令で定めるところにより、当該タクシーに表示しなければならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験)

第四十八条 国土交通大臣は、指定地域ごとに、国土交通省令で定めるところにより、タクシーの運転者になろうとする者に対し、当該指定地域に係るタクシー事業の業務に必要な輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行う。

2 (略)

(試験事務の代行)

第四十九条 国土交通大臣は、申請により、指定地域(特定指定地域を除く。)にあつては当該指定地域に係る登録実施機関に、特定指定地域にあつては当該特定指定地域に係る登録実施機関又は適正化事業実施機関に、前条第一項の試験の事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 登録実施機関が試験事務を行う場合における第七条第一項第四号の規定の適用については、同号中「国土交通大臣」とあるのは、「登録実施機関」とする。

(個人タクシー事業者乗務証)

第四十六条 指定地域内に営業所を有するタクシー事業者(法人である者を除く。)は、指定地域内の営業所に配置するタクシーに自ら乗務するときは、その者に係る個人タクシー事業者乗務証(以下「事業者乗務証」という。)を、国土交通省令で定めるところにより、当該タクシーに表示しなければならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(地理の試験)

第四十八条 国土交通大臣は、特定指定地域ごとに、国土交通省令で定めるところにより、タクシーの運転者になろうとする者に対し、当該特定指定地域に係るタクシー事業の業務に必要な地理の試験を行う。

2 (略)

(試験事務の代行)

第四十九条 国土交通大臣は、申請により、適正化事業実施機関に前条第一項の試験の事務(以下「試験事務」という。)を行なわせることができる。

(新設)

3| (略)

4| 第一項の規定により登録実施機関又は適正化事業実施機関が試験事務を行うときは、前条第二項の手数料は、当該登録実施機関又は適正化事業実施機関に納付するものとする。この場合において、納付された手数料は、当該登録実施機関又は適正化事業実施機関の収入とする。

5| 国土交通大臣は、登録実施機関又は適正化事業実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、試験事務を行わせてはならない。

- 一 次項若しくは第七項において準用する第二十三条第一項又は次項若しくは第七項において読み替えて準用する第三十六条第一項の認可を受けた事項に違反して、試験事務を行ったとき。
- 二 次項若しくは第七項において準用する第二十三条第三項、第三十九条の二第二項又は第三十九条の三の規定による処分に違反したとき。

6| 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定は、登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他の」とあるのは「その他の」と、第二十五条第一項中「職員若しくは登録諮問委員会の委員」とあるのは「職員」と、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは「及び収支予算」と読み替えるものとする。

7| (略)

2| (略)

3| 第一項の規定により適正化事業実施機関が試験事務を行なうときは、前条第二項の手数料は、当該適正化事業実施機関に納付するものとする。この場合において、納付された手数料は、当該適正化事業実施機関の収入とする。

4| 国土交通大臣は、適正化事業実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、試験事務を行わせてはならない。

- 一 次項において準用する第二十三条第一項又は次項において読み替えて準用する第三十六条第一項の認可を受けた事項に違反して、試験事務を行ったとき。
- 二 次項において準用する第二十三条第三項、第三十九条の二第二項又は第三十九条の三の規定による処分に違反したとき。

(新設)

5| (略)

(権限の委任)

第五十四条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、国土交通省令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反した者

二 (略)

第五十七条 第二十五条第一項 (第四十九条第六項又は第七項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(権限の委任)

第五十四条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反した者

二 (略)

第五十七条 第二十五条第一項 (第四十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案

現行

道路運送法

道路運送法

目次

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 旅客自動車運送事業（第三条―第四十三条）

第二章の二 民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事業の推進（第四十三条の二―第四十三条の八）

第二章の三 指定試験機関（第四十四条―第四十五条の十二）

第三章 貨物自動車運送事業（第四十六条）

第四章 自動車道及び自動車道事業（第四十七条―第七十七条）

第五章 家用自動車の使用（第七十八条―第八十一条）

第六章 雑則（第八十二条―第九十五条の五）

第七章 罰則（第九十六条―第一百五条）

附則

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 旅客自動車運送事業（第三条―第四十三条）
（新設）

第二章の二 指定試験機関（第四十四条―第四十五条の十二）

第三章 貨物自動車運送事業（第四十六条）

第四章 自動車道及び自動車道事業（第四十七条―第七十七条）

第五章 家用自動車の使用（第七十八条―第八十一条）

第六章 雑則（第八十二条―第九十五条の五）

第七章 罰則（第九十六条―第一百五条）

附則

第八条 削除

第八条 国土交通大臣は、特定の地域において一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力（以下この条において単に「供給輸送力」という。）が輸送需要量に対し著しく過剰となっている場合であつて、当該供給輸送力が更に増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて緊急調整地域として指定することができる。

（緊急調整措置）

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者(以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。)の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 6 (略)

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客の運賃及び料金

2 前項の規定による指定は、告示によつて行う。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による緊急調整地域の指定をした場合には、第四条第一項の許可の申請が一般乗用旅客自動車運送事業に係るもので、かつ、当該申請に係る営業区域が当該緊急調整地域の全部又は一部を含むものであるときは、当該許可をしてはならない。

4 一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)は、第一項の規定による緊急調整地域の指定がされた場合には、当該緊急調整地域における供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定める事業計画の変更をすることができない。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者(以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第二号及び第五号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。)の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 6 (略)

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通

(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

2
2 4 (略)

(輸送の安全等)

第二十七条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画)の遂行に必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者とその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 | 前項に規定するもののほか、一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員(次項において「運転者等」という。)の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

3 | 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が、第二十二條の二第一項、第四項若しくは第六項、第二十三條第一項、第二十三

省令で定める料金を除く。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

2
2 4 (略)

(輸送の安全等)

第二十七条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画)の遂行に必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者とその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員(次項において「運転者等」という。)の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

(新設)

2 | 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が、第二十二條の二第一項、第四項若しくは第六項、第二十三條第一項、第二十三

条の五第二項若しくは第三項若しくは前二項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、運行管理者に対する必要な権限の付与、必要な員数の運転者の確保、施設又は運行の管理若しくは運転者等の指導監督の方法の改善、旅客に対する適切な情報の提供、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4| (略)

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十九条の二 国土交通大臣は、毎年度、第二十七条第三項の規定による命令に係る事項、前条の規定による届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

第二章の二 民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事業の推進

(旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定等)

第四十三条の二 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものとして国土交通省令で定めるものを、その申請により、運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域（以下こ

条の五第二項若しくは第三項若しくは前項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、運行管理者に対する必要な権限の付与、必要な員数の運転者の確保、施設又は運行の管理若しくは運転者等の指導監督の方法の改善、旅客に対する適切な情報の提供、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3| (略)

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第二十九条の二 国土交通大臣は、毎年度、第二十七条第二項の規定による命令に係る事項、前条の規定による届出に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

(新設)

(新設)

の章において単に「区域」という。)ごとに、旅客自動車運送適正化事業実施機関(以下「適正化機関」という。)として指定することができる。

2| 国土交通大臣は、前項の規定による適正化機関の指定をしたときは、当該適正化機関の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指定に係る区域を公示しなければならない。

(事業)

第四十三条の三 適正化機関は、その区域において、次に掲げる事業(以下「適正化事業」という。)を行うものとする。

一 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し旅客自動車運送事業者に対する指導を行うこと。

二 旅客自動車運送事業者以外の者の旅客自動車運送事業を営むる行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。

四 旅客自動車運送事業に関する旅客からの苦情を処理すること。

五 輸送の安全を確保するために行う旅客自動車運送事業者への通知、第一号の規定による指導の結果の国土交通大臣への報告その他国土交通大臣がこの法律の施行のためにする措置に対して協力すること。

(苦情の解決)

第四十三条の四 適正化機関は、旅客から旅客自動車運送事業に関

(新設)

(新設)

する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該申出の対象となつた旅客自動車運送事業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 適正化機関は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該申出の対象となつた旅客自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

3 旅客自動車運送事業者は、適正化機関から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 適正化機関は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について旅客自動車運送事業者に周知させなければならない。

(説明又は資料提出の請求)

第四十三条の五 適正化機関は、前条の規定によるもののほか、適正化事業の実施に必要な限度において、旅客自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

2 旅客自動車運送事業者は、適正化機関から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(改善命令)

第四十三条の六 国土交通大臣は、適正化機関の適正化事業の運営

(新設)

(新設)

に關し改善が必要であると認めるときは、適正化機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第四十三条の七 国土交通大臣は、適正化機関が前条の規定による命令に違反したときは、第四十三条の二第一項の指定を取り消すことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により第四十三条の二第一項の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第四十三条の八 第四十三条の二第一項の指定の手續その他適正化機関に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第二章の三 指定試験機関

第四十四条〜第四十五条の十二 (略)

(都道府県の処理する事務等)

第八十八条 (略)

2 第二章、第二章の二及び第四章からこの章までに規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

3 (略)

(運輸審議会への諮問)

(新設)

(新設)

第二章の二 指定試験機関

第四十四条〜第四十五条の十二 (略)

(都道府県の処理する事務等)

第八十八条 (略)

2 第二章及び第四章から第六章までに規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

3 (略)

(運輸審議会への諮問)

第八十八条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

(削除)

一〇六 (略)

(報告、検査及び調査)

第九十四条 (略)

2| 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、適正化機関に、国土交通省令で定める手続に従い、その事業に関し、報告をさせることができる。

3・4| (略)

5| 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして適正化機関又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

6・7| (略)

8| 第四項から第六項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第九十四条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は同条第四項の規定による立入検査のうち安全管理規程(第二十二條の二第二項第一号(第四十三條第五項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

第八十八条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一| 第八条第一項の規定による緊急調整地域の指定

二〇七 (略)

(報告、検査及び調査)

第九十四条 (略)

(新設)

2・3| (略)

4| 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

5・6| (略)

7| 第三項から第五項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第九十四条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は同条第三項の規定による立入検査のうち安全管理規程(第二十二條の二第二項第一号(第四十三條第五項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 十 (略)

十一 第十六条第二項、第十九条の二、第二十二條の二第三項若しくは第七項（これらの規定を第四十三條第五項において準用する場合を含む。）、第二十七條第三項（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）、第三十條第四項（第七十二條において準用する場合を含む。）、第三十一條、第四十一條第一項（第四十三條第五項及び第八十一條第二項において準用する場合を含む。）、第五十五條（第七十五條第三項において準用する場合を含む。）、第七十條（第七十五條第三項において準用する場合を含む。）、第七十三條第二項（第七十五條第三項において準用する場合を含む。）又は第八十四條第一項の規定による命令に違反した者

十二 十八 (略)

十九 第九十四條第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

第九十八條の二の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした適正化機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十四條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第九十四條第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 十 (略)

十一 第十六条第二項、第十九条の二、第二十二條の二第三項若しくは第七項（これらの規定を第四十三條第五項において準用する場合を含む。）、第二十七條第二項（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）、第三十條第四項（第七十二條において準用する場合を含む。）、第三十一條、第四十一條第一項（第四十三條第五項及び第八十一條第二項において準用する場合を含む。）、第五十五條（第七十五條第三項において準用する場合を含む。）、第七十條（第七十五條第三項において準用する場合を含む。）、第七十三條第二項（第七十五條第三項において準用する場合を含む。）又は第八十四條第一項の規定による命令に違反した者

十二 十八 (略)

十九 第九十四條第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

(新設)

したとき。

第九十八条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第九十四条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第九十四条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第九十八条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第九十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第九十四条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）抄（附則第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p>	<p>一〇百二十四（略）</p> <p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>（注）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条（道路運送法の特例）若しくは第三十四条第一項（道路運送法の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条（道路運送法の特例）の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項（道路運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高</p>	<p>一〇百二十四（略）</p> <p>百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>（注）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条（道路運送法の特例）若しくは第三十四条第一項（道路運送法の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条（道路運送法の特例）の規定により一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項（道路運送高度化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高</p>

度化実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項（道路運送利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十三条第一項（道路運送法の特例）若しくは第三十四条第二項又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第八条の八第一項（道路運送法の特例）若しくは第十三条第一項（道路運送法の特例）の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十二條第三項（乗継円滑化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による乗継円滑化実施計画の認定若しくは同法第三十条第七項において準用する同条第三項の規定によ

度化実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項（新地域旅客運送事業計画の認定）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項（道路運送利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可又は事業計画の変更の認可と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十三条第一項（道路運送法の特例）若しくは第三十四条第二項又は特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十三条第二項（道路運送法の特例）の規定により事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十二條第三項（乗継円滑化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による乗継円滑化実施計画の認定若しくは同法第三十条第七項において準用する同条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域における

る新地域旅客運送事業計画の変更の認定又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条の七第一項（事業者計画の認可）の規定による事業者計画の認可若しくは同法第十一条第四項（活性化事業計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による活性化事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第二十九条第三項の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第二十一条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第二十二條の四第一項若しくは第二項（貨物自動車運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第六十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化

一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第十一条第四項（特定事業計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による特定事業計画の認定は当該事業計画の変更の認可と、都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第二十九条第三項の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第二十一条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第二十二條の四第一項若しくは第二項（貨物自動車運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第六十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六条（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促

の促進に関する法律第三十六条（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項（資源生産性革新計画の認定）の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二条第一項（資源生産性革新計画の変更等）の規定による資源生産性革新計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第五十一条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の適用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可とみなす。

進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項（資源生産性革新計画の認定）の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二条第一項（資源生産性革新計画の変更等）の規定による資源生産性革新計画の変更の認定、福島復興再生特別措置法第五十一条第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第五十二条第一項（東日本大震災復興特別区域法の適用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可とみなす。

百二十五の二～百六十 (略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 道路運送法第十五条第一項（事業計画の変更）の規定による事業計画の変更の認可 イ・ロ (略) ハ . ロに掲げる許可を受けている者が特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第二条第六項（定義）に規定する準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させる事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの ・ (略) ・ (略) 	(略)	(略)
		認可件数	一件につき
			き五千円

百二十五の二～百六十 (略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 道路運送法第十五条第一項（事業計画の変更）の規定による事業計画の変更の認可 イ・ロ (略) ハ . ロに掲げる許可を受けている者が特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第二条第五項（定義）に規定する特定地域内の営業所に配置する事業用自動車（道路運送法第二条第八項（定義）に規定する事業用自動車をいう。）の合計数を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの ・ (略) ・ (略) 	(略)	(略)
		認可件数	一件につき
			き五千円

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務等）</p> <p>第十五条 運輸審議会は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）、海上運送法、内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）、内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）、港湾法及び航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。</p> <p>2 2 4 （略）</p>	<p>（所掌事務等）</p> <p>第十五条 運輸審議会は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）、海上運送法、内航海運業法（昭和二十七年法律第六十二号）、内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十一号）、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）、港湾法及び航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。</p> <p>2 2 4 （略）</p>

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案新旧対照条文 目次

一	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成二十一年国土交通省令第五十八号）（第一条関係）	1
二	タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）（第二条関係）	18
三	道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）（第三条関係）	21
四	自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省令第二号）（第四条関係）	29
五	自動車運送事業等監査規則（昭和三十年運輸省令第七十号）（第五条関係）	30
六	旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（第六条関係）	31
七	旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）（第七条関係）	32
八	自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）（第八条関係）	33

○ 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成二十一年国土交通省令第五十八号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（法第二条第七項の国土交通省令で定める措置）</p> <p>第二条 法第二条第七項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>（法第二条第七項の国土交通省令で定めるもの）</p> <p>第二条の二 法第二条第七項の一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 特定地域又は準特定地域における営業区域の設定</p> <p>二 特定地域又は準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加</p> <p>（経営の合理化に資する措置）</p> <p>第二条の三 法第二条第八項の国土交通省令で定める措置は、事業用自動車の使用の停止とする。</p>	<p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（法第二条第六項の国土交通省令で定める措置）</p> <p>第二条 法第二条第六項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(特定地域の指定又はその期限の延長の要請)

第三条 法第三条第五項又は第六項(これらの規定を法第三条の第二項において準用する場合を含む。)の規定により特定地域の指定又はその期限の延長を要請しようとする都道府県知事又は市町村長は、次に掲げる事項を記載した要請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 指定又はその期限の延長を要請する地域
- 二 指定又はその期限の延長を要請する理由
- 三 (略)

(特定地域計画の認可の申請)

第三条の二 法第八条の二第一項前段の規定により特定地域計画の認可を申請しようとする協議会は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣(第十一条第一項の規定により国土交通大臣の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 一 協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
 - 二 法第八条の二第二項各号に掲げる事項
 - 三 当該特定地域計画が法第八条の二第三項第一号の活性化措置に関する事項を含む場合には、同号に掲げる事項
 - 四 当該特定地域計画が法第八条の二第三項第二号に掲げる事項を含む場合には、同号に掲げる事項
- 2 | 国土交通大臣は、申請者に対し、前項各号に規定するもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(特定地域計画の変更の認可の申請)

第三条の三 法第八条の二第一項後段の規定により認可特定地域計画の変更の認可を申請しようとする認可協議会は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(特定地域の指定の要請)

第三条 法第三条第四項又は第五項の規定により特定地域の指定を要請しようとする都道府県知事又は市町村長は、次に掲げる事項を記載した要請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 指定を要請する地域
- 二 指定を要請する理由
- 三 (略)

(新設)

(新設)

- 一 認可協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる事項の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

- 一 当該認可特定地域計画に定められた一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減
 - 二 当該認可特定地域計画が法第八条の二第三項第一号の活性化措置に関する事項を含む場合には、当該活性化措置
 - 三 当該認可特定地域計画が法第八条の二第三項第二号に掲げる事項を含む場合には、当該事項
- 3 国土交通大臣は、申請者に対し、前二項に規定するもののほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（法第八条の二第四項の国土交通省令で定める書類）

第三条の四 法第八条の二第四項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 協議会が特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該特定地域計画の作成に合意をした一般乗用旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所を記載した書面
- 二 当該一般乗用旅客自動車運送事業者が当該特定地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計を記載した書面
- 三 当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数を記載した書面

（法第八条の二第六項の国土交通省令で定める事項）

第三条の五 法第八条の二第六項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認可協議会の名称

（新設）

（新設）

二 当該認可特定地域計画に係る特定地域

(法第八条の七第一項の国土交通省令で定める者)

第三条の六 法第八条の七第一項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三十八条第一項の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の休止を届け出た者のうち、道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第六十六条第一項の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の再開を届け出していない者
- 二 道路運送法第三十八条第一項の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の廃止を届け出た者

(法第八条の七第二項第三号の事業者計画の記載事項)

第三条の七 法第八条の七第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該事業者計画に定められた一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の実施時期
- 二 実施に伴う労務に関する事項
- 三 当該事業者計画が事業用自動車の台数の削減による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を含む場合には、当該事業者計画の作成時及び実施後における事業用自動車の台数
- 四 当該事業者計画が営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を含む場合には、当該事業者計画の作成時における営業方法並びに実施後における営業方法及びその表示に関する事項

(法第八条の七第二項第四号ホの事業者計画の記載事項)

第三条の八 法第八条の七第二項第四号ホの国土交通省令で定める事項は、実施に伴う労務に関する事項とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(事業者計画の認可の申請)

第三条の九 法第八条の七第一項前段の規定により事業者計画の認可を申請しようとする合意事業者（法第八条の七第一項に規定する合意事業者。以下同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 法第八条の七第二項第一号から第三号までに掲げる事項

三 当該事業者計画が活性化措置（法第八条の七第二項第四号に規定する活性化措置。次条第二項において同じ。）に関する事項を含む場合には、法第八条の七第二項第四号イからホまでに掲げる事項

2 | 前項の場合において、法第八条の八第一項の規定の適用を受けようとするときは、前項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第十四条第一項第三号に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項に規定する書類を添付しなければならない。

3 | 第一項の場合において、法第八条の八第二項の規定（一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受けに係る部分に限る。）の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第二十二条第一項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付しなければならない。

4 | 第一項の場合において、法第八条の八第二項の規定（一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割に係る部分に限る。）の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第二十三条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付しなければならない。

5 | 国土交通大臣は、申請者に対し、前各項に規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(新設)

(事業者計画の変更の認可の申請)

第三条の十 法第八条の七第一項後段の規定により認可事業者計画の変更の認可を受けようとする認可合意事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、認可事業者計画に定められた一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減(当該認可事業者計画に活性化措置に関する事項が定められている場合にあつては、供給輸送力の削減及び活性化措置。)の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の認可の申請について準用する。

(合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者に対する勧告)

第三条の十一 法第八条の十第一項の規定による勧告の内容は、次の各号に該当するものでなければならぬ。

- 一 法第八条の十第一項の事態を解消するための必要かつ最小限度の範囲を超えないものであること
- 二 不当な差別的取扱いをしないこと
- 三 旅客の利益を不当に害するものでないこと
- 四 当該一般乗用旅客自動車運送事業者が使用する事業用自動車の台数を考慮したものであること

(法第八条の十第二項の国土交通省令で定める書類)

第三条の十二 法第八条の十第二項(法第八条の十一第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 法第八条の十第一項の申出を行った認可協議会の存する特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の実施状況を記載した書類
- 二 当該特定地域内に営業所を有する合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者の事業活動の状況を記載した書類
- 三 当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することに支障が生ずることを明らかにする書類

(証紙の表示)

第三条の十三 法第八条の十一第一項の規定による命令を受けた者は、国土交通大臣が当該命令に応じて交付する証紙を事業用自動車の前面ガラスの内側に、証紙の表を事業用自動車の外部に、裏を内部に向けて、利用者に見易いように表示しなければならない。

(法第十一条第二項第五号の活性化事業計画の記載事項)

第四条 法第十一条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、進特定地域計画に活性化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

(法第十一条第三項第四号の活性化事業計画の記載事項)

第六条 法第十一条第三項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 活性化事業との関連に関する事項
- 二 (略)

(活性化事業計画の認定の申請)

第七条 法第十一条第一項の規定により活活性化事業計画の認定を申請しようとする一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる事項を記載

(新設)

(法第十一条第二項第五号の特定事業計画の記載事項)

第四条 法第十一条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、地域計画に特定事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

(法第十一条第三項第四号の特定事業計画の記載事項)

第六条 法第十一条第三項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定事業との関連に関する事項
- 二 (略)

(特定事業計画の認定の申請)

第七条 法第十一条第一項の規定により特定事業計画の認定を申請しようとする一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる事項を記載し

- した申請書を国土交通大臣（活性化事業計画の認定又は変更の認定の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長。第五項及び次条第一項において同じ。）に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 法第十一条第二項各号に掲げる事項
 - 三 当該活性化事業計画が事業再構築に関する事項を含む場合には、法第十一条第三項各号に掲げる事項
- 2| 前項の場合において、法第十三条第一項の規定の適用を受けようとするときは、前項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第十四条第一項第三号に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項に規定する書類を添付しなければならない。
- 3| 第一項の場合において、法第十三条第二項の規定（一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受けに係る部分に限る。）の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第二十二条第一項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付しなければならない。
- 4| 第一項の場合において、法第十三条第二項の規定（一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割に係る部分に限る。）の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第二十三条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付しなければならない。

5| (略)

- た申請書を国土交通大臣（特定事業計画の認定又は変更の認定の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長。第六項及び次条第一項において同じ。）に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 法第十一条第二項各号に掲げる事項
 - 三 当該特定事業計画が事業再構築に関する事項を含む場合には、法第十一条第三項各号に掲げる事項
- 2| 前項の場合において、法第十三条第一項の規定の適用を受けようとするときは、前項各号に掲げる事項のほか、設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域並びに当該運賃及び料金の種類、額及び適用方法を記載しなければならない。
- 3| 第一項の場合において、法第十三条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第十四条第一項第三号に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項に規定する書類を添付しなければならない。
- 4| 第一項の場合において、法第十三条第三項の規定（一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受けに係る部分に限る。）の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第二十二条第一項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付しなければならない。
- 5| 第一項の場合において、法第十三条第三項の規定（一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割に係る部分に限る。）の適用を受けようとするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、道路運送法施行規則第二十三条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を記載し、かつ、同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付しなければならない。

6| (略)

(活性化事業計画の変更の認定の申請)

第八条 法第十一条第五項の規定により認定活性化事業計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、認定活性化事業計画に係る活性化事業(当該認定活性化事業計画に事業再構築に関する事項が定められている場合にあっては、活性化事業及び事業再構築。)の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(法第十四条の三の国土交通省令で定める事業計画の変更)

第九条 法第十四条の三の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次に掲げる事業計画の変更とする。

- 一 特定地域における営業区域の設定
- 二 特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加

(特定事業計画の変更の認定の申請)

第八条 法第十一条第五項の規定により認定特定事業計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、認定特定事業計画に係る特定事業(当該認定特定事業計画に事業再構築に関する事項が定められている場合にあっては、特定事業及び事業再構築。)の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 前条第二項から第六項までの規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(特定地域の住民の福祉の増進を図るための運送)

第九条 法第十三条第一項の国土交通省令で定める運送は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる者(次号において「要介護者等」という。)及びその付添人の運送であつて、道路運送法施行規則第五十一条の三第八号に規定する福祉自動車(次号において単に「福祉自動車」という。)を用いるもの
 - イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者
 - ロ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
 - ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- 二 その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者であつて、他人の介助によらずに移動することが困難

(準特定地域における許可についての意見聴取に関する協議会への通知)

第十条 法第十四条の四第二項(法第十五条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により、国土交通大臣は、準特定地域における許可をしようとするときは、あらかじめ、当該協議会に対し、当該許可の申請書に係る道路運送法施行規則第四条第八項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した書面を添え、当該事案に関する準特定地域計画の実施上の意見を提出すべき旨を通知して、その意見を聴かなければならない。

2 前項の通知には、準特定地域計画の実施上の意見を提出すべき期限を付すことができる。ただし、その期限は、当該協議会の同意がなければ十四日以内とすることができない。

(準特定地域における許可についての意見聴取に関する協議会の意見提出)

第十条の二 当該協議会は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、当該事案に関する準特定地域計

難であり、かつ、単独で事業用自動車その他の公共交通機関を利用することが困難である者

ホ イからニまでに掲げる者に準ずる者として国土交通大臣が認める者

二 要介護者等及びその付添人の運送であつて、次に掲げる者が乗務する事業用自動車(福祉自動車を除く。)を用いるもの

イ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第二十号)第四十二条第一項の介護福祉士の登録を受けている者

ロ 要介護者等の円滑な運送に資する研修として国土交通大臣が認めるものを修了している者

ハ イ及びロに掲げる者に準ずる者として国土交通大臣が認める者

(特定地域の住民の福祉の増進を図るための運送に係る旅客の運賃及び料金の届出)

第十条 法第十三条第一項の規定により特定地域の住民の福祉の増進を図るための運送に係る旅客の運賃及び料金の届出をしようとする認定事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

三 設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

四 実施予定日

2 前項の届出書には、認定特定事業計画の写しを添付しなければならない。

(新設)

画の実施上の意見書を提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見の提出を受けないときは、準特定地域計画の実施に支障がない旨の協議会の意見の提出を受けたものとみなす。

(法第十五条第一項の国土交通省令で定めるもの)

- 第十条の三 法第十五条第一項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加とする。

(法第十五条の二第一項の国土交通省令で定める事業計画の変更)

- 第十条の四 法第十五条の二第一項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次に掲げる事業計画の変更とする。

- 一 準特定地域における営業区域の設定
- 二 準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会への通知)

- 第十条の五 法第十六条第一項の規定により、国土交通大臣は、当該運賃の範囲を指定し、公表しようとするときは、あらかじめ、当該協議会に対し、当該運賃の範囲に関する意見を提出すべき旨を通知して、その意見を聴かなければならない。

- 2 前項の通知には、意見を提出すべき期限を付することができる。ただし、その期限は、当該協議会の同意がなければ十四日以内とすることができない。

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会の意見提出)

- 第十条の六 当該協議会は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、当該運賃の範囲に関する意見書を提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

意見の提出を受けないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の協議会の意見の提出を受けたものとみなす。

(法第十六条第一項の国土交通省令で定める運賃)

第十条の七 法第十六条第一項の国土交通省令で定める運賃は、一般乗用旅客自動車運送事業に係る基本運賃（これに準ずるものとして国土交通大臣が認める運賃を含む。）を除いた運賃とする。

(法第十六条第一項の国土交通省令で定める日数)

第十条の八 法第十六条第一項の国土交通省令で定める日数は、三十日とする。

(報告の徴収)

第十条の九 法第十六条の二の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業者等は、国土交通大臣から、特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に関し、報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

第十条の十 法第十七条第一項の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業者等は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に関し、報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

(検査員証)

(新設)

(新設)

(新設)

第十條の十一 法第十七條第三項の證明書は、別記様式によるものとする。

(法第十七條の二の国土交通省令で定める場合)

第十條の十二 法第十七條の二の国土交通省令で定める場合は、一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が、業務に關し他の法令に違反した場合において、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の責めに歸すべき理由がある場合とする。

(権限の委任)

第十一條 法第五章から第九章までに規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、当該事案の關する土地を管轄する地方運輸局長(当該事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として關する土地を管轄する地方運輸局長。次項において「所轄地方運輸局長」という。)に委任する。

一 法第八條の六第一項及び第二項の規定による通知

二 法第八條の十第一項の規定による勧告

三 法第八條の十第三項(第八條の十一第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

四 法第八條の十一第一項の規定による命令

五 法第十一條第四項の活性化事業計画(共同事業再構築に係る事項が記載されているものに限る。次号において同じ。)の認定

六 法第十一條第五項の活性化事業計画の変更の認定

七 法第十二條第一項の規定による意見陳述

八 法第十二條第三項の規定による連絡

九 法第十四條第一項の規定による認定活性化事業計画(共同事業再構築に係る事項が記載されているものに限る。次号及び第十一号において同じ。)に係る勧告

十 法第十四條第二項の規定による認定活性化事業計画の認定の取消し

(新設)

(新設)

(権限の委任)

第十一條 法に規定する国土交通大臣の権限のうち特定事業計画(共同事業再構築に係る事項が記載されているものを除く。)に係る次に掲げる権限は、当該事案の關する土地を管轄する地方運輸局長(当該事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として關する土地を管轄する地方運輸局長。第三項において「所轄地方運輸局長」という。)に委任する。

一 法第十一條第四項の認定

二 法第十一條第五項の変更の認定

三 法第十四條第一項の規定による勧告

四 法第十四條第二項の規定による認定の取消し

十一 法第十四条第三項の規定による認定活性化事業計画の変更の指示又は認定の取消し

十二 法第十七条第一項の規定による報告の徴収

十三 法第十七条第二項の規定による立入検査

十四 法第十七条の三第二項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定による封印の取付け及び同条第四項の規定による登録識別情報の通知

十五 法第十八条の二の規定による諮問

十六 法第十八条の三第二項の規定による指示

2| 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のうち法第十七条の三第二項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置並びに同条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

3| 法第十七条第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長、運輸監理部長及び運輸支局長も行うことができる。

(事案の公示)

第十一条の二 地方運輸局長は、その権限に属する法第十八条の三第一項に規定する事案について調査を開始しようとするときは、あらかじめ、当該事案の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

(利害関係人)

第十一条の三 法第十八条の三第一項に規定する利害関係人(次条において「利害関係人」という。)とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 法第八条の二第一項の規定により特定地域計画の認可又は変更の認可の申請をした協議会の構成員

二 法第八条の五第三項の規定による認可特定地域計画の変更命令又

五| 法第十四条第三項の規定による変更の指示又は認定の取消し

2| 法第十三条第一項の規定による届出の受理は、地方運輸局長に委任する。

3| 法第十七条の規定による報告の徴収は、所轄地方運輸局長も行うことができる。

(新設)

(新設)

は同項若しくは同条第四項の規定による認可の取消しに係る認可協議会の構成員

三 法第十六条第一項の規定による運賃の範囲を指定しようとする特定地域又は準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者

四 第一号若しくは第二号の構成員又は前号の一般乗用旅客自動車運送事業者と競争の関係にある者

五 利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

(意見の聴取の申請)

第十一条の四 利害関係人は、法第十八条の三第二項の規定により、意見聴取の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出するものとする。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事案の件名及び公示があつたものについてはその番号

三 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

四 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

2 前項の申請は、第十一条の二の規定による公示をした事案にあつては、公示の日から十日以内に、これをしなければならない。

(陳述人の選定)

第十一条の五 地方運輸局長は、意見の聴取の申請者が二人以上あるときは、意見の聴取において陳述すべき者を選定することができる。

(非公開)

第十一条の六 意見の聴取は、非公開とする。ただし、地方運輸局長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

(聴聞の方法の特例)

第十一条の七 地方運輸局長は、その権限に属する一般乗用旅客自動車運送事業の停止の命令又は許可の取消しの処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の十七日前までに、当該事案の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第十一条の八 法第十八条の四第二項に規定する利害関係人とは、利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者をいう。

(届出)

第十一条の九 一般乗用旅客自動車運送事業者は、法第八条の九第三項、法第八条の十一又は法第十七条の二の規定に基づく命令を実施した場合に該当することとなつたときは、その旨を国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく行わなければならない。

3 第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 届出事項
- 三 届出事由の発生の日
- 四 その他必要事項

(書類の経由)

第十二条 法第九条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に送付すべき準特定地域計画は、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわた

(新設)

(新設)

(新設)

(書類の経由)

第十二条 法第九条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に送付すべき地域計画は、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるとき

るときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長。次項において同じ。）を経由して送付しなければならない。

2 この省令の規定により国土交通大臣又は地方運輸局長に提出すべき申請書、届出書、意見書又は報告書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。

3 (略)

は、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長。次項において同じ。）を経由して送付しなければならない。

2 この省令の規定により国土交通大臣又は地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。

3 (略)

別記様式(第10条の11関係)

(略)

(新設)

○ タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定地域の指定の要請）</p> <p>第一条の二 法第二条の二第四項から第六項（これらの規定を法第二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定地域の指定を要請しようとする特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第八条第一項に規定する協議会、都道府県知事又は市町村長は、次に掲げる事項を記載した要請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 指定を要請する地域</p> <p>二 指定を要請する理由</p> <p>三 その他参考となる事項</p> <p>（タクシー運転者登録原簿の保存期間）</p> <p>第九条の二 法第十一条の国土交通省令で定める期間は、登録の消除の日から二年間とする。</p> <p>（登録実施機関の登録の申請）</p> <p>第十六条 法第十九条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請に係る単位地域の名称</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（登録実施機関の登録の申請）</p> <p>第十六条 法第十九条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請に係る指定地域の名称</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

(登録実施機関の登録の有効期間)

第十六条の四 法第二十条第一項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

(登録事務等の実施方法)

第十六条の五 (略)

(事業者乗務証の返納)

第三十二条 タクシー事業者は、タクシー事業を行なわないうこととなつたときは、直ちに事業者乗務証を地方運輸局長に返納しなければならない。

(不正表示に該当しない場合)

第三十八条 法第四十七条の国土交通省令で定める場合は、登録運転者が旅客の運送を目的としないで乗務しているタクシーにその者に係る運転者証を表示する場合及びタクシー事業者が旅客の運送を目的としないで乗務しているタクシーにその者に係る事業者乗務証を表示する場合とする。

(権限の委任)

第四十四条の二 法に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長に委任する。

一 法第二条の二第一項の規定による指定地域の指定

二 法第二条の二第二項(法第二条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域の指定の解除

三 法第二条の三第一項の規定による特定指定地域の指定

四 法第三条第一項の規定による地域の指定

五 法第五十一条第一項の規定による報告及び検査

六 法第五十二条第二項において準用する道路運送法(昭和二十六年

(新設)

(登録事務等の実施方法)

第十六条の四 (略)

(事業者乗務証の返納)

第三十二条 タクシー事業者は、指定地域内においてタクシー事業を行なわないうこととなつたときは、直ちに事業者乗務証を地方運輸局長に返納しなければならない。

(不正表示に該当しない場合)

第三十八条 法第四十七条の国土交通省令で定める場合は、登録運転者が旅客の運送を目的としないで乗務しているタクシーにその者に係る運転者証を表示する場合、タクシー事業者が旅客の運送を目的としないで乗務しているタクシーにその者に係る事業者乗務証を表示する場合及び指定地域外の営業所に配置するタクシーに運転者証又は事業者乗務証に類似するものを表示する場合とする。

(新設)

法律第百八十三号) 第四十一条第三項の規定による封印の取付け及び同条第四項の規定による登録識別情報の通知

2| 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のうち法第五十二条第二項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置並びに同条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

3| 法第五十一条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長、運輸監理部長及び運輸支局長も行うことができる。

第二号様式 [第3条]
(略)

第二号様式 [第3条]
(略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 旅客自動車運送事業</p> <p>第一節 一般旅客自動車運送事業（第三条の二―第二十六条）</p> <p>第二節 特定旅客自動車運送事業（第二十七条―第三十三条）</p> <p>第二章の二 旅客自動車運送適正化事業実施機関（第三十四条―第三十五条）</p> <p>第三章―第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（事業計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 法第五条第一項第三号の事業計画のうち一般乗用旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数及び地方運輸局長が指定する地域にあつては国土交通大臣が定める区分ごとの数</p> <p>四（略）</p> <p>第七条 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 旅客自動車運送事業</p> <p>第一節 一般旅客自動車運送事業（第三条の二―第二十六条）</p> <p>第二節 特定旅客自動車運送事業（第二十七条―第三十五条）</p> <p>第三章―第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（事業計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 法第五条第一項第三号の事業計画のうち一般乗用旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数並びに地方運輸局長が指定する地域にあつてはタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。以下同じ。）及びハイヤー（同法第一条第二項に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）の別ごとの数</p> <p>四（略）</p> <p>第七条（緊急調整措置） 法第八条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次</p>

(事業計画の変更の届出等)

第十五条 法第十五条第三項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事業の種別（運行の態様の別を含む。）に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一～四 (略)

五 一般乗用旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数及び国土交通大臣が定める区分ごとの数

2 (略)

(削除)

第二章の二 旅客自動車運送適正化事業実施機関(第三十四条)

第三十五条

(適正化機関の指定)

第三十四条 法第四十三条の二第一項の規定による指定は、旅客自動車運送事業の種別（法第三条第一号イからハまで及び第二号に掲げる旅

に掲げるものとする。ただし、専ら身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者、同条第二項に規定する要支援認定を受けている者及びその他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者並びにその付添人の運送の用に供する車両に係るものを除く。

一 緊急調整地域における営業区域の設定

二 緊急調整地域における営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加

三 第四条第八項第三号の地域にあつては、緊急調整地域における営業所に配置するタクシーの合計数の増加

(事業計画の変更の届出等)

第十五条 法第十五条第三項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事業の種別（運行の態様の別を含む。）に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一～四 (略)

五 一般乗用旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数並びにタクシー及びハイヤーの別ごとの数

2 (略)

第三十四条及び第三十五条 削除

(新設)

(新設)

客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）ごとに行う。

(適正化機関の指定の申請)

第三十四条の二 法第四十三条の二第一項の規定により適正化機関の指定を申請しようとする法人は、次に掲げる事項を記載した適正化機関指定申請書を提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 適正化事業を実施しようとする旅客自動車運送事業の種別
指定に係る区域
- 三 事務所の所在地
- 四 適正化事業の開始の予定日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 最近の事業年度における貸借対照表
 - 三 役員の名簿及び履歴書
 - 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - 五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 六 適正化事業の実施に関する計画を記載した書類
 - 七 その他参考となる事項を記載した書類

(適正化機関の指定の基準)

第三十四条の三 法第四十三条の二第一項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げる基準に適合しているものとする。

- 一 職員、適正化事業の実施の方法その他の事項についての適正化事業の実施に関する計画が適正化事業の適確な実施のために適切なものであること
- 二 前号の適正化事業の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること
- 三 一般乗用旅客自動車運送事業に係る適正化事業を実施しようとする場合には、当該一般社団法人又は一般財団法人の構成員である一

(新設)

(新設)

般乗用旅客自動車運送事業者が区域内の営業所に配置する事業用自動車
の台数の合計が当該区域内の営業所に配置される事業用自動車の
総台数の二分の一以上であること

(適正化事業指導員)

第三十四条の四 適正化機関は、法第四十三条の三第一号及び第二号に
掲げる業務（以下「適正化事業指導業務」という。）を行わせるため
、適正化事業指導員を選任しなければならない。

2 適正化機関は、適正化事業指導員に対し、第一号様式による身分を
示す証明書を交付しなければならない。

3 適正化事業指導員は、適正化事業指導業務を行うに当たっては、前
項の証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しな
ければならない。

(適正化事業に係る事業計画等)

第三十四条の五 適正化機関は、毎事業年度、次の各号に掲げる書類を
作成し、当該各号に掲げるところにより地方運輸局長に提出しなけれ
ばならない。

一 適正化事業に係る事業計画及び収支予算 当該事業年度の開始の
日の十五日前までに（指定を受けた日の属する事業年度にあつては
、その指定を受けた後遅滞なく）

二 適正化事業に係る事業報告書及び収支決算書 当該事業年度の終
了後三月以内に

(地方運輸局長との連絡等)

第三十四条の六 適正化機関は、適正化事業の運営について、地方運輸
局長と密接に連絡するものとする。

2 地方運輸局長は、適正化機関に対し、適正化事業の円滑な運営に必
要な指導及び助言を行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第三十五条 削除

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー(タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第二条第一項に規定するタクシーをいう。)その他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送(以下「福祉有償運送」という。)

イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者

ロ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

ハ・ニ (略)

(自家用有償旅客運送者登録簿)

第五十一条の五 法第七十九条の三第一項の自家用有償旅客運送者登録簿(以下「登録簿」という。)は、第二号様式によるものとする。

(職員証)

第六十三条 法第九十四条第七項の規定による当該職員の身分を示す証票は、第三号様式による。

(届出)

第六十六条 一般旅客自動車運送事業者(第三号に掲げる場合にあつては、相続人)、特定旅客自動車運送事業者、適正化機関、自家用有償

(新設)

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送(以下「福祉有償運送」という。)

イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者

ロ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

ハ・ニ (略)

(自家用有償旅客運送者登録簿)

第五十一条の五 法第七十九条の三第一項の自家用有償旅客運送者登録簿(以下「登録簿」という。)は、第一号様式によるものとする。

(職員証)

第六十三条 法第九十四条第六項の規定による当該職員の身分を示す証票は、第二号様式による。

(届出)

第六十六条 一般旅客自動車運送事業者(第三号に掲げる場合にあつては、相続人)、特定旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者及

旅客運送者及び道路運送に関する団体は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。

一〜四 (略)

五 法第十六条第二項、法第二十七条第三項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、法第三十条第四項、法第三十一条、法第四十三条第七項、法第七十五条第三項において準用する法第五十五条若しくは法第七十条、法第七十九条の九第二項又は法第八十四条第一項に基づく命令を実施した場合 当該命令を発した行政庁

六〜九 (略)

十 適正化機関の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとする場合 地方運輸局長

十一 適正化機関が、第三十四条の四の規定により適正化事業指導員を選任した場合 地方運輸局長

十二 適正化事業指導員が、転任、退職その他の理由により適正化事業指導員でなくなった場合 地方運輸局長

十三 (略)

2 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第八号に掲げる場合（代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合に限る。）にあつては前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに、同項第十号に掲げる場合にあつてはあらかじめ、同項第十一号及び第十二号に掲げる場合にあつては十五日以内に、同項第十三号に掲げる場合にあつては届出事由の発生した日から三十日以内に）行うものとする。

3 第一項の届出をしようとする者（同項第一号、第二号、第四号、第五号、第六号、第十号、第十一号又は第十二号に掲げる場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。この場合において、当該届出事項に関し、法人の設立、合併、分割又は解散があつたときは、その登記事項証明書を添付するものとする。

び道路運送に関する団体は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。

一〜四 (略)

五 法第十六条第二項、法第二十七条第二項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、法第三十条第四項、法第三十一条、法第四十三条第七項、法第七十五条第三項において準用する法第五十五条若しくは法第七十条、法第七十九条の九第二項又は法第八十四条第一項に基づく命令を実施した場合 当該命令を発した行政庁

六〜九 (略)

十 (略)

2 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第八号に掲げる場合（代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合に限る。）にあつては前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに、同項第十号に掲げる場合にあつては届出事由の発生した日から三十日以内に）行うものとする。

3 第一項の届出をしようとする者（同項第一号、第二号、第四号、第五号又は第六号に掲げる場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。この場合において、当該届出事項に関し、法人の設立、合併、分割又は解散があつたときは、その登記事項証明書を添付するものとする。

一〇三 (略)

四 第一項第十二号に掲げる場合に於ては、適正化事業指導員でな
くなつた理由

五 (略)

4 地方運輸局長は、第一項第十号の届出があつたときは、その旨を公
示しなければならない。

(地方的な路線の基準)

第六十七条 道路運送法施行令第一条第一項第一号の国土交通省令で定
める地方的な路線の基準は、次の区分により、それぞれ当該各号に掲
げるものとするものとする。

一〇三 (略)

四 法第二十二條の二第一項の規定による安全管理規程の設定若しく
は変更の届出の受理、法第二十二條の二第三項の規定による安全管
理規程の変更の命令、法第二十二條の二第五項の規定による安全統
括管理者の選任若しくは解任の届出の受理、法第二十二條の二第七
項の規定による安全統括管理者の解任の命令、法第二十七條第三項
の規定による命令、法第三十一條の規定による事業改善の命令又は
法第四十條の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消し
当該届出、命令又は許可の取消しに係る路線の長さ、二百キロメ
ートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数が百
両未満(互いに接続する路線にあつては、これらの路線の長さの合
計が二百キロメートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自
動車の総数の合計が百両未満)であること。

五 (略)

2 (略)

(報告)

第七十條 (略)

2 地方運輸局長は、国土交通大臣が許可の権限を有する一般乗合旅客

一〇三 (略)

四 (略)

(地方的な路線の基準)

第六十七条 道路運送法施行令第一条第一項第一号の国土交通省令で定
める地方的な路線の基準は、次の区分により、それぞれ当該各号に掲
げるものとするものとする。

一〇三 (略)

四 法第二十二條の二第一項の規定による安全管理規程の設定若しく
は変更の届出の受理、法第二十二條の二第三項の規定による安全管
理規程の変更の命令、法第二十二條の二第五項の規定による安全統
括管理者の選任若しくは解任の届出の受理、法第二十二條の二第七
項の規定による安全統括管理者の解任の命令、法第二十七條第二項
の規定による命令、法第三十一條の規定による事業改善の命令又は
法第四十條の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消し
当該届出、命令又は許可の取消しに係る路線の長さ、二百キロメ
ートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数が百
両未満(互いに接続する路線にあつては、これらの路線の長さの合
計が二百キロメートル未満であり、かつ、当該路線に係る事業用自
動車の総数の合計が百両未満)であること。

五 (略)

2 (略)

(報告)

第七十條 (略)

2 地方運輸局長は、国土交通大臣が許可の権限を有する一般乗合旅客

自動車運送事業につき、法第十六条第二項、法第二十三条の三、法第二十七条第三項、法第三十条第四項、法第四十条、法第四十一条第一項又は法第八十四条第一項の規定による処分をしたときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

3・4 (略)

第1号様式 (第35条の3 関係)

(略)

第2号様式 (第51条の5 関係)

(略)

第3号様式 (第63条関係)

(略)

自動車運送事業につき、法第十六条第二項、法第二十三条の三、法第二十七条第二項、法第三十条第四項、法第四十条、法第四十一条第一項又は法第八十四条第一項の規定による処分をしたときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

3・4 (略)

(新設)

第1号様式 (第51条の5 関係)

(略)

第2号様式 (第63条関係)

(略)

○ 自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省建設省令第二号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員証） 第三十五条 法第九十四条第七項の規定による当該職員の身分を示す証票は、別記様式による。 別記様式（第35条関係） （略）</p>	<p>（職員証） 第三十五条 法第九十四条第六項の規定による当該職員の身分を示す証票は、別記様式による。 別記様式（第35条関係） （略）</p>

○ 自動車運送事業等監査規則（昭和三十年運輸省令第七十号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>（監査員及び主任監査員） 第六条 監査は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九十 四条第四項、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第百 条第二項及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第六 十条第四項の行政庁の職員（以下「監査員」という。）が、これを行 う。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（監査員及び主任監査員） 第六条 監査は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九十 四条第三項、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第百 条第二項及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第六 十条第四項の行政庁の職員（以下「監査員」という。）が、これを行 う。</p>

改正案	現行
<p>（旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表） 第四十七条の七（略）</p> <p>2 旅客自動車運送事業者は、<u>法第二十七条第三項</u>（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、<u>法第三十一条又は第四十条</u>（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならぬ。</p> <p>（国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表） 第六十六条の二 <u>法第二十九条の二</u>の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>法第二十七条第三項</u>、<u>法第三十一条又は法第四十条の規定による処分</u>（輸送の安全に係るものに限る。）を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容</p> <p>二（略）</p> <p>三 <u>法第九十四条第四項の規定による立入検査</u>（輸送の安全の確保に係るものに限る。）に係る事項</p> <p>四（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表） 第四十七条の七（略）</p> <p>2 旅客自動車運送事業者は、<u>法第二十七条第二項</u>（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、<u>法第三十一条又は第四十条</u>（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならぬ。</p> <p>（国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表） 第六十六条の二 <u>法第二十九条の二</u>の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>法第二十七条第二項</u>、<u>法第三十一条又は法第四十条の規定による処分</u>（輸送の安全に係るものに限る。）を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容</p> <p>二（略）</p> <p>三 <u>法第九十四条第三項の規定による立入検査</u>（輸送の安全の確保に係るものに限る。）に係る事項</p> <p>四（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行				
<p>第4号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）第1表</p> <table border="1" data-bbox="1091 208 1134 840"> <tr> <td data-bbox="1091 208 1134 360">区分</td> <td data-bbox="1091 360 1134 840"></td> </tr> </table> <p>備考 1 この報告書は、地方運輸局長の指定する地域にあつては、<u>国</u> <u>土交通大臣</u>が定める区分ごとに別葉として作成すること。</p>	区分		<p>第4号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）第1表</p> <table border="1" data-bbox="1050 1137 1134 1765"> <tr> <td data-bbox="1050 1137 1134 1552">ハイヤー・タクシースの別 (該当事項を○で囲むこと。)</td> <td data-bbox="1050 1552 1134 1765">ハイヤー タクシー</td> </tr> </table> <p>備考 1 この報告書は、地方運輸局長の指定する地域にあつては、<u>ハ</u> <u>イヤー</u>、<u>タクシース</u>ごとに別葉として作成すること。</p>	ハイヤー・タクシースの別 (該当事項を○で囲むこと。)	ハイヤー タクシー
区分					
ハイヤー・タクシースの別 (該当事項を○で囲むこと。)	ハイヤー タクシー				

改正案	現行
<p>（交付請求及び提供請求の際の明示事項） 第二十六条（略）</p> <p>2 法第二十二條第五項の国土交通省令で定める事項のうち提供請求に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 次のいずれかに該当する場合 提供請求に係る自動車登録番号、車台番号その他の提供請求に関し必要な事項</p> <p>〔1〕〔4〕（略）</p> <p>〔5〕 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四十三條の二第一項に規定する旅客自動車運送適正化事業実施機関が同法第四十三條の三第一号に掲げる事業を行うために登録情報の提供を受ける場合</p> <p>〔6〕（略）</p> <p>〔7〕 使用済自動車の再資源化等に関する法律第九十二條第一項に規定する資金管理法人、同法第五條に規定する指定再資源化機関又は同法第一百四條に規定する情報管理センターが、同法第九十三條に規定する業務、同法第六條に規定する業務又は同法第一百五條に規定する業務を行うために登録情報の提供を受ける場合</p> <p>ロ（略）</p> <p>三（略）</p>	<p>（交付請求及び提供請求の際の明示事項） 第二十六条（略）</p> <p>2 法第二十二條第五項の国土交通省令で定める事項のうち提供請求に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 次のいずれかに該当する場合 提供請求に係る自動車登録番号、車台番号その他の提供請求に関し必要な事項</p> <p>〔1〕〔4〕（略）</p> <p>〔5〕 </p> <p>〔6〕 使用済自動車の再資源化に関する法律第九十二條第一項に規定する資金管理法人、同法第五條に規定する指定再資源化機関又は同法第一百四條に規定する情報管理センターが、同法第九十三條に規定する業務、同法第六條に規定する業務又は同法第一百五條に規定する業務を行うために登録情報の提供を受ける場合</p> <p>ロ（略）</p> <p>三（略）</p>

○国土交通省告示第五十六号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第二条第一項及び第九項、第三条第一項、第三条の二第一項、第十四条の四第一項及び第十五条の二第一項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日

国土交通大臣 太田 昭宏

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第二条第一項の国土交通大臣が指定する一般乗用旅客自動車運送事業）

第二条 法第二条第一項の国土交通大臣が指定する一般乗用旅客自動車運送事業は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる者（次号及び次条第一号において「要介護者等」という。）及びその付添人の運送であつて、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五十一条の三第八号に規定する福祉自動車（次号において単に「福祉自動車」という。）を用いるもの
- イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者
- ロ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者であつて、他人の介助によらずに移動することが困難であり、かつ、単独で事業用自動車その他の公共交通機関を利用することが困難である者
- ホ イからニまでに掲げる者に準ずる者として国土交通大臣が認める者
- 二 要介護者等及びその付添人の運送であつて、次に掲げる者が乗務する事業用自動車（福祉自動車を除く。）を用いるもの
- イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項の介護福祉士の登録を受けている者
- ロ 要介護者等の円滑な運送に資する研修として国土交通大臣が認めるものを修了している者

ハ イ及びロに掲げる者に準ずる者として国土交通大臣が認める者

三 タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第二項に規定するハイヤーを使用して行う運送であつて、次に掲げるもの

イ 一日を超える期間を単位として専属で常時運送を提供できることとするための契約（書面によるものに限る。）に基づいて締結される運送契約のみにより行われるもの

ロ 二時間以上の時間を単位として締結される運送契約のみにより行われるもの（イに掲げるものを除く。）

（法第二条第九項の国土交通大臣が指定する事業用自動車）

第三条 法第二条第九項の国土交通大臣が指定するものは、次に掲げる事業用自動車とする。

- 一 専ら要介護者等及びその付添人の運送の用に供するもの
- 二 専ら前条第三号の事業の用に供するもの

（準特定地域）

第四条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則

第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長			三 関東運輸局長
営業区域			
期間			
一 北海道運輸局長	「札幌交通圏」、 「小樽市」、 「函館交通圏」、 「旭川交通圏」、 「苫小牧交通圏」、 「釧路交通圏」、 「帯広交通圏」及び 「北見交通圏」	平成二十六年一月二十七日 から平成二十九年一月二十 六日まで	二 東北運輸局長
	「青森交通圏」、 「八戸交通圏」、 「弘前交通圏」、 「盛岡交通圏」、 「花巻交通圏」、 「一関交通圏」、 「仙台市」、 「石巻市」、 「福島交通圏」、 「郡山交通圏」、 「会津交通圏」、 「いわき市」、 「秋田交通圏」及び 「山形交通圏」	平成二十六年一月二十七日 から平成二十九年一月二十 六日まで	三 関東運輸局長
			「特別区・武三交通圏」、 「北多摩交通圏」、 「南多摩交通圏」、 「西多摩交通圏」、 「

<p>四 北陸信越運輸局長</p>	
<p>「新潟交通圏」、「三条市A」、「新発田市A」、「柏崎市A」、「富山交通圏」、「高岡・氷見交</p>	<p>京浜交通圏」、「県中央交通圏」、「湘南交通圏」、「小田原交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「北総交通圏」、「市原交通圏」、「南房交通圏」、「県南中央交通圏」、「県南西部交通圏」、「県北交通圏（埼玉県）」、「県南東部交通圏」、「東毛交通圏」、「中・西毛交通圏」、「水戸県中央交通圏」、「県南交通圏（茨城県）」、「県西交通圏」、「県北交通圏（茨城県）」、「宇都宮交通圏」、「県南交通圏（栃木県）」、「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」</p>
<p>平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十</p>	<p>六日まで</p>

<p>五 中部運輸局長</p>	<p>通圏」、 「砺波市B、南砺市」、 「金沢交通圏」、 「南加賀交通圏」、 「長野交通圏」、 「松本交通圏」、 「上田市A」 及び 「飯田市A」</p>	
<p>「名古屋交通圏」、 「知多交通圏」、 「尾張北部交通圏」、 「尾張西部交通圏」、 「西三河北部交通圏」、 「西三河南部交通圏」、 「東三河南部交通圏」、 「静岡交通圏」、 「富士・富士宮交通圏」、 「沼津・三島交通圏」、 「伊豆交通圏」、 「浜松交通圏」、 「磐田・掛川交通圏」、 「藤枝・焼津交通圏」、 「岐阜交通圏」、 「大垣交通圏」、 「高山交通圏」、 「美濃・可児交通圏」、 「東濃東部交通圏」、 「津交通圏」、 「松阪交通圏」、 「福井交通圏」 及び 「武生交通圏」</p>	<p>平成二十六年一月二十七日 から平成二十九年一月二十 六日まで</p>	

<p>六 近畿運輸局長</p>	<p>「大阪市域交通圏」、「北摂交通圏」、「河北交通圏」、「河南B交通圏」、「泉州交通圏」、「河南交通圏」、「京都市域交通圏」、「神戸市域交通圏」、「姫路・西播磨交通圏」、「東播磨交通圏」、「奈良市域交通圏」、「生駒交通圏」、「中部交通圏（奈良県）」、「大津市域交通圏」、「湖南交通圏」、「中部交通圏（滋賀県）」、「湖東交通圏」及び「和歌山市域交通圏」</p>	<p>平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで</p>
<p>七 中国運輸局長</p>	<p>「広島交通圏」、「呉市A」、「東広島市」、「三原市」、「福山交通圏」、「尾道市」、「鳥取交通圏」、「米子交通圏」、「倉吉交通圏」、「松江市」、「出雲市」、「岡山市」、「倉敷交通圏」、「津山市」、「下関市」</p>	<p>平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで</p>

	<p>市」、「宇部市」、「山口市」、「周南市」、「防府市」及び「岩国交通圏」</p>	
<p>八 四国運輸局長</p>	<p>「高松交通圏」、「中讃交通圏」、「徳島交通圏」、「松山交通圏」、「東予交通圏」、「今治交通圏」及び「高知交通圏」</p>	<p>平成二十六年一月二十七日 から平成二十九年一月二十 六日まで</p>
<p>九 九州運輸局長</p>	<p>「福岡交通圏」、「北九州交通圏」、「筑豊交通圏」、「大牟田市」、「久留米市」、「佐賀市」、「唐津市」、「長崎交通圏」、「佐世保市」、「諫早市」、「熊本交通圏」、「八代交通圏」、「大分市」、「別府市」、「宮崎交通圏」、「都城交通圏」、「延岡市」、「川薩交通圏」、「鹿屋交通圏」、「鹿児島空港交通圏」及び「鹿児島市」</p>	<p>平成二十六年一月二十七日 から平成二十九年一月二十 六日まで</p>

平成二十六年一月二十七日
から平成二十九年一月二十
六日まで

（準特定地域における許可の特例）

第五条 法第十四条の四第一項の国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 許可の申請に係る事業の開始が輸送需要に対し適切なものであること
- 二 許可の申請に係る事業の開始によって営業区域に係る供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること
- 三 その他許可の申請に係る事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること

2 地方運輸局長は、許可の申請を審査する場合において、前項に掲げる基準を適用するに当たっては、形式的画一的に流れることなく、実情に沿うように努めなければならない。

（準特定地域における供給輸送力を増加させる事業計画の変更の特例）

第六条 法第十五条の二第一項第一号の国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第十五条第一項（法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認可（以下単に「認可」という。）の申請に係る準特定

- 地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加が輸送需要に対し適切なものであること
- 二 認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加によって営業区域に係る供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること
- 三 その他認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加が公益上必要であり、かつ、適切なものであること
- 2 法第十五条の二第一項第二号の国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。
- 一 認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車一台当たりの収入が前事業年度と比較して増加していること
- 二 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置並びに法令遵守に関する措置を含む。）がとられていること
- 三 事業用自動車の百万キロメートル当たりの交通事故の発生件数が、認可の申請に係る準特定地域における事業用自動車の百万キロメートル当たりの交通事故の発生件数未満であること
- 四 労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する全ての労働契約を締結する一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者について、賃金を一定の割合以上で増額する措置がとられていること
- 五 一般乗用旅客自動車運送事業の活性化のための措置がとられていること

- 六 認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置するユニバーサルデザインタクシー（移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の規定による認定を受けたものをいう。）の台数が前事業年度と比較して増加していること
- 3 前条第二項の規定は、地方運輸局長が認可の申請を審査する場合について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十六年一月二十七日から施行する。
- （特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件の廃止）
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
- 一 平成二十四年国土交通省告示第三百六十六号（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件）
- 二 平成二十四年国土交通省告示第千六十一号（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件）
- 三 平成二十五年国土交通省告示第三百六号（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適

正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件)

四 平成二十五年国土交通省告示第九百六号(特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件)

○ 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針（平成二十一年国土交通省告示第千三十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針</p> <p>一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の意義及び目標に関する事項</p> <p>1 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の意義</p> <p>一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）は、鉄道・バス等とともに我が国の地域公共交通を形成している重要な公共交通機関である。特に、タクシーは、①地域社会に密着したドア・ツー・ドアの少人数個別輸送ができる、②面的に移動できるため機動性や移動の自由度が高い、③深夜など時間を選ばずにいつでも、また、誰もが利用できる、といった優れた特性を活かして、一人一人の利用者のニーズにきめ細かく、かつ、柔軟に対応することができることから、地域住民の生活利便の向上や地域社会の活力の維持にも資する公共交通機関である。また、高齢化社会の進展等、我が国の今後の地域社会の変化に対応する役割が大いに期待される公共交通機関であるとともに、我が国が観光立国を推進する中で、各地の観光交流を支える基盤としての役割も期待されるなど、地域にとって欠かすことのできない公共交通機関である。</p> <p>しかしながら、一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を巡っては、車両数の減少を大きく上回る割合で輸送需要が低迷するなどの影響もあり、地域によっては収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化が生じているほか、不適正な事業運営の横行、事故の発生件数の増加といった問題が発生している。そうした地域においては、道路混雑等の交通問題・環境問題・都市問題</p>	<p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針</p> <p>一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の意義及び目標に関する事項</p> <p>1 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の意義</p> <p>一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）は、鉄道・バス等とともに我が国の地域公共交通を形成している重要な公共交通機関である。特に、タクシーは、①地域社会に密着したドア・ツー・ドアの少人数個別輸送ができる、②面的に移動できるため機動性や移動の自由度が高い、③深夜など時間を選ばずにいつでも、また、誰もが利用できる、といった優れた特性を活かして、一人一人の利用者のニーズにきめ細かく、かつ、柔軟に対応することができることから、地域住民の生活利便の向上や地域社会の活力の維持にも資する公共交通機関である。また、高齢化社会の進展等、我が国の今後の地域社会の変化に対応する役割が大いに期待される公共交通機関であるとともに、我が国が観光立国を推進する中で、各地の観光交流を支える基盤としての役割も期待されるなど、地域にとって欠かすことのできない公共交通機関である。</p> <p>しかしながら、一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を巡っては、長期的に輸送需要が低迷する中、車両数が増加するなどの影響もあり、地域によっては収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化が生じているほか、不適正な事業運営の横行、事故の発生件数の増加といった問題が発生している。そうした地域においては、道路混雑等の交通問題・環境問題・都市問題の発</p>

の発生や利用者の利便の増進が十分に達成されていない状況にある等の問題も生じており、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況となっている。

我が国の地域社会におけるタクシーの役割の重要性にかんがみれば、こうした諸問題が発生している地域において、タクシー事業者をはじめとする関係者が相互に連携協力を図りつつ、タクシーの地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするための取組を推進していくことは、極めて大きな意義がある。

2 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の目標

1 のとおり、地域によって状況や程度は異なるものの、特定地域及び準特定地域においては一般に、次の(1)から(5)のような問題が生じている。

(1) (4) (略)

(5) 利用者サービスが不十分

利用者サービスの多様化や実車率向上等の経営の効率化が不十分であるとの指摘がある中で運賃が上昇するなど、規制緩和の効果が十分に発現せず、利用者の利便の増進が十分に達成されていない。また、接客態度が不良、地理不案内といったサービス産業としての基本が欠けているとの指摘も多い。

これらの問題はタクシーが我が国の地域公共交通として担うべき役割を適切に果たしていく上での障害となっているだけでなく、それぞれの地域で暮らす消費者に不利益を及ぼすものである。

このため、これらの諸問題が発生している地域において、タクシー事業者をはじめとする関係者が相互に連携協力を図りつつ、タクシー事業の適正化を図るとともに、新規需要の開拓等の当該事業の活性化を図ることによりこうした状況に対処し、これらの諸問題の解決を図り、それぞれの地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにしていくことを特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する法律（以下「法」という。）に基づく施策の目標とする

生や利用者の利便の増進が十分に達成されていない状況にある等の問題も生じており、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況となっている。

我が国の地域社会におけるタクシーの役割の重要性にかんがみれば、こうした諸問題が発生している地域において、タクシー事業者をはじめとする関係者が相互に連携協力を図りつつ、タクシーの地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするための取組を推進していくことは、極めて大きな意義がある。

2 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の目標

1 のとおり、地域によって状況や程度は異なるものの、特定地域においては一般に、次の(1)から(5)のような問題が生じている。

(1) (4) (略)

(5) 利用者サービスが不十分

利用者サービスの多様化や実車率向上等の経営の効率化が不十分であるとの指摘がある中で運賃が上昇するなど、規制緩和の効果が十分に発現せず、利用者の利便の増進が十分に達成されていない。また、接客態度が不良、地理不案内といったサービス産業としての基本が欠けているとの指摘も多い。

これらの問題はタクシーが我が国の地域公共交通として担うべき役割を適切に果たしていく上での障害となっているだけでなく、それぞれの地域で暮らす消費者に不利益を及ぼすものである。

このため、こうした状況に対処し、これらの諸問題の解決を図り、それぞれの地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにしていくことを特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する法律（以下「法」という。）に基づく施策の目標とする。

二 特定地域計画の作成に関する基本的な事項

1 協議会

(1) 基本的な考え方

特定地域において組織された協議会（以下「特定地域協議会」という。）は、当該特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定める特定地域計画の策定主体となるものであり、また、当該特定地域計画の実施に係る各関係者間の連絡調整を行うなど、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進する上での中心的な役割を担うものである。このため、特定地域協議会にはタクシーに関係を有する地域の多様な関係者が積極的に参画し、当該地域におけるタクシーの位置付けやタクシーに期待される役割について総合的に検討を行うとともに、これに基づく取組の必要性についての認識を共有し、タクシー事業の適正化及び活性化に関する取組を総合的かつ一体的に推進していくことが期待される。

(2) 構成員

特定地域協議会の構成員については、法第八条第一項に規定する関係地方公共団体の長、タクシー事業者及びその組織する団体、タクシー運転者の組織する団体並びに地域住民のほか、必要に応じて関係する公共交通事業者、商業施設の管理者、地元企業等の多様な主体の参画を得るとともに、協議会の意見調整を円滑に進める観点から、学識経験者等のタクシー事業の適正化及び活性化について専門的な知識を有する者を構成員に含めることが望ましい。また、タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には当該地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシー車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該地域を管轄する都道府県公安委員会など、関係行政機関の参画を得ることも重要である。

（新設）

（新設）

なお、法第八条の二第五項第三号において、特定地域協議会が作成する特定地域計画の認可要件として、特定地域協議会が特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該特定地域計画の作成に合意をしたタクシー事業者の車両数の合計が当該特定地域内の車両数の三分の二以上でなければならぬことが規定されているところであるが、特定地域計画の実効性をより高める観点からは、三分の二にとどまらず、できる限り多くのタクシー事業者が協議会に参画することが望ましい。

(3) 加入・脱退

特定地域協議会の加入・脱退については、独占禁止法の趣旨にかんがみ、法第八条第一項に規定する関係地方公共団体の長、タクシー事業者及びその組織する団体、タクシー運転者の組織する団体並びに地域住民について、任意に加入し、脱退することができることとするともに、法第八条第二項の規定に基づき構成員として加えたタクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者、学識経験を有する者及びその他協議会が必要と認める者について、任意に脱退することができるものでなければならぬ。

(4) 留意事項

特定地域協議会の運営に当たっては、特定地域協議会における運営の透明性、公平性、実効性及び効率性を確保する観点から、特定地域協議会における意思決定の方法、議決結果の公表方法等に係る規約を定め、適切に特定地域協議会を運営することが求められる。

また、特定地域協議会における意思決定の方法、議決結果の公表方法等に係る規約の制定など当該協議会の運営に当たっては、特定地域協議会における特定地域計画の作成に際しての協議会としての合意の要件として、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人事業者のカテゴリー毎に車両台数シェアを等しくした基準を設定することや特定地域計画に記載する削減すべき供給輸

送力、供給輸送力の削減の方法等について、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人タクシー事業者のカテゴリーに応じ、一律ではない削減率による減車（地域毎に設定されている最低車両数を下回らない台数までとする。）や営業方法の制限を柔軟に行うことができることとする等により、中小事業者や個人事業者からの意見を適切に反映することが望ましい。

加えて、地域における関係者の負担軽減と協議会の運営の効率化、他の計画との整合性の確保を図るため、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）に基づく地域公共交通会議又は運営協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）に基づく協議会等の地域の交通に関する協議会が設置されている場合には、これらの協議会と本法に基づく協議会の連携を図ることが期待される。

特定地域計画

(1) 基本的な考え方

特定地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものである。タクシー事業を巡る状況やタクシーに対するニーズは、それぞれの地域によって多種多様であることから、特定地域計画は地域の実情に応じて作成されるべきであり、特定地域協議会において、地域における輸送のニーズやタクシー事業の実情を十分に把握し、特定地域計画の作成に当たってはそれらに的確に対応した取組を定める必要がある。とりわけ、特定地域は、供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の収益基盤の悪化やこれに伴うタクシー運転者の労働条件の悪化がさらに進行し、結果としてタクシーの安全性・利便性が低下しているとともに、違法駐車等により地域における円滑な交通にも支障が生じているなど地域公共交通としてのタクシーの機能を果たすことが困難である地域であることに留意し、特定地域計画を策定するに当たっては、供

（新設）

給輸送力の削減について定めるとともに、地域の実情に応じて、運転者の労働条件の改善・向上やタクシー車両による交通問題の解消のための対策について定めることが求められる。

特定地域計画の作成については、地域の自主性を尊重するものであるから、特定地域計画の具体的な内容は、関係法令に違反せず、法及び本方針に定める事項から逸脱しない範囲内において、地域の判断に委ねられるものであるが、一1及び2のタクシー事業の適正化及び活性化の意義及び目標を踏まえ、特定地域計画の作成に当たっては十分に特定地域協議会で協議しなければならぬ。

(2) 特定地域計画に定められた事項の実施

特定地域計画に定められた取組の実施主体とされた特定地域協議会の構成員は、各々が地域のタクシー事業の適正化及び活性化を推進する上で重要な役割を担っていることを十分に自覚し、責任をもってこれを実行することが重要である。

(3) 記載事項に関する留意事項

① 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

特定地域計画の作成は、多様な主体が参画する特定地域協議会が行うものであるから、各関係者間で地域のタクシー事業の適正化及び活性化を推進していくに当たっての共通認識の形成に資する基本的な方針として、当該地域におけるタクシーの位置付けやタクシーの果たすべき役割、タクシー事業を巡る現状分析及びこれらを踏まえた取組の方向性等について、可能な限り具体的に記載するものとする。

この際、タクシーの位置付けを定めるに当たっては、鉄道、バス等の他の地域公共交通機関と連携した総合交通ネットワークとしての機能の向上や、まちづくり・都市政策等と一体となった機能の向上についても明確化することが望ましい。

また、タクシー事業を巡る現状分析及び取組の方向性を定め

るに当たっては、当該地域において適正と考えられる車両数を適切に斟酌することが重要である。

② 特定地域計画の目標

特定地域計画の目標には、③の供給輸送力の削減の前提となる目標を記載するとともに、当該計画に④の活性化措置を記載する場合にあつては、当該措置の前提となる目標を記載するものとする。地域公共交通としてのタクシ－の位置付け、期待される役割は地域によって多種多様であるが、特定地域において生じている問題に対し、適切に対応を図っていく観点からは、①の基本的な方針を踏まえつつ、次の事項を参考にしながら地域の実情に即した目標を設定することが望ましい。

イ 供給輸送力の削減

ロ タクシ－サービスの活性化

ハ 事業経営の活性化、効率化

ニ タクシ－運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

ホ タクシ－事業の構造的要因への対応

ヘ 交通問題、環境問題、都市問題の改善

なお、具体的な目標の設定に際しては、定性的な目標又は定量的な目標のいずれを設定しても差し支えない。

③ 当該特定地域において削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力及びその実施方法並びに当該特定地域内の営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力及びその実施方法

特定地域計画に定められた具体的な目標に即し、三一に定める事項を参照しながら、当該特定地域において削減すべきタクシ－事業の供給輸送力及びその実施方法並びに当該特定地域内に営業所を有する各タクシ－事業者が削減すべきタクシ－事業の供給輸送力及びその実施方法を具体的に記載することとする。

④ 目標を達成するために行う活性化措置及びその実施主体に関する事項を具体的に記載することとする。

④ 目標を達成するために行う活性化措置及びその実施主体に関する事項を具体的に記載することとする。

する事項

タクシー事業の活性化を推進するに当たっては、地域の実情に応じて、地域のニーズや地域に存在する問題に的確に対応することが重要であることから、特定地域計画には、法令に違反せず、法及び本方針に定める事項に逸脱しないものであれば、タクシー事業の活性化に資するあらゆる事業について定めることができることとする。この際には、三二(1)の①から⑤までに定める事項を参照しながら、目標の達成に必要な事を適切に設定することが望ましく、特定地域計画に定められた具体的な目標に即し、措置の概要、実施時期及び実施主体を簡潔に記載することとする。

(4) | その他の留意事項

① 成立要件

特定地域計画は、当該地域の地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものであり、その実効性を確保する観点から、本方針に照らし適切なものであるとともに、法第八条の二第五項第三号の規定に基づき、特定地域協議会が特定地域計画の作成に合意をしたタクシー事業者の車両数の合計が当該特定地域内の車両数の三分の二以上でなければならない。

また、特定地域計画は、当該特定地域のタクシー事業の供給過剰の状況を是正するための必要かつ最小限度の範囲を超えないものであるとともに、特定のタクシー事業者に対し、差別的取扱いをするものでなく、旅客の利益を不当に害するものであってはならない。

② 都市計画等との調和

法第八条の二第五項第二号の規定に基づき、特定地域計画は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項の都市計画、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九

年法律第五十九号) 第五条第一項の地域公共交通総合連携計画
その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保
たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二
条第四項の基本構想に即したものでなければならない。

③ 事後評価

特定地域協議会は、特定地域計画が作成された後も、地域に
おけるタクシー事業の現状について把握、分析を行うとともに
特定地域計画に定めた目標の達成状況について評価を行い、
必要に応じて、特定地域計画の見直しを行うことが望ましい。

三 特定地域計画に定める一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の
削減及び活性化措置に関する基本的な事項

1 供給輸送力の削減

(1) 供給輸送力の削減
基本的な考え方

タクシー事業の供給輸送力の削減に当たっては、特定地域が供
給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業がその地域公共交通
としての機能を十分に発揮することができない状況にある地域で
あることにかんがみ、タクシー事業が当該地域において、地域公
共交通としての機能を十分に発揮できる地域の需要に応じた適切
な供給量とするために必要かつ最小限度の供給輸送力の削減を実
施することが重要であることから、特定地域計画には、法令に違
反せず、法及び本方針に定める事項に逸脱しない範囲において、
当該特定地域において削減すべきタクシー事業の供給輸送力及び
その方法について定めることとする。

① 当該特定地域において削減すべき一般乗用旅客自動車運送事
業の供給輸送力

当該特定地域において適正と考えられる車両数を適切に斟酌
し、当該特定地域全体で削減すべき定量的なタクシー事業の供
給輸送力を記載することとする。

② 当該特定地域において行うべき一般乗用旅客自動車運送事業
の供給輸送力の削減の方法

(新設)

(新設)

①の当該特定地域全体で削減すべきタクシー事業の供給輸送力に照らして、減車や営業方法の制限等当該特定地域の実情に応じて、適切な供給輸送力の削減の方法を記載することとする。

③ 当該特定地域内に営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を達成するために当該特定地域内に営業所を有する各タクシー事業者が削減すべき定量的なタクシー事業の供給輸送力を記載することとする。

④ 当該特定地域内に営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が行うべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の方法

②の減車や営業方法の制限等の供給輸送力の削減の方法のうち、当該特定地域内に営業所を有するタクシー事業者ごとに選択することのできる供給輸送力の削減の方法を記載することとする。

(2) | 留意事項

特定地域協議会は、特定地域計画における供給輸送力の削減及びその実施方法の記載に当たっては、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十三号）附則第八条の規定に基づき、改正法施行前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第十三条第一項に規定する認定特定事業計画に基づいて行われたタクシー事業の供給輸送力の減少の実績も勘案し、当該特定地域におけるタクシー事業者間の適正かつ公平なタクシー事業の供給輸送力の削減が図られるよう努めるものとする。

なお、供給輸送力の削減の実施に当たっては、タクシー運転者の労働条件の悪化が、輸送の安全性やサービスの低下の要因とな

2|

り、ひいては利用者利便を損なうおそれがあることに留意し、タクシー運転者の地位を不当に害し、又はその労働条件を不当に変更することのないようにしなければならない。

活性化措置

(1) 基本的な考え方

タクシー事業の活性化を推進するに当たっては、地域の実情に応じて、地域のニーズや地域に存在する問題に的確に対応することが重要であることから、特定地域計画には、法令に違反せず、法及び本方針に定める事項に逸脱しないものであれば、タクシー事業の活性化に資するあらゆる事業について定めることができることとする。この際には、次の①から④までの観点を参考にしつつ、特定地域計画に定められた目標の達成に必要な事業を適切に設定することが望ましい。

① 輸送需要に対応した合理的な運営

タクシー事業の活性化を図る上では、タクシー事業者が地域の輸送需要を的確に把握するとともに、輸送需要に対応した適切な輸送サービスを提供するなど輸送需要に対応した合理的な運営を行うことが必要である。

② 法令の遵守の確保

タクシー事業の活性化を図る上では、タクシー事業者及びタクシー運転者が道路運送法関係法令に加え、労働関係法令や道路交通法関係法令の遵守を徹底するとともに、タクシー事業者においてこれらの法令の目的や趣旨に適合した適正な事業の運営やタクシー車両の運行がなされることが重要である。

③ 輸送サービスの質の向上

タクシー事業の活性化を図る上では、タクシー事業者が自らの創意工夫や的確な輸送需要の把握に基づき一層の運送サービスの質の向上を図ることが重要である。また、実際に直接利用者と接するタクシー運転者による質の高いサービスの提供を実現するためには、タクシー事業者が常にタクシー運転者の良好

(新設)

な労働環境の整備に心がけることが重要である。

④ 輸送需要の開拓

タクシー事業の活性化を図る上では、介護が必要な者の運送の実施や観光地を巡る運送の実施等タクシーに求められる多様なニーズに対応した運送を行い、新たな輸送需要を開拓することが重要である。

⑤ タクシー事業の譲渡・譲受及び合併・分割

タクシー事業の譲渡・譲受及び合併・分割は、タクシー事業の活性化の推進に資するものであり、活性化事業の効果を高めるのに有効であると判断される場合には、タクシー事業者は積極的にタクシー事業の譲渡・譲受及び合併・分割に取り組むことが望ましい。

なお、タクシー事業の譲渡・譲受及び合併・分割の実施に当たっては、多くの場合タクシー事業者の組織再編等を伴うこととなるが、タクシーサービスの直接の提供主体であるタクシー運転者の労働条件の悪化は、輸送の安全性やサービスの低下の要因となり、ひいては利用者利便を損なうおそれがあることに留意し、タクシー運転者の地位を不当に害し、又はその労働条件を不当に変更することのないようにしなければならない。

四 準特定地域計画の作成に関する基本的な事項

1 協議会

(1) 基本的な考え方

準特定地域において組織された協議会（以下「準特定地域協議会」と）は、当該準特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の活性化に向けた地域の総合的な取組を定める準特定地域計画の策定主体となるものであり、また、当該準特定地域計画の実施に係る各関係者間の連絡調整を行うなど、準特定地域におけるタクシー事業の活性化を推進する上で中心的な役割を担うものである。このため、準特定地域協議会にはタクシーに関係を有する地域の多

二 地域計画の作成に関する基本的な事項

1 協議会

(1) 基本的な考え方

協議会は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定める地域計画の策定主体となるものであり、また、当該地域計画の実施に係る各関係者間の連絡調整を行うなど、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進する上で中心的な役割を担うものである。このため、協議会にはタクシーに関係を有する地域の多様な関係者が積極的に参画し、当該地域におけるタクシーの位置付けやタ

様な関係者が積極的に参画し、当該地域におけるタクシ-の位置付けやタクシ-に期待される役割について総合的に検討を行うとともに、これに基づく取組の必要性についての認識を共有し、タクシ-事業の活性化に関する取組を総合的かつ一体的に推進していくことが期待される。

(2) 構成員

準特定地域協議会の構成員については、法第八条第一項に規定する関係地方公共団体の長、タクシ-事業者及びその組織する団体、タクシ-運転者の組織する団体並びに地域住民のほか、必要に応じて関係する公共交通事業者、商業施設の管理者、地元企業等の多様な主体の参画を得るとともに、準特定地域協議会の意見調整を円滑に進める観点から、学識経験者等のタクシ-事業の活性化について専門的な知識を有する者を構成員に含めることが望ましい。また、タクシ-運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には当該地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシ-車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該地域を管轄する都道府県公安委員会など、関係行政機関の参画を得ることも重要である。

なお、法第九条第四項において、準特定地域協議会が作成する準特定地域計画の成立要件として、準特定地域計画の作成に合意をしたタクシ-事業者の車両数の合計が当該準特定地域内の車両数の過半数でなければならぬことが規定されているところであるが、準特定地域計画の実効性をより高める観点からは、過半数にとどまらず、できる限り多くのタクシ-事業者が準特定地域協議会に参画することが望ましい。

(3) 加入・脱退

準特定地域協議会の加入・脱退については、独占禁止法の趣旨にかんがみ、法第八条第一項に規定する関係地方公共団体の長、タクシ-事業者及びその組織する団体、タクシ-運転者の組織する団体並びに地域住民について、任意に加入し、脱退することが

タクシ-に期待される役割について総合的に検討を行うとともに、これに基づく取組の必要性についての認識を共有し、タクシ-事業の適正化及び活性化に関する取組を総合的かつ一体的に推進していくことが期待される。

(2) 構成員

協議会の構成員については、法第八条第一項に規定する地方運輸局長、関係地方公共団体の長、タクシ-事業者及びその組織する団体、タクシ-運転者の組織する団体並びに地域住民のほか、必要に応じて関係する公共交通事業者、商業施設の管理者、地元企業等の多様な主体の参画を得るとともに、協議会の意見調整を円滑に進める観点から、学識経験者等のタクシ-事業の適正化及び活性化について専門的な知識を有する者を構成員に含めることが望ましい。また、タクシ-運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には当該地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシ-車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該地域を管轄する都道府県公安委員会など、関係行政機関の参画を得ることも重要である。

なお、法第九条第三項において、協議会が作成する地域計画の成立要件として、地域計画の作成に合意をしたタクシ-事業者の車両数の合計が当該特定地域内の車両数の過半数でなければならぬことが規定されているところであるが、地域計画の実効性をより高める観点からは、過半数にとどまらず、できる限り多くのタクシ-事業者が協議会に参画することが望ましい。

(新設)

できることとするともに、法第八条第二項の規定に基づき構成員として加えた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者、学識経験を有する者及びその他協議会が必要と認める者について、任意に脱退することができないものでなければならない。

(4) 留意事項

準特定地域協議会の運営に当たっては、準特定地域協議会における運営の透明性、公平性、実効性及び効率性を確保する観点から、準特定地域協議会における意思決定の方法、議決結果の公表方法等に係る規約を定め、適切に準特定地域協議会を運営することが望ましい。

また、地域における関係者の負担軽減と準特定地域協議会の運営の効率化、他の計画との整合性の確保を図るため、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）に基づく地域公共交通会議又は運営協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）に基づく協議会等の地域の交通に関する協議会が設置されている場合には、これらの協議会と準特定地域協議会の連携を図ることが期待される。

2 準特定地域計画

(1) 基本的な考え方

準特定地域計画は、準特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものである。タクシー事業を巡る状況やタクシーに対するニーズは、それぞれの地域によって多種多様であることから、準特定地域計画は地域の実情に応じて作成されるべきであり、準特定地域協議会において、地域における輸送のニーズやタクシー事業の実情を十分に把握し、準特定地域計画の作成に当たってはそれらに的確に対応した取組を定めることが必要である。とりわけ、準特定地域は、供給過剰の兆候により、タクシー事業の収益基盤の悪化やこれに伴うタク

(3) 留意事項

協議会の運営に当たっては、協議会における運営の透明性、公平性、実効性及び効率性を確保する観点から、協議会における意思決定の方法、議決結果の公表方法等に係る規約を定め、適切に協議会を運営することが望ましい。

また、地域における関係者の負担軽減と協議会の運営の効率化、他の計画との整合性の確保を図るため、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）に基づく地域公共交通会議又は運営協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）に基づく協議会等の地域の交通に関する協議会が設置されている場合には、これらの協議会と本法に基づく協議会とを合同で開催する等の連携を図ることが期待される。

2 地域計画

(1) 基本的な考え方

地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものである。タクシー事業を巡る状況やタクシーに対するニーズは、それぞれの地域によって多種多様であることから、地域計画は地域の実情に応じて作成されるべきであり、協議会において、地域における輸送のニーズやタクシー事業の実情を十分に把握し、地域計画の作成に当たってはそれらに的確に対応した取組を定めることが必要である。とりわけ、特定地域は、供給過剰の進行や過度な運賃競争により、タクシー事業の収益基盤の悪化やこれに伴うタクシー

タクシー運転者の労働条件の悪化が進行し、結果としてタクシーの安全性・利便性が低下しているとともに、違法駐車等により地域における円滑な交通にも支障が生じているなど地域公共交通としてのタクシーの機能が低下している地域であることに留意し、準特定地域計画を策定するに当たっては、地域の実情に応じて、供給過剰となるおそれの解消や運転者の労働条件の改善・向上、タクシー車両による交通問題の解消のための対策について定めることが求められる。

準特定地域計画の作成については、地域の自主性を尊重するものであるから、準特定地域計画の具体的な内容は、関係法令に違反せず、法及び本方針に定める事項から逸脱しない範囲内において、地域の判断に委ねられるものであるが、一1及び2のタクシー事業の適正化及び活性化の意義及び目標を踏まえ、準特定地域計画の作成に当たっては十分に準特定地域協議会で協議しなければならぬ。

(2) 準特定地域計画に定められた事項の実施

準特定地域計画に定められた取組の実施主体とされた準特定地域協議会の構成員は、各々が地域のタクシー事業の活性化を推進する上で重要な役割を担っていることを十分に自覚し、責任をもつてこれを実行することが重要である。

(3) 記載事項に関する留意事項

① 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

準特定地域計画の作成は、多様な主体が参画する準特定地域協議会が行うものであるから、各関係者間で地域のタクシー事業の活性化を推進していくに当たっての共通認識の形成に資する基本的な方針として、当該地域におけるタクシーの位置付けやタクシーの果たすべき役割、タクシー事業を巡る現状分析及びこれらを踏まえた取組の方向性等について、可能な限り具体的に記載するものとする。

運転者の労働条件の悪化が進行し、結果としてタクシーの安全性・利便性が低下しているとともに、違法駐車等により地域における円滑な交通にも支障が生じているなど地域公共交通としてのタクシーの機能が低下している地域であることに留意し、地域計画を策定するに当たっては、地域の実情に応じて、供給過剰の解消や過度な運賃競争の回避、運転者の労働条件の改善・向上、タクシー車両による交通問題の解消のための対策について定めることが求められる。

地域計画の作成については、地域の自主性を尊重するものであるから、地域計画の具体的な内容は、関係法令に違反せず、法及び本方針に定める事項から逸脱しない範囲内において、地域の判断に委ねられるものであるが、一1及び2のタクシー事業の適正化及び活性化の意義及び目標を踏まえ、地域計画の作成に当たっては十分に協議会で協議しなければならない。

(新設)

また、地域計画に定められた取組の実施主体とされた協議会の構成員は、各々が地域のタクシー事業の適正化及び活性化を推進する上で重要な役割を担っていることを十分に自覚し、責任をもつてこれを実行することが重要である。

(2) 記載事項に関する留意事項

① 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

地域計画の作成は、多様な主体が参画する協議会が行うものであるから、各関係者間で地域のタクシー事業の適正化及び活性化を推進していくに当たっての共通認識の形成に資する基本的な方針として、当該地域におけるタクシーの位置付けやタクシーの果たすべき役割、タクシー事業を巡る現状分析及びこれらを踏まえた取組の方向性等について、可能な限り具体的に記載するものとする。

この際、タクシーの位置付けを定めるに当たっては、鉄道、バス等の他の地域公共交通機関と連携した総合交通ネットワークとしての機能の向上や、まちづくり・都市政策等と一体となった機能の向上についても明確化することが望ましい。

また、タクシー事業を巡る現状分析及び取組の方向性を定めるに当たっては、当該地域において適正と考えられる車両数を適切に斟酌することが重要である。

② 準特定地域計画の目標

準特定地域計画の目標には、③の活性化事業その他の事業の前提となる目標を記載するものとする。地域公共交通としてのタクシーの位置付け、期待される役割は地域によって多種多様であるが、準特定地域において生じている問題に対し、適切に対応を図っていく観点からは、①の基本的な方針を踏まえつつ、次の事項を参考にしながら地域の実情に即した目標を設定することが望ましい。

イ〜ヘ (略)

なお、具体的な目標の設定に際しては、定性的な目標又は定量的な目標のいずれを設定しても差し支えない。

③ 目標を達成するために行う活性化事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

準特定地域計画に定められた具体的な目標に即し、五に定める事項を参照しながら、事業の概要、実施時期及び実施主体を簡潔に記載することとする。

(4) その他の留意事項

① 成立要件

準特定地域計画は、当該地域の地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものである。

この際、タクシーの位置付けを定めるに当たっては、鉄道、バス等の他の地域公共交通機関と連携した総合交通ネットワークとしての機能の向上や、まちづくり・都市政策等と一体となった機能の向上についても明確化することが望ましい。

また、タクシー事業を巡る現状分析及び取組の方向性を定めるに当たっては、地方運輸局長が協議会に提示する当該地域において適正と考えられる車両数を適切に斟酌することが重要である。

② 地域計画の目標

地域計画の目標には、③の特定事業その他の事業の前提となる目標を記載するものとする。地域公共交通としてのタクシーの位置付け、期待される役割は地域によって多種多様であるが、特定地域において生じている問題に対し、適切に対応を図っていく観点からは、①の基本的な方針を踏まえつつ、次の事項を参考にしながら地域の実情に即した目標を設定することが望ましい。

イ〜ヘ (略)

ト 過度な運賃競争への対策

なお、具体的な目標の設定に際しては、定性的な目標又は定量的な目標のいずれを設定しても差し支えない。

③ 目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

地域計画に定められた具体的な目標に即し、三に定める事項を参照しながら、事業の概要、実施時期及び実施主体を簡潔に記載することとする。

(3) その他の留意事項

① 成立要件

地域計画は、当該地域の地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものであり、そ

り、その実効性を確保する観点から、法第九条第三項の規定に基づき、準特定地域計画の作成に合意をしたタクシー事業者の車両数の合計が当該準特定地域内の車両数の過半数でなければならない。

② 都市計画等との調和

法第九条第三項の規定に基づき、準特定地域計画は、都市計画法第四条第一項の都市計画、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第一項の地域公共交通総合連携計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。

③ 事後評価

準特定地域協議会は、準特定地域計画が作成された後も、地域におけるタクシー事業の現状について把握、分析を行うとともに、準特定地域計画に定めた目標の達成状況について評価を行い、必要に応じて、準特定地域計画の見直しを行うことが望ましい。

五 活性化事業その他の準特定地域計画に定める事業に関する基本的な事項

タクシー事業の活性化を推進するに当たっては、地域の実情に応じて、地域のニーズや地域に存在する問題に的確に対応することが重要であることから、準特定地域計画には、法令に違反せず、法及び本方針に定める事項に逸脱しないものであれば、タクシー事業の活性化に資するあらゆる事業について定めることができることとする。この際においては、次の1から4までの観点を参考にしつつ、準特定地域計画に定められた目標の達成に必要な事業を適切に設定することが望ましい。

1 輸送需要に対応した合理的な運営

タクシー事業の活性化を図る上では、タクシー事業者が地域の輸

の実効性を確保する観点から、法第九条第三項の規定に基づき、地域計画の作成に合意をしたタクシー事業者の車両数の合計が当該特定地域内の車両数の過半数でなければならない。

② 都市計画等との調和

法第九条第四項の規定に基づき、地域計画は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項の都市計画、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項の地域公共交通総合連携計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。

③ 事後評価

協議会は、地域計画が作成された後も、地域におけるタクシー事業の現状について把握、分析を行うとともに、地域計画に定めた目標の達成状況について評価を行い、必要に応じて、地域計画の見直しを行うことが望ましい。

三 特定事業その他の地域計画に定める事業に関する基本的な事項

タクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たっては、地域の実情に応じて、地域のニーズや地域に存在する問題に的確に対応することが重要であることから、地域計画には、法令に違反せず、法及び本方針に定める事項に逸脱しないものであれば、タクシー事業の適正化及び活性化に資するあらゆる事業について定めることができることとする。この際には、次の1から4までの観点を参考にしつつ、地域計画に定められた目標の達成に必要な事業を適切に設定することが望ましい。

1 輸送需要に対応した合理的な運営

タクシー事業の適正化を図る上では、タクシー事業者が地域の輸

送需要を的確に把握するとともに、輸送需要に対応した適切な運送サービスを提供するなど輸送需要に対応した合理的な運営を行うことが必要である。

2 法令の遵守の確保

タクシー事業者の活性化を図る上では、タクシー事業者及びタクシー運転者が道路運送法関係法令に加え、労働関係法令や道路交通法関係法令の遵守を徹底するとともに、タクシー事業者においてこれらの法令の目的や趣旨に適合した適正な事業の運営やタクシー車両の運行がなされることが重要である。

3・4 (略)

六| その他一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な事項

1 事業再構築

事業再構築は、準特定地域計画に位置付けられた活性化事業の実施と相まってタクシー事業者の活性化の推進に資するものであり、活性化事業の効果を高めるのに有効であると判断される場合には、タクシー事業者は積極的に事業再構築に取り組むことが望ましい。特に、地域におけるタクシーの需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけ、あるいは新たな需要を開拓するのみならず、供給輸送力を減少させることも必要である。このため、適正な競争が確保されること及び利用者の利益が損なわれないことを前提として、本法の枠組みも最大限に活用しつつ、単独又は複数のタクシー事業者による自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待される。

なお、減車等の事業再構築は、多くの場合タクシー事業者の組織再編等を伴うこととなるが、タクシーサービスの直接の提供主体であるタクシー運転者の労働条件の悪化は、輸送の安全性やサービスの低下の要因となり、ひいては利用者利便を損なうおそれがあることに留意し、事業再構築の実施に当たっては、タクシー運転者の地位を不当に害し、又はその労働条件を不当に変更することのないよ

送需要を的確に把握するとともに、輸送需要に対応した適切な運送サービスを提供するなど輸送需要に対応した合理的な運営を行うことが必要である。

2 法令の遵守の確保

タクシー事業者の適正化を図る上では、タクシー事業者及びタクシー運転者が道路運送法関係法令に加え、労働関係法令や道路交通法関係法令の遵守を徹底するとともに、タクシー事業者においてこれらの法令の目的や趣旨に適合した適正な事業の運営やタクシー車両の運行がなされることが重要である。

3・4 (略)

四| その他一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な事項

1 事業再構築

事業再構築は、地域計画に位置付けられた特定事業の実施と相まってタクシー事業者の適正化及び活性化の推進に資するものであり、特定事業の効果を高めるのに有効であると判断される場合には、タクシー事業者は積極的に事業再構築に取り組むことが望ましい。特に、地域におけるタクシーの需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけ、あるいは新たな需要を開拓するのみならず、供給輸送力を減少させることも必要である。このため、適正な競争が確保されること及び利用者の利益が損なわれないことを前提として、本法の枠組みも最大限に活用しつつ、単独又は複数のタクシー事業者による自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待される。

なお、減車等の事業再構築は、多くの場合タクシー事業者の組織再編等を伴うこととなるが、タクシーサービスの直接の提供主体であるタクシー運転者の労働条件の悪化は、輸送の安全性やサービスの低下の要因となり、ひいては利用者利便を損なうおそれがあることに留意し、事業再構築の実施に当たっては、タクシー運転者の地位を不当に害し、又はその労働条件を不当に変更することのないよ

うにしなければならない。

- 2 一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者の組織する団体の役割

タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体は、タクシーが地域公共交通として重要な役割を担っていることを自覚し、タクシー事業の適正化及び活性化のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

特に、タクシー事業者においては、タクシー事業の適正化及び活性化は第一義的にはタクシー事業者が主体となつて取り組むべきものであることを自覚し、法人事業者であるか個人事業者であるかを問わず、積極的に協議会に参画するとともに、特定地域として指定された地域内に営業所を有するタクシー事業者においては、供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業が地域公共交通としての機能を十分に発揮することができない地域であることにかんがみ、特定地域計画に定められた供給輸送力の削減を確実に実施するとともに、当該計画に定められた事業の推進に努め、準特定地域として指定された地域内に営業所を有するタクシー事業者においては、準特定地域計画に定められた事業の推進に努めるものとする。

また、タクシー事業者の組織する団体は、当該地域のタクシー事業の適正化及び活性化の必要性等に関するタクシー事業者の意識の向上に取り組むとともに、タクシー事業者の法令の遵守の確保や運送サービスの質の向上、新たな輸送需要の開拓、協議会における協議等の際し、タクシー事業者間をはじめとする地域の関係者間の連絡調整や円滑な合意形成に積極的に取り組むよう努めるものとする。

3 国の役割

- (1) 情報の提供等

国は、特定地域及び準特定地域においてタクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体その他の関係者が行うタクシー事業の適正化及び活性化に関する取組のために必要となる情報の収集

うにしなければならない。

- 2 一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者の組織する団体の役割

タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体は、タクシーが地域公共交通として重要な役割を担っていることを自覚し、タクシー事業の適正化及び活性化のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

特に、タクシー事業者においては、タクシー事業の適正化及び活性化は第一義的にはタクシー事業者が主体となつて取り組むべきものであることを自覚し、法人事業者であるか個人事業者であるかを問わず、積極的に協議会に参画するとともに、地域計画に定められた事業の推進に努めるものとする。

また、タクシー事業者の組織する団体は、当該地域のタクシー事業の適正化及び活性化の必要性等に関するタクシー事業者の意識の向上に取り組むとともに、協議会における協議等の際し、タクシー事業者間をはじめとする地域の関係者間の連絡調整や円滑な合意形成に積極的に取り組むよう努めるものとする。

3 国の役割

- (1) 情報の提供等

国は、特定地域においてタクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体その他の関係者が行うタクシー事業の適正化及び活性化に関する取組のために必要となる情報の収集、整理、分析及

、整理、分析及び提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

(2) 事後確認の強化

国は、特定地域及び準特定地域の関係者が行うタクシー事業の適正化及び活性化に関する取組を側面から支援するため、関係する機関が連携して監査の充実・強化を図り、タクシー事業者に対して効率的かつ効果的に監査・指導を実施するとともに、行政処分に係る基準の強化、労働関係法令違反に対する処分の強化、行政処分の実効性の確保、法令違反行為の確実な捕捉等行政処分の強化を行うものとする。

4 地方公共団体の役割

地方公共団体は、特定地域及び準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、特定地域及び準特定地域におけるタクシーの位置付けを明確化し、他の地域公共交通機関と連携した総合交通ネットワークとしてのタクシーの機能の向上やまちづくり・都市政策等と一体となったタクシーの機能の向上を図る上で必要となる地域の公共交通やまちづくり・都市政策等の実情を地域計画に反映させることができるよう、地域の実情に応じ、積極的に協議会に参画することが期待される。

び提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。特に、地方運輸局長にあつては、特定地域において適正と考えられる車両数を算定し、その参加する協議会に提示するものとする。

(2) 事後確認と事前確認の強化

国は、特定地域の関係者が行うタクシー事業の適正化及び活性化に関する取組を側面から支援するため、関係する機関が連携して監査の充実・強化を図り、タクシー事業者に対して効率的かつ効果的に監査・指導を実施するとともに、行政処分に係る基準の強化、労働関係法令違反に対する処分の強化、行政処分の実効性の確保、法令違反行為の確実な捕捉等行政処分の強化を行うものとする。

さらに、新規の事業許可及び事業用自動車の数を増加させる事業計画の変更認可については、特定地域における安易な供給拡大を抑制するよう、これらの許認可処分について処分基準を厳格化するとともに、審査に当たっては現地確認を徹底するなど審査の厳格化を図るものとする。

(3) 資金の確保等

国は、特定地域のタクシー事業者等が行うタクシー事業の適正化及び活性化のための取組を支援するため、地域計画に定められた事業の推進を図るために必要な資金の確保、融通又はそのあつせんその他の援助に努めるものとする。

4 地方公共団体の役割

地方公共団体は、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、特定地域におけるタクシーの位置付けを明確化し、他の地域公共交通機関と連携した総合交通ネットワークとしてのタクシーの機能の向上やまちづくり・都市政策等と一体となったタクシーの機能の向上を図る上で必要となる地域の公共交通やまちづくり・都市政策等の実情を地域計画に反映させることができるよう、地域の実情に応じ、積極的に協議会に参画することが期待される。

5 地域住民その他の関係者の役割

地域住民は、特定地域及び準特定地域におけるタクシー事業を適正化及び活性化するために必要な利用者からの視点を協議会における協議に反映させることができるよう、主体的に協議会に参画することに加え、タクシーの地域における多様な役割に関して理解を深め、日常的にタクシーを利用する際においても、タクシー事業者が行う輸送需要の把握のための取組等に積極的に協力することが期待される。

また、他の公共交通事業者、地元企業、病院、観光事業者等の関連事業者が協議会に参画した場合は、タクシー事業の適正化及び活性化の効果的な推進を図るため、当該関連事業者の事業とタクシー事業を連携させた取組を実現するよう努めることとし、特に他の公共交通事業者においては、タクシーとの連携により総合交通ネットワークの機能が向上するよう努めるものとする。

5 地域住民その他の関係者の役割

地域住民は、特定地域におけるタクシー事業を適正化及び活性化するために必要な利用者からの視点を協議会における協議に反映させることができるよう、主体的に協議会に参画することに加え、タクシーの地域における多様な役割に関して理解を深め、日常的にタクシーを利用する際においても、タクシー事業者が行う輸送需要の把握のための取組等に積極的に協力することが期待される。

また、他の公共交通事業者、地元企業、病院、観光事業者等の関連事業者が協議会に参画した場合は、タクシー事業の適正化及び活性化の効果的な推進を図るため、当該関連事業者の事業とタクシー事業を連携させた取組を実現するよう努めることとし、特に他の公共交通事業者においては、タクシーとの連携により総合交通ネットワークの機能が向上するよう努めるものとする。

国自旅第411号
平成26年1月24日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考
え方について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第8条の規定により組織される特定地域及び準特定地域の協議会について、その設置及び運営並びにそこでの合意が円滑に図れるよう（別紙）のとおり「特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、関係者とも連携を図りつつ、特定地域及び準特定地域の協議会の制度を活用して一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化が効果的に推進されるよう遺漏なきを期されたい。

また、当該ガイドラインでは、特定地域及び準特定地域の協議会の設置を円滑に促進する等の観点から、（別添）のとおり「協議会設置要綱（モデル要綱）」を提示することとしたので、特定地域及び準特定地域の協議会の運用の参考にされたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン

I. 準特定地域における協議会

1. 協議会の目的

準特定地域の協議会（以下「準特定地域協議会」という。）は、準特定地域計画の作成、当該準特定地域計画の実施に係る連絡調整、その他当該地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たり必要となる事項の協議を行うために設置するものとする。準特定地域協議会は、準特定地域において一般乗用旅客自動車運送（法第2条第3項に規定する一般乗用旅客自動車運送。以下「タクシー」という。）が地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることは当然のこと、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等の視点も含め、タクシーがすべての関係者にとって望ましい姿となるよう努めるものとする。

2. 準特定地域協議会の設置及び運営

(1) 準特定地域協議会は、1つの準特定地域につき、1つ設置するものとする。

(2) 準特定地域協議会の設立に当たっては、原則として、法第8条第1項に掲げる者が連携して設立準備会を立ち上げることとし、当該設立準備会が準特定地域協議会設立の主導的な役割を担うものとする（準特定地域の指定が地方公共団体の長の要請により行われた場合にあっては、当該地方公共団体の長は、積極的に設立準備会に参加することが望ましい。）。

なお、法第3条の2第1項の規定により準特定地域の指定を受けた際現に、改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「旧法」という。）第3条第1項の規定により特定地域に指定されていた地域にあっては、原則として、旧法第8条第1項の規定により組織されている協議会（以下「旧協議会」という。）を設立準備会として活用するものとする。

また、法第3条の2第1項の規定により準特定地域の指定を受けた際現に、法第8条第3項の基準に適合する旧協議会にあっては、同条第1項の規定により組織された協議会としてみなす。

(3) 準特定地域協議会は、設立時に設置要綱を定めるものとし、当該設置要綱の原案は設立準備会が作成するものとする。

なお、改正法附則第3条の規定によりみなされた協議会にあっては、設置要綱を見直しするものとする。

(4) 設立準備会は、準特定地域協議会の設立前に、準特定地域協議会を設立する期日とともに準特定地域協議会を設立する旨を公表するものとする。適切な公表手段を有する者が設立準備会の構成員となっていない場合は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）へ準特定地域協議会

を設立する旨を報告し、地方運輸局長により公表するものとする。

なお、当該事項に限らず、協議会が公表を行うべき事項等については、同様の取扱いをすることは差し支えないものとする。

- (5) 準特定地域協議会設立時の手続は次に掲げる順によるものとする。
 - ① 法第8条第1項に掲げる者に該当する構成員による設置要綱の承認
 - ② 準特定地域協議会の役員の選出
 - ③ ①②に掲げるもののほか、準特定地域協議会の運営に関して必要な事項の協議
- (6) 準特定地域協議会の会長は、準特定地域協議会の構成員の中から互選により選任するものとする。

なお、協議会の会長は、学識経験者をもって充てることを基本とし、協議会が別に合意する場合は、その合意によることも差し支えない。
- (7) 準特定地域協議会には、必要に応じ、設置要綱に定めることによって、その運営の事務に関して主導的な役割を担う事務局長その他の運営に必要な役員を置くことができる。
- (8) 準特定地域協議会の役員の任期は、準特定地域協議会の設置要綱に定めることができるものとする。
- (9) 準特定地域協議会は、準特定地域計画の作成後も、準特定地域に指定されている間は定期的を開催するものとする。
- (10) (9)に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、準特定地域協議会を開催することができるものとする。また、準特定地域協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求できるものとするが、準特定協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。
- (11) 準特定地域協議会を開催するに当たっては、原則として、開催予定日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- (12) 準特定地域協議会は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

なお、委員の招集が困難である場合等にあつては、準特定地域協議会があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての構成員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（以下に掲げるものに限る。）を行うことができるものとし、当該手続を行う場合にあつては、I. 2. (11)の規定について「45日前」とあるのは「10日前」と、I. 4. (6)の規定について「30日前」とあるのは「3日前」と読み替えるものとする。

 - ① 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の2第1項に規定する意見の提出に関する事項
 - ② 施行規則第10条の6第1項に規定する意見の提出に関する事項

(13) 準特定地域協議会における協議を円滑なものとするため、地方運輸局長は、準特定地域協議会に対して、準特定地域におけるタクシー事業の現状、問題点等を提示するものとし、特に現状を説明する際には、当該準特定地域において適正と考えられる車両数を示すものとする。

なお、地方運輸局長は、運営のために必要な支援を適時適切に行うものとする。

(14) 準特定地域協議会において協議をするに当たっては、法第8条第1項及び第2項に掲げる各区分ごとの構成員の意見を十分に斟酌することが重要であること、また、円滑な協議の運営を確保する観点から、I. 4. (1) ②及び③の区分に掲げる構成員とそれ以外の区分に掲げる構成員の割合が著しく不均衡とならないよう各区分ごとにおける構成員の発言のあり方等のルールを策定するものとする。

3. 準特定地域協議会の協議を行うに当たっての具体的な指針

準特定地域協議会においては、次の(1)～(3)に掲げる事項について、それぞれに定める事項に留意しつつ、具体的に実施するものとする。

(1) 準特定地域計画の作成

準特定地域計画は、準特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものであり、準特定地域協議会は、準特定地域協議会の設置後直ちに準特定地域計画の作成に着手するものとする。準特定地域計画の作成に当たっては、基本方針に定められた準特定地域計画に関する事項に十分留意するものとする。

(2) 準特定地域計画の実施に係る連絡調整

① 準特定地域協議会は、準特定地域計画に定められた事項の円滑な実施のために必要な場合には、当該事業の関係者の連絡調整の場を設けるよう努めるものとする。

② 準特定地域協議会は、準特定地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、その議決を経て、当該準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、必要な協力を要請できるものとする。

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関し必要な協議

準特定地域協議会は、地域の実情に応じて、当該準特定地域協議会の存する準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関し必要となる事項を協議するものとする。

4. 準特定地域協議会の構成員

(1) 法第8条第1項及び第2項に掲げる者は、それぞれ次に定めるとおりとする。

① 関係地方公共団体の長 準特定地域協議会が設置される準特定地域を管轄する地方公共団体の長であって、地域公共交通としてのタクシーの

役割・あり方等に関心を持ち、タクシーを地域公共交通として積極的に活用していく意欲等を示した地方公共団体の長

- ② 一般乗用旅客自動車運送事業者等 法第5条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者等
 - ③ 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体 準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。以下「タクシー事業」という。）が雇用するタクシー事業の事業用自動車（法第2条第9項に規定する事業用自動車。以下「タクシー車両」という。）の運転者（以下「タクシー運転者」という。）が組合員となっている労働組合等のタクシー運転者の組織する団体（以下「労働組合等」という。）
 - ④ 地域住民 例えば自治会、商工会等のタクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者（地域の実情に精通している地方公共団体が推薦する団体又は組織の代表者が望ましい。）
 - ⑤ 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者 鉄道事業者・一般乗合旅客自動車運送事業者等の他の公共交通事業者、ホテル等の宿泊施設管理者等
 - ⑥ 学識経験を有する者 大学教授等の学識経験者
 - ⑦ その他協議会が必要と認める者 タクシー事業の適正化及び活性化を推進する上で必要と認められる者（例えば、準特定地域協議会の協議事項に関係する行政機関（特に、タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には協議会が設置される準特定地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシー車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該準特定地域を管轄する都道府県公安委員会）及び観光協会等
- (2) 準特定地域協議会は、法第8条第1項に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、同条第2項により構成員として加えた者が任意に脱退することができるものとする。
- (3) 法第8条第1項に掲げる者については、準特定地域において該当する者が存在しない場合を除き、必ず1者は準特定地域協議会に参加していなければならないものとする。
- (4) 準特定地域協議会の構成員については、地域の実情を踏まえて、準特定地域協議会におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的に推進するものとなるよう十分留意するものとする。特に、タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には準特定地域協議会が設置される準特定地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシー車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該準特定地域を管轄する都道府県公安委員会など、関係行政機関を積極的に構成員として加えるものとする。
- (5) 準特定地域協議会設立後の準特定地域協議会の構成員の変更は、設置要綱の変更を必要とせず、準特定地域協議会会長等（設置要綱に事務局長又

は役員を定める場合においては、事務局長又はその役員。以下同じ。)が把握するものとする。

- (6) 準特定地域協議会からの脱退又は準特定地域協議会協議会への加入をしようとする者は、随時、特定地域協議会会長等に申し出るものとする。

ただし、I. 2. (11)に基づき協議会の開催の公表があった場合にあっては、協議会開催予定日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会の構成員として参画できるものとする。

- (7) 原則として、準特定地域協議会の構成員となっているタクシー事業者は、自らの意思により、自らが所属する団体(以下「タクシー協会等」という。)に準特定地域協議会における議決権の行使を委任できるものとし、当該委任を受けたタクシー協会等がタクシー事業者に代わって準特定地域協議会に参加できるものとする。

5. 準特定地域協議会の合意形成

- (1) 設立準備会は、準特定地域協議会の設置要綱の原案を作成し、準特定地域協議会の設立時に法第8条第1項に掲げる者に該当する構成員の承認を得るものとする。承認の方法は、準特定地域協議会運営の公平性と準特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないことに留意する観点から以下の方法によるものとする。

① 関係地方公共団体の長が全て承認すること。

② 設置要綱を承認するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、準特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱を承認するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、準特定地域協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が承認すること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が承認すること。

- (2) 準特定地域協議会における議題ごとの議決方法は、準特定地域協議会の設置要綱に定めるものとする。

- (3) 設置要綱の変更の方法は、当該設置要綱に定める方法によるものとする。

- (4) 設置要綱に定める準特定地域協議会の議決方法は、(1)を参考にしつつ、準特定地域協議会運営の公平性と準特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないことに十分留意するものとする。

- (5) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的かつ円滑に推進するため、準特定地域協議会の議決は限りなく全会一致に近い形で行われることが望ましく、そのための調整が積極的に行われるものとする。

- (6) 準特定地域計画の作成に当たっては、法第9条第4項の規定により、そ

の作成に係る合意をした準特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であるものでなければならないことに留意するものとする。

II. 特定地域における協議会

1. 協議会の目的

特定地域の協議会（以下「特定地域協議会」という。）は、特定地域計画の作成、当該特定地域計画の実施に係る連絡調整、その他当該地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たり必要となる取組の協議を行うために設置するものとする。特定地域協議会は、特定地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることは当然のこと、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等の視点も含め、タクシーがすべての関係者にとって望ましい姿となるよう努めるものとする。

2. 特定地域協議会の設置及び運営

- (1) 特定地域協議会は、1つの特定地域につき、1つ設置するものとする。
- (2) 当該地域が法第3条第1項の規定により特定地域に指定された時点をもって、準特定地域協議会を法第8条第1項の規定により組織された特定地域協議会としてみなす。
- (3) 特定地域協議会は、準特定協議会において定めた設置要綱が特定地域協議会の設置要綱として適正なものか見直しを行うものとし、見直しに当たっては、特に以下の点に留意するものとする。
 - ① 協議会における実施事項（協議事項の見直し）
 - ② 協議会の運営（議決方法の見直し等）
- (4) I. 2. (6)～(14)（(12)①を除く）までの規定について、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域計画」とあるのは「特定地域計画」と、「準特定地域」とあるのは、「特定地域」と読み替えて準用する。

3. 特定地域協議会の協議を行うに当たっての具体的な指針

特定地域協議会においては、次の(1)～(2)に掲げる事項について、それぞれ次に定める事項に留意しつつ、具体的に実施するものとする。

(1) 特定地域計画の作成

特定地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組や供給輸送力の削減を定めるものであり、特定地域協議会は、特定地域協議会の設置後直ちに特定地域計画の作成に着手するものとする。

なお、特定地域計画の作成に当たっては、基本方針に定められた特定地

域計画に関する事項に留意するものとし、特に、削減すべきタクシー事業の供給輸送力及びその削減方法等の協議に当たっては、以下の点を十分に考慮するものとする。

- ① 地域の実情に応じて協議会の合意により定める保有車両数ごとのタクシー事業者の区分（大手事業者、中小事業者等）を設定し、当該区分や個人タクシー事業者のカテゴリーに応じて、一律又は一律でない削減率による減車や営業方法の制限となるよう設定するものとする。

なお、一律でない削減率による減車や営業方法の制限の設定を行う場合にあっては、（別添1）の例示を参考とするものとする。

- ② 各タクシー事業者が削減すべき供給輸送力の設定に当たっては、各タクシー事業者における旧法の施行の日（平成21年10月1日）以降に実施した減車及び休車の実績を勘案するものとする。

なお、特定地域協議会の判断において、旧法の施行の日以前に実施した減車の実績を含め設定することも差し支えないものとする。

- ③ 減車による供給輸送力の削減の設定に当たっては、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月24日付け国自旅第406号）」Ⅱ. 3.（1）②に定める最低車両数を下回ることがないように考慮するものとし、最低車両数を下回る場合においては、営業方法の制限による供給輸送力の削減とするものとする。

- ④ 営業方法の制限による供給輸送力削減率の算定方法については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて（平成26年1月24日付け国自旅第410号）」を参考として、定めるものとする。

なお、各タクシー事業者が削減すべき供給輸送力を協議する際には、特定の曜日等に偏ることにより、利用者利便を損なうことがないように留意するものとする。

- （2）Ⅰ. 3.（2）及び（3）の規定について、「準特定地域計画」とあるのは「特定地域計画」と、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域」とあるのは「特定地域」と読み替えて準用する。

4. 特定地域協議会の構成員

Ⅰ. 4の規定について、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域」とあるのは「特定地域」と読み替えて準用する。

5. 特定地域協議会の合意形成

- （1）特定地域協議会における議題ごとの議決方法は、特定地域協議会の設置要綱に定めるものとする。
- （2）設置要綱の変更の方法は、当該設置要綱に定める方法によるものとする。
- （3）特定地域協議会の議決の方法は、次の①及び②を参考にしつつ、特定地

域協議会運営の公平と特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないよう十分に留意するものとする。

① 設置要綱の合意に関する議決

- i) 地方公共団体の長の全てが合意すること。
- ii) 合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- iii) 合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- iv) 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- v) 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- vi) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

② 特定地域計画の合意に関する議決

- i) II. 5. (3) ① i) 及びiii) からv) までの掲げる要件を満たしていること。
 - ii) 合意するタクシー事業者が特定地域内に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の台数の総台数の3分の2以上であること。
 - iii) II. 3. (1) ①において設定する区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - iv) 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - v) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。
 - vi) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち特定地域計画に定める活性化措置に係る事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的かつ円滑に推進するため、特定地域協議会の議決は限りなく全会一致に近い形で行われることが望ましく、そのための調整が積極的に行われるものとする。

III. その他

- 1. 協議会は、準特定地域計画又は特定地域計画を作成するに当たっては、「特定地域計画の認可基準(平成26年1月24日付け国自旅第402号)2の認可方針に適合するものでないことに留意するものとする。
- 2. 協議会は、地域における関係者の負担軽減と協議会の運営の効率化、他の

計画との整合性の確保を図るため、必要に応じ道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域公共交通会議又は運営協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく協議会等の地域の移動手段のあり方を協議する協議体との連携を行うものとする。

附 則

本通達は、平成26年1月27日から施行する。

特定地域計画に記載する供給輸送力の削減パターン（例示）

- 《パターン1》
 - 最低車両数を基準とし、最低車両数以上の事業者と最低車両数以下及び個人事業者で区分して供給輸送力の削減を決める場合
 - ・最低車両数以上の事業者は、X%の減車
 - ・最低車両数以下及び個人事業者は、X%又はY%の減車に相当する営業方法の制限
- 《パターン2》
 - 車両規模等による区分をせずに全ての事業者において、一律に営業方法の制限により供給輸送力を削減する場合
 - ・全ての事業者が、一律X%の減車に相当する営業方法の制限
- 《パターン3》
 - 地域の実情に応じた保有車両数により、大手事業者・中小事業者・最低車両数以下及び個人事業者に区分して供給輸送力の削減を決める場合
 - ・大手事業者は、X%の減車
 - ・中小事業者は、Y%の減車
 - ・最低車両数以下の事業者及び個人事業者は、Y%の又はZ%の減車に相当する営業方法の制限
- 《パターン4》
 - 地域の実情に応じた保有車両数により、大手事業者・中小事業者・最低車両数以下及び個人事業者に区分して供給輸送力の削減を決める場合
 - ・大手事業者は、X%の減車
 - ・中小事業者は、〇両の減車 + Z%の減車に相当する営業方法の制限
 - ・最低車両数以下の事業者及び個人事業者は、X%の又はZ%の減車に相当する営業方法の制限

	大手事業者	中小事業者	個人事業者
パターン1	最低保有車両数以上の事業者 X%減車		最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はY%相当の営業方法の制限
パターン2		全ての事業者 一律X%相当の営業方法の制限	
パターン3	〇〇〇両以上の事業者 X%減車	〇〇両以上の事業者 Y%減車	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限
パターン4	〇〇〇両以上の事業者 X%減車	〇〇両以上の事業者 〇両の減車 + Y%相当の営業方法の制限	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限

(別添：準特定地域)

〇〇協議会設置要綱（モデル要綱）

制定平成〇〇年〇〇月〇〇日

(目的)

第1条 〇〇協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、△△（準特定地域）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 準特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 準特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② （地域の実情に応じて、必要となる事項を列記）

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする（括弧内は例）。

- (1) ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者
- (2) タクシー事業者等（一般社団法人○○都道府県タクシー協会、○○株式会社）
- (3) 労働組合等（○○労働組合○○都道府県支部）
- (4) 地域住民の代表（○○自治会長又は○○商工会長）
- (5) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等（○○株式会社）
- (6) 学識経験者（○○大学教授○○）
- (7) ○○都道府県労働局又は○○労働基準監督署
- (8) ○○都道府県公安委員会
- (9) （その他協議会が必要と認める者を列記）

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(9)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長等（事務局長又は役員を置く場合は事務局長又はその役員。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第11項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は○年とする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 7 事務局長の任期は○年とする。
- 8 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 役員を選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもつ

て行う。

- ① 関係地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
- (3) 準特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長及び事務局長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 10 協議会は、〇ヶ月ごとを目安として開催することとする。
- 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前（地域の実情に応じて、必要となる日数を記入）までにその旨を公表するものとする。

13 協議会は原則として公開とする。

(第14項は必要に応じて記載する)

14 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第11項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

(別添：特定地域)

〇〇協議会設置要綱（モデル要綱）

制定平成〇〇年〇〇月〇〇日

(目的)

第1条 〇〇協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、△△（特定地域）の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整

① 特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② (地域の実情に応じて、必要となる事項を列記)

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする（括弧内は例）。

- (1) ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者
- (2) タクシー事業者等（一般社団法人○○都道府県タクシー協会、○○株式会社）
- (3) 労働組合等（○○労働組合○○都道府県支部）
- (4) 地域住民の代表（○○自治会長又は○○商工会長）
- (5) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等（○○株式会社）
- (6) 学識経験者（○○大学教授○○）
- (7) ○○都道府県労働局又は○○労働基準監督署
- (8) ○○都道府県公安委員会
- (9) （その他協議会が必要と認める者を列記）

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(9)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長等（事務局長又は役員を置く場合は、事務局長又はその役員。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第11項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は○年とする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 7 事務局長の任期は○年とする。
- 8 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 役員を選出を議決する場合 第4条1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもっ

て行う。

- ① 関係地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
- (3) 特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の3分の2以上であること。
 - ③ タクシー事業者の区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ④ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長及び事務局長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 10 前項(2)③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。
- (1) 大手事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が〇両以上
 - (2) 中小事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が〇両以

上

(3) 個人タクシー事業者

- 11 協議会は、〇ヶ月ごとを目安として開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。
(第15項は必要に応じて記載する)
- 15 会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出について、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあつては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第11項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(その他)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

公 示

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化 の推進のために監督上必要となる措置等の実施について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下、「改正法」という。）の施行に伴い、準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置について、下記のとおり定めたので公示する。

平成26年1月27日

関東運輸局長	原 喜信
東京運輸支局長	小竹 壽朗
神奈川運輸支局長	大蔵 幸雄
埼玉運輸支局長	真秀 和正
群馬運輸支局長	高橋 哲哉
千葉運輸支局長	星野 朗
茨城運輸支局長	佐藤 研一
栃木運輸支局長	山崎 正
山梨運輸支局長	石原 美千老

I. 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等を実施するに当たっての基本的な考え方等

1. 基本的な考え方

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下、「法」という。）、関係省令、関係告示及び本公示をはじめとする関係公示の運用に当たっては、改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下、「旧法」という。）の施行以降、それぞれの一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。以下、「タクシー事業者」という。）がこれまでに実施してきた一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下、「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化に資する取組み（需要喚起、労働条件の改善、減車等）を十分に考慮することとする。

2. 基準車両数

基準車両数は、準特定地域の指定時（準特定地域から継続して特定地域に指定された場合及びその後特定地域から継続して準特定地域へ指定された場合は、当該継続して指定された最初の準特定地域の指定時。）における営業区域ごとの当該事業者の一般の需要に応じることができるタクシー事業の事業用自動車（法第2条第9項に規定する事業用自動車。以下、「タクシー車両」という。）の合計数とする。

ただし、以下に該当する場合には、当該車両数を基準車両数に加え又は減じることとする。

- ① 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成26年国土交通省令第7号。以下、「整備省令」という。）附則第2項の規定による道路運送法（昭和26年法律第183号）第15条第3項に基づく届出により、法の適用を受けることとなる車両数を加える。
- ② 改正法の施行の際、現に「特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について（平成22年1月27日付け関東運輸局長及び管内運輸支局長（以下、「関東運輸局長等」という。）公示）」に基づき休車している車両数を加える。
- ③ タクシー事業者が他のタクシー事業者を完全子会社化し、当該完全子会社のタクシー事業を廃業した場合にあっては、当該完全子会社の基準車両数を当該タクシー事業者の基準車両数に加える。
- ④ 道路運送法第36条に基づきタクシー事業の全部又は一部の譲渡及び譲受の認可を受けた場合は、原則として当該タクシー事業の全部又は一部に係るタクシー車両数に相当する基準車両数を当該譲受したタクシー事業者の基準車両数に加え、また、譲渡したタクシー事業者の基準車両数から減じる。

II. 準特定地域におけるタクシー事業の申請等に対する取扱いについて

1. 処理方針

準特定地域に指定されている営業区域に係る需給状況の判断を年1回実施し、これに基づき、当該営業区域における供給輸送力の増加が可能な場合にその車両数及び申請受付期間を公示することとする。

当該申請受付期間に、準特定地域の全部若しくは一部を含む営業区域に係る道路運送法第4条第1項の許可又は供給輸送力を増加させる事業計画の変更に係る認可の申請を受け付けた場合は、法第14条の4又は第15条の2に基づき、次の手続を経て、許可又は事業計画の変更に係る認可を行うこととする。

2. 需給状況の判断等

(1) 算定方法

- ① 輸送需要に対する必要車両数の算定方法は、次のとおりとする。

「輸送需要量」＝「直近1年間の当該準特定地域の総実車キロ」×

(「直近1年間の当該準特定地域の総実車キロ」÷
「直近1年間の前1年間の当該準特定地域の総実車キロ」)

「必要車両数」＝輸送需要量÷(総走行キロ×実車率÷延べ実働車両数)÷
365÷実働率

各計算要素については、原則として以下の数値を使用する。

◇総走行キロ、延べ実働車両数・・・直近5年間の平均輸送実績

◇実車率・・・H13年度の実績値

◇実働率・・・90%(ただし、当該準特定地域に法第8条第1項の協議会(以下、単に「協議会」という。)が組織されている場合にあっては、当該協議会の議決に基づく申出により80%又は平成13年度実績のいずれか低い値から90%の範囲内で定めることができることとする。)

②増加可能車両数の算定方法は、次のとおりとする。

「増加可能車両数」＝「当該準特定地域の必要車両数」－「現に当該準特定地域に存する営業所に配置されている車両数の合計」

(2) 実施時期等

需給状況の判断は原則として毎年8月1日を目途に公表することとし、供給輸送力の増加が可能な営業区域ごとに、次のイから二の区分ごとに増加可能車両数を公示することとする。なお、当該公示には、原則として60日間の申請受付期間を明記することとする。

イ タクシー事業(1人1車制個人タクシーを除く。以下、「法人タクシー」という。)の新規許可、条件解除(業務の範囲を限定する旨の条件を付された一般乗用旅客自動車運送事業者における当該条件の解除をいう。以下同じ。)の承認及び営業区域の設定に係る事業計画変更認可

ロ タクシー事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下、「個人タクシー」という。)の新規許可

ハ 法人タクシーの増車(準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計数を増加させる事業計画の変更をいう。ただし、条件解除に伴うものを除く。以下同じ。)の認可

ニ 法人タクシーの休車(7.(1)②に規定する休車をいう。)の解除

(3) 配分方法

増加可能車両数の配分については、以下の順により行う。

① 増加可能車両数を4分の1ずつ(2)イから二に配分し、端数が生じた場合については、これを二に繰り入れる。

② ①で(2)イに配分された車両数を当該準特定地域である営業区域の法人

タクシーの最低車両数で除した値（商）が1以上の場合にはこれを法人タクシーの新規許可、条件解除の承認又は営業区域の設定に係る事業計画変更認可可能な事業者の枠とし、1に満たない場合及び1未満の端数が生じる場合は、これに相当する車両数を二に繰り入れる。

（4）法人タクシーの新規許可（条件解除の承認を含む。）、営業区域の設定に係る事業計画変更認可の枠の配分及び順序

- ① （3）②により配分された事業者の枠については、これが2以上の場合には、「新規許可（条件解除の承認を含む。）」及び「営業区域の設定に係る事業計画変更認可」の事業者の枠それぞれに2分の1ずつ配分し、1の場合及び端数が生じる場合は、これを「営業区域の設定に係る事業計画変更認可」の事業者の枠とする。
- ② 審査の結果、「新規許可（条件解除の承認を含む。）」又は「営業区域の設定に係る事業計画変更認可」すべき申請件数が①の事業者の枠に満たない場合は、他方へ繰り入れることとし、それでもなお事業者の枠に残余が生じる場合には、（2）二へ繰り入れることとする。
- ③ 審査の結果、新規許可すべき申請件数（条件解除の承認をすべき件数を含む。）が①により配分された新規許可の事業者の枠を上回った場合には、くじ引きにより許可又は承認すべき者を決定することとする。
- ④ 審査の結果、認可すべき申請件数が①により配分された営業区域の設定に係る事業計画変更認可の事業者の枠を上回った場合には、くじ引きにより認可すべき者を決定することとする。

（5）個人タクシーの新規許可の順序

- ① 審査の結果、新規許可すべき申請件数が（3）①により配分された個人タクシーの新規許可の枠を上回った場合には、くじ引きにより許可すべき者を決定することとする。
- ② 審査の結果、新規許可すべき申請件数が（3）①により配分された個人タクシーの新規許可の枠を下回った場合には、残余を（2）二へ繰り入れることとする。

（6）増車の認可の順序

- ① 審査の結果、認可すべき申請に係る増車車両数が（3）①及び（7）②により配分された増車認可の車両数の枠を上回った場合には、6.（1）③により付与された点数に基づきドント方式により増車車両数を分配するものとし、具体的には次のとおりとする。
 - ・ 6.（1）③により付された点数を1から当該申請に係る増車車両数に相当する数までの各整数で順次除して得たすべての商のうち、その数値の最

も大きいものから順次に数えて車両数の枠に相当する数になるまでにある商で各申請に付与された点数に係るものの個数をもって、それぞれの申請に対する増車を認める車両数とする。

- ② 審査の結果、認可すべき申請に係る増車車両数が(3)①により配分された増車認可の車両数の枠を下回った場合には、残余を(2)ニへ繰り入れることとする。

(7) 休車解除の順序

- ① 休車解除の申請に係る車両数が、(3)①、②、(4)②、(5)②及び(6)②により配分された車両数の枠を上回る場合には、当該申請に係る休車車両数1両を1票として、くじ引きにより解除すべき車両数を決定する。
- ② 休車解除の申請に係る車両数が、(3)①、②、(4)②、(5)②及び(6)②により配分された車両数の枠を下回った場合には、認可すべき増車の申請に係る車両数が配分された車両数の枠で充足されていない場合は、残余を(2)ハへ繰り入れることとする。また、認可すべき増車の申請に係る車両数が配分された車両数の枠で充足されている場合は、残余が最低車両数以上の場合には最低車両数単位で(2)イに、最低車両数未満の場合又は最低車両数未満の数が生じた場合は、(2)ロへ繰り入れることとする。

3. 法人タクシーに係る新規許可等

(1) 処理方針

準特定地域における法人タクシーに係る新規許可の申請に対しては、2.(4)①により増加可能車両数の配分があった場合に、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の許可申請の審査基準について(平成13年11月22日付け関東運輸局長公示。以下、「許可基準」という。)」に定める基準に適合することに加え、次に掲げる基準に適合するものに限り許可することとする。

①供給過剰とならない基準

- イ 許可の申請に係る事業全体の経営形態、経営規模などが輸送需要との関係で適切なものであること。
- ロ 許可の申請に係る事業の開始によって営業区域に係る供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること。
- ハ その他許可の申請に係る事業の開始が公衆の利便を増進するものであること、円滑な自動車の運行を阻害するものでないこと等公益上必要であり、かつ、適切なものであること。

②最低車両数

原則として、次に掲げる営業区域の区分に応じ、それぞれ次に定める車両数とする。許可を行う際は、申請1件につき当該車両数を限度とする。

- イ 東京特別区又は政令指定都市を含む営業区域 40両

- ロ 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域 30両
- ハ その他の営業区域 20両

(2) 適用開始時期

(1) の規定は、平成26年1月27日以降に処分をするものから適用する。

4. 個人タクシーに係る新規許可

(1) 処理方針

準特定地域における個人タクシーに係る新規許可の申請に対しては、2.(3)により増加可能車両数の配分があった場合に、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準について(平成13年12月27日付け関東運輸局長公示)」に定める基準に適合することに加え、次に掲げる基準に適合するものに限り許可することとする。

・供給過剰とならない基準

- イ 許可の申請に係る事業全体の経営形態、経営規模などが輸送需要との関係で適切なものであること。
- ロ 許可の申請に係る事業の開始によって営業区域に係る供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること。
- ハ その他許可の申請に係る事業の開始が公衆の利便を増進するものであること、円滑な自動車の運行を阻害するものでないこと等公益上必要であり、かつ、適切なものであること。

(2) 適用開始時期

(1) の規定は、平成26年1月27日以降に処分をするものから適用する。

5. 準特定地域に指定されている営業区域の設定に係る事業計画変更認可

(1) 処理方針

法第15条第1項の規定による道路運送法第15条第1項の規定に基づく準特定地域に指定されている営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請については、2.(4)①により増加可能車両数の配分があった場合に、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業を除く。)に係る認可申請等の審査基準について(平成14年1月25日付け関東運輸局長等公示。以下、「認可基準」という。)」に定める基準に適合することに加え、次に掲げる基準の全てに適合するものに限り認可することとする。

①供給過剰とならない基準

- イ 認可申請に係る準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計数の増加に伴う事業全体の経営形態、経営規模などが輸送需要に対し適切なものであること。

ロ 認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計数の増加によって営業区域に係る供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること。

ハ その他認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置する事タクシー車両の合計数の増加が公衆の利便を増進するものであること、円滑な自動車の運行を阻害するものでないこと等公益上必要であり、かつ、適切なものであること。

②事業活動に関する基準

イ 営業区域内の営業所に配置するタクシー車両一台当たりの収入が前事業年度と比較して増加していること又は当該準特定地域の平均に比べ高いこと。

ロ 運輸安全マネジメントに基づき、輸送の安全に関する基本方針及び目標が定められており、かつ、当該目標の達成状況が把握されていること又は申請前1年間及び申請後において、タクシー事業に関し、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）又は法若しくはこれらに基づく命令の違反による行政処分がないこと。

ハ タクシー車両の走行距離百万キロメートル当たりの交通事故（道路交通法（昭和23年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。以下同じ。）の発生件数が、営業区域におけるタクシー車両の走行距離百万キロメートル当たりの交通事故の発生件数未満であること。

ニ 労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する全ての労働契約を締結するタクシー車両の運転者（以下、「タクシー運転者」という。）について、賃金を一定の割合以上で増額する措置が講じられていること。

ホ 準特定地域計画に定められたタクシー事業の活性化のための措置が講じられていること。

ヘ 営業区域内の営業所に配置する「ユニバーサルデザインタクシー（移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成24年国土交通省告示第257号）」第4条第1項の規定による認定を受けたものをいう。以下、「UDタクシー」という。）の台数が前事業年度と比較して増加していること。

③最低車両数

3（1）②の規定を準用する。

④適用

②に掲げる基準については、申請者が申請日現在設定している営業区域のうち、営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の合計数が最も多い営業区域について審査することとする。

また、当該営業区域が準特定地域として指定されていない場合には、②ホは適用しない。

(2) 適用開始時期

(1) の規定は、平成26年1月27日以降に処分をするものから適用する。

(3) 条件解除への準用

(1) 及び(2)の規定は、条件解除について準用する。この場合において、(1)中「法第15条第1項の規定による道路運送法第15条第1項の規定に基づく準特定地域に指定されている営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請」とあるのは「準特定地域に指定されている営業区域における条件解除の申請」と、「認可する」とあるのは「条件解除する」と読み替えることとする。

6. 増車の認可

(1) 処理方針

法第15条第1項の規定による道路運送法第15条第1項の規定に基づく準特定地域に指定されている営業区域に係る増車の申請については、2.(3)①及び(7)②により増加可能車両数の配分があった場合に、許可基準3.、5.～9.及び1.(2)に準じて審査を行うことに加え、それぞれ次に掲げる基準の全てに適合するものに限り認可することとする。

①供給過剰とならない基準

- イ 認可申請に係る準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計数の増加に伴う事業全体の経営形態、経営規模などが輸送需要に対し適切なものであること。
- ロ 認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計数の増加によって営業区域に係る供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること
- ハ その他認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計数の増加が公衆の利便を増進するものであること、円滑な自動車の運行を阻害するものでないこと等公益上必要であり、かつ、適切なものであること。

②事業活動に関する基準

- イ 認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両一台当たりの収入が前事業年度と比較して増加していること又は当該準特定地域の平均に比べ高いこと。
- ロ 運輸安全マネジメントに基づき、輸送の安全に関する基本方針及び目標が定められており、かつ、当該目標の達成状況が把握されていること又は申請前1年間及び申請後において、タクシー事業に関し、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法又は法若しくはこれらに基づく命令の違反による行政処分がないこと。
- ハ タクシー車両の走行距離百万キロメートル当たりの交通事故の発生件数

- が、認可の申請に係る準特定地域におけるタクシー車両の走行距離百万キロメートル当たりの交通事故の発生件数未満であること。
- ニ 労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する全ての労働契約を締結するタクシー運転者について、賃金を一定の割合以上で増額する措置が講じられていること。
- ホ 準特定地域計画に定められたタクシー事業の活性化のための措置が講じられていること。
- へ 認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置するUDタクシーの台数が前事業年度と比較して増加していること。

③点数の付与

②に掲げる基準について以下のとおり点数を付与する。

イについて

- 前年に比して増加した場合又は当該準特定地域の平均と比べ高い場合 1点
- 前年に比して5%以上増加した場合又は当該準特定地域の平均と比べ5%以上高い場合 2点
- 前年に比して10%以上増加した場合又は当該準特定地域の平均と比べ10%以上高い場合 3点

ロについて

- 運輸安全マネジメントに基づき、輸送の安全に関する基本方針及び目標が定められており、かつ、当該目標の達成状況が把握されている場合 1点
- 申請前1年間及び申請後において、タクシー事業に関し、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法又は法若しくはこれらに基づく命令の違反による行政処分がない場合 1点

ハについて

- 走行距離百万キロメートル当たりの交通事故の発生件数が下回っている場合 1点
- 走行距離百万キロメートル当たりの交通事故の発生件数が5%以上下回っている場合 2点
- 走行距離百万キロメートル当たりの交通事故の発生件数が10%以上下回っている場合 3点
- 交通事故の発生件数が0件の場合 3点

ニについて

- 措置が講じられている場合 2点

ホについて

- 実施されている活性化措置の数が5~14件の場合 1点
- 実施されている活性化措置の数が15~29件の場合 2点
- 実施されている活性化措置の数が30件以上の場合 3点

ヘについて（いずれの場合にあっても申請前1年間にUDタクシーが増加してい

るものに限る。)

前申請1年前と比べ、当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計数に占めるUDタクシーの割合が増加した場合又は当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計数の20%以上がUDタクシーである場合

1点

申請1年前と比べ、当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計数に占めるUDタクシーの割合が5%以上増加した場合又は当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計数の40%以上がUDタクシーである場合

2点

申請1年前と比べ、当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計数に占めるUDタクシーの割合が10%以上増加した場合又は当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計数の60%以上がUDタクシーである場合

3点

④実働率

申請者の申請に係る営業区域におけるタクシー車両の実働率について、原則として90%以上であること。ただし、地域の標準的な実働率など実情を踏まえて、地方運輸局長が当該地域における実働率を公示した場合には、その率以上であること。

(2) 適用開始時期

(1)の規定は、平成26年1月27日以降に処分をするものから適用する。

(3) 適用除外

①条件解除に伴う増車の申請については、6.(1)の規定は適用しない。

②道路運送法第21条第2号に基づく乗合旅客の運送の許可に伴い、当該乗合運送許可(以下「乗合運送許可」という。)に係る運送のみを行うための増車は、その旨の条件を付して認可することができることとする。この場合、1、2及び6.(1)①~④の規定は適用せず、基準車両数にも含めないこととする。

7. 減車及び休車の取り扱い

(1)本公示において、減車及び休車とは、それぞれ次のとおりとする。

①減車 特定地域又は準特定地域において、当該特定地域又は準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計数を減少させる事業計画の変更のうち、②に規定するものを除くもの。

②休車 準特定地域において、当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計数を減少させる事業計画の変更であって、減車と併せて実施することにより、法第15条第1項の規定により読み替えて適用する道路運送法第15条第1項のタクシー車両の合計数を増加させる事業計画の変更認可の基準の特例を

設けるもの（（３）に適合するものに限る。）

（２）減車の実施方法

認定事業者計画又は認定活性化事業計画に基づき実施する減車については、認定申請書に減車の時期が具体的に記載された事業計画（タクシー車両の数）変更の事前届出書が添付されている場合には、法第８条の８第１項又は法第13条第１項の規定に基づく道路運送法第15条第３項の届出をしたものとみなす。

それ以外の場合には、減車の時期が具体化した時点において同項の届出を行わなければならない（みなし届出の適用以外は道路運送法の減車に同じ。）。

（３）休車実施の要件

次に掲げる要件に適合する供給輸送力減少を休車として取り扱うこととし、（５）に規定する特例を適用することとする。

事業再構築として以下の要件に適合する法第11条による活性化事業計画の認定を受けていること。

1) 休車期間 １年以上であること。

2) 休車車両数 当該タクシー事業者の基準車両数からの減車車両数と同数を限度とすること。なお、共同事業再構築の場合にあっては、当該共同事業再構築を実施するタクシー事業者の基準車両数からの減車車両数の合計の同数をこれらのタクシー事業者の休車車両数の合計の限度とすることができる。

ただし、改正法の施行の際、現に「特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について（平成22年１月27日付け関東運輸局長等公示。）」に基づき実施されている休車については、この限度に含めないこととする。また、当該休車については、本公示に基づき実施した休車とみなす。

3) 実施予定時期 準特定地域の指定期間内に実施するものであって、実施予定時期における当該タクシー事業者の基準車両数からの減車車両数と同数を限度とすること。

（４）休車の実施方法

認定活性化事業計画に基づき実施する休車については、認定申請書に休車期間、休車車両数及び実施時期が具体的に記載された事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書（認定活性化事業計画に基づき（３）の要件への適合を確認できるものに限る。）が添付されている場合には、法第８条の８第１項又は法第13条第１項の規定に基づく道路運送法第15条第３項の届出をしたものとみなす。

それ以外の場合には、休車の時期が決定した時点において休車期間、休車車両数及び実施時期を記載した事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書（認定活性化事業計画に基づき（３）の要件への適合を確認できるものであって、届

出の時点で法第14条による認定活性化事業計画の認定の取消しを受けていないものに限る。)を提出しなければならない。

届出(みなし届出を含む。)に基づき休車を実施する際には、遅滞なく、休車車両数に相当するタクシー車両の抹消登録等使用権原を消滅させる手続をしなければならない。

(5) 休車の解除

休車実施事業者が行うタクシー車両の合計数の増加の認可の申請に対しては、2.(3)により増加可能車両数の配分があった場合に、次に掲げる要件に適合するものに限り認可を行う。この場合、6.の規定は適用しない。

イ 認定活性化事業計画に定めた休車期間を経過していること。

ロ 自動車その他の輸送施設の使用の停止以上の処分を受けている場合は、当該処分期間を満了していること。

(6) 適用開始時期

(1)～(5)の規定は、平成26年1月27日以降に処分をするものから適用する。

8. 協議会の意見聴取

3.～6.に係る処分を行おうとする場合に、当該準特定地域に協議会が組織されているときには、当該協議会に対し、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則(平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。)第10条第2項に基づき、原則15日以上の提出期限を付して、次の書面を添えて、施行規則第10条第1項に基づく通知を行い、許可等しようとする申請について、当該協議会の意見を聴くこととする。

イ 当該営業区域に係る需給状況の判断に関する書面

ロ 当該許可の申請書に係る道路運送法施行規則第4条第8項第1号及び第3号に掲げる事項を記載した書面

なお、期限までに協議会からの意見の提出を受けないときは、準特定地域計画に定められた事項の実施に支障がない旨の協議会の意見の提出を受けたものとみなす。

9. 標準処理期間

この公示に規定する許可又は事業計画の変更認可に係る標準処理期間については、「道路運送法上の申請に対する処分に関する標準処理期間について(平成14年1月31日付け関東運輸局長等公示)」の規定を次のとおり読み替えることとする。この場合、申請受付日から申請受付期間満了の日までの期間は標準処理期間の算定には含まれない。

1. 事業の許可(法第4条第1項)
4ヶ月
4. 事業計画の変更の認可(法第15条第1項)
4ヶ月

10. その他

- (1) 施行規則第5条に規定する事業用自動車の使用の停止については、供給輸送力減少のための減車及び休車と別途、これを実施することを妨げない。
- (2) 2.(2)により公示する申請受付期間以外に申請のあったものについては、申請後に行う最初の需給状況の判断を公表したのち、次のとおり取り扱うこととする。
 - ①需給状況の判断の結果、2.(2)イ～ニの区分のうち当該申請が該当する区分に増加可能車両数が公示されている場合 当該公示に規定される申請受付期間内に申請があったものとみなす。
 - ②需給状況の判断の結果、2.(2)イ～ニの区分のうち当該申請が該当する区分に増加可能車両数がない場合 法第14条の4第1項又は第15条の2第1項第1号に基づき却下する。

Ⅲ. 特定地域及び準特定地域における減車実施事業者に対する監査の特例

減車(注1)により、タクシー事業者の営業区域ごとのタクシー車両の合計数が、I. 2. の基準車両数(注2)に0.9を乗じたもの(1両未満の端数がある場合には切り捨て)又はI. 2. の基準車両数(注2)から当該営業区域の最低車両数を減じた数のいずれかを下回っているタクシー事業者(Ⅱ3(1)②による引き上げ前の最低車両数基準以下のものを除く。)については、「自動車運送事業の監査方針について(平成25年9月20日付け関東運輸局長等公示)」の記3. ⑭及び7. の規定にかかわらず、原則として、一般監査及び呼出指導の対象としないこととする。

注1 「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について(平成20年7月11日付け関東運輸局長等公示)」に規定する特定特別監視地域(以下、単に「特定特別監視地域」という。)に指定された後、実施されたものに限る。

注2 旧法に基づく特定地域に指定されており、引き続き法に基づく準特定地域に指定されている営業区域の事業者にあつては、特定特別監視地域に指定された時点、旧法に基づく特定地域に指定された時点又はI. 2. の基準車両数のいずれか最も多い車両数とする。

附 則

本公示は、平成26年1月27日から適用する。

公 示

公定幅運賃の範囲の指定方法等について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項に基づく運賃の範囲の指定方法等を下記のとおり定めたので公示する。

平成26年1月27日

関東運輸局長 原 喜信

記

1. 公定幅運賃の範囲を指定する基本運賃

タクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第2条第1項に定めるタクシー）の運賃及びハイヤー（タク特法第2条第2項に定めるハイヤーのうち、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号）」第2条第3号に定めるものを除く。以下同じ。）の運賃のうち、以下の基本運賃について公定幅運賃（法第16条第1項に基づき、国土交通大臣が指定又は変更する運賃。以下同じ。）の範囲を指定するものとする。なお、福祉輸送サービスに係る運賃については、範囲を指定しない。

（1）タクシーに係る基本運賃

① 距離制運賃（時間距離併用制を含む。）

距離制運賃とは、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年1月17日付け公示。以下「運賃制度公示」という。）」1.（1）イに定める距離制運賃をいう。

距離制運賃の適用方法については、運賃制度公示1.（3）イ①②③④⑤及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」の細部取扱いについて（平成14年1月25日付け国自旅第1

58号。以下「細部取扱通達」という。）」1. (1) によることとする。

② 時間制運賃

時間制運賃とは、運賃制度公示1. (1) ロに定める時間制運賃（その他、関東運輸局長が別途定めるものを含む。）をいう。

時間制運賃の適用方法については、運賃制度公示1. (4) イ②（ただし書きを除く。）③によることとする。

ただし、地域の実情に応じて、初乗時間を30分単位、初乗及び加算運賃額を10円単位とすることができることとする。

(2) ハイヤーに係る基本運賃

(1) に同じ（運賃制度公示1. (4) イ④の取扱いを行うものを含む。）

2. 割引運賃及び定額運賃の取扱い

(1) 割引運賃

運賃制度公示1. (3) ニ又は1. (4) ハ②に定める遠距離割引又は営業的割引が適用された基本運賃（以下「割引運賃」という。）のうち、3. (1) ②で選定する原価計算対象事業者の総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となるものは、基本運賃又は基本運賃に準ずる運賃に該当するものとして取扱い、このような割引運賃のうち、公定幅運賃の範囲内にはないものは、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第3項に基づく運賃の変更命令について（平成26年1月27日付け公示。以下「運賃変更命令公示」という。）」に定める運賃の変更命令の対象となる。

なお、このような割引運賃以外の割引運賃については、公定幅運賃制度の対象とはならず、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第9条の3第1項に基づき、関東運輸局長の認可を受けなければならない。

(2) 定額運賃

運賃制度公示1. (5) に定める定額運賃とする。ただし、運賃制度公示1. (1) ハに定める定額運賃の額は、当該定額運賃を定める定額運賃適用施設（特定の空港、鉄道駅、各種集客施設（公的医療機関、博物館、美術館、大規模テーマパーク（遊戯施設））等恒常的に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設と認められるものをいう。以下同じ。）から他の適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によるものとし、これを設定する場合にあっては、関東運輸局長に届け出ることが必要となる。また、当該基本運賃については時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃とする。

このため、定額運賃は、基本運賃に準ずる運賃に該当することから、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によらない定額運賃は、運賃変更命令公示に定める運賃の変更命令の対象となる。

なお、運送法第9条の3第1項の認可を受けている定額運賃については、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃に基づき改めて設定した上で、関東運輸局長に届け出ることが必要となる。

3. 公定幅運賃の設定方法

公定幅運賃の設定方法は、以下のとおりとする。

(1) タクシーに係る公定幅運賃

① 標準能率事業者の選定

法第16条第2項第1号に定める「能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「標準能率事業者」という。）」の選定は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について（平成14年1月17日付け公示。以下「審査基準」という。）」別紙1第1に定める基準に基づき行う。

② 運賃原価（適正利潤を含む。）の算定

①で選定した標準能率事業者のなかから、審査基準別紙2第1の基準に基づき、「原価計算対象事業者」の選定を行い、同審査基準別紙2第2～第4、第6に基づき（人件費については、「一般タクシー事業における今般の運賃改定申請の審査等の取扱いについて（平成19年4月9日付け公示。以下「査定方針公示」という。）」1.（1）に基づき）、運賃原価を算定する。

③ 公定幅運賃の範囲の設定

【上限運賃】

②で算定した運賃原価をもとに、審査基準別紙2第5、第7～第10、別添2、及び査定方針公示1（2）に基づき算定した額を上限運賃として設定する。

【下限運賃】

②で算定した運賃原価を、審査基準別表1により区分し、同審査基準別紙3の1.（1）及び2.（1）に基づき算定し、査定方針公示3（2）に基づく所要の修正を行った額を、下限運賃として設定する。

④ 公定幅運賃の範囲内の設定

③で設定した上限運賃と下限運賃の範囲内において、審査基準別紙3の1.（2）及び2.（2）に基づき算定し、査定方針公示3（2）に基

づく所要の修正を行った運賃額等を設定する。

⑤ 車種区分

公定幅運賃は、運賃制度公示 3. の区分に基づく車種区分ごとに設定する。

⑥ 初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定

初乗距離を短縮する距離制運賃又は初乗時間若しくは加算時間を短縮する時間制運賃について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の6第1項に定める意見書（以下「意見書」という。）において、公定幅運賃として指定を求める意見がなされた場合は、運賃制度公示 1.（3）イ⑥及び（4）イ②のただし書き、審査基準別紙 4 第 4 の 1. 及び 2. に基づき、公定幅運賃として設定する。

（2）ハイヤーに係る公定幅運賃

ハイヤーに係る公定幅運賃は、（1）で定める下限運賃以上とする。

4. タクシーに係る公定幅運賃の指定方法等

法第3条第1項に基づき特定地域又は法第3条の2第1項に基づき準特定地域（以下「特定地域等」という。）を指定した際は、以下の要領に基づき公定幅運賃の範囲の指定及び公表を行うこととする。

（1）事案の公示

施行規則第11条の2に基づき、必要に応じ、公定幅運賃の指定に係る事案を公示することとする。

事案公示後10日以内に、施行規則第11条の3第3号に定める利害関係人から、施行規則第11条の4に基づく申請がなされた場合は、法第18条の3第2項に基づき意見の聴取を行うこととする。

（2）協議会への通知

法第8条第1項に基づき協議会（以下「協議会」という。）が設置されている特定地域等にあつては、当該協議会に対し、施行規則第10条の5第2項に基づき、原則15日の提出期限を付して、施行規則第10条の5第1項に基づく通知（以下「通知」という。）を行い、指定しようとする公定幅運賃について、協議会の意見を聴くこととする。ただし、法第16条第3項に該当する特定地域等はこの限りではない。

（3）公定幅運賃の指定

協議会から、意見書の提出がなされた場合又は通知に付した提出期限を経過した場合、公定幅運賃の指定に係る作業を開始することとする。

公定幅運賃の指定は、以下の方法に基づき行うこととする。

- ① 公定幅運賃の範囲の指定にあたっては、当該範囲を指定する趣旨が運送法第9条の3第2項に基づく認可基準の趣旨と合致していることに加え、地域指定において新たに運賃原価等を見直す必要性が乏しいこと等を勘案し、従来から審査基準に基づいて設定された自動認可運賃の範囲を、公定幅運賃の範囲として指定することとする。
- ② 特定地域等の指定前に運賃改定申請がなされており、運賃改定（消費税率引き上げに伴う運賃改定を含む。）が、特定地域等の指定と同時又は指定直後に行われる場合においても、①の趣旨を勘案し、改定された自動認可運賃の範囲を、公定幅運賃の範囲として指定することとする。
なお、この場合は、指定しようとする公定幅運賃を「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定事案の取扱いについて（平成23年4月25日付け国自旅第41号。以下「改定事案取扱通達」という。）」に基づき、本省に送付することとする。
- ③ 意見書において、3.（1）⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合は、当該運賃も併せて指定することとする。ただし、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

（4）公定幅運賃の公表

（2）の作業終了後、速やかに公定幅運賃を公示することとする。この際、適用日も同時に公示することとする。適用日は、原則として公表日の30日後とする。

5. タクシーに係る公定幅運賃の変更方法

タクシーに係る公定幅運賃の変更方法は、以下の要領によることとする。

（1）公定幅運賃の変更手続きの開始

以下の（ア）又は（イ）いずれかの基準を満たす場合、公定幅運賃の変更手続きを開始することとする。

- （ア） 審査基準1. に定める運賃適用地域（以下「運賃適用地域」という。）に属する全ての営業区域が、特定地域等に指定されている場合

当該運賃適用地域に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、かつ、原則として最初の要請があったときから3ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

(イ) 運賃適用地域に属する一部の営業区域が、特定地域等に指定されている場合

以下の(a)・(b)のいずれか又は両方において、原則として、最初の要請書又は申請書の提出があったときから3ヶ月の期間の間に、(a)における要請書を提出した事業者と、(b)における申請書を提出した事業者との合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

(a) 当該運賃適用地域(特定地域等)に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出されること。

(b) 当該運賃適用地域(特定地域等を除く。)にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から、審査基準に基づく運賃改定申請がなされること。

この場合、特定地域等と特定地域等以外の営業区域との両方に営業区域を有する法人タクシー事業者については、申請書のみで足ることとし、車両数の計上においても、重複計上は行わないようにすることとする。

また、既に運賃改定の申請書が提出されている地域において、特定地域等の指定がなされた場合、特定地域等にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から提出された申請書については、要請書として取扱うこと。

なお、要請書又は申請書の取り下げがなされた際の取扱いは、審査基準2.(2)に準ずるものとし、これにより公定幅運賃の変更手続きの開始に至らなかった場合又は変更の手続きが中止となった場合は、(イ)(b)の申請書は、運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(2) 公定幅運賃変更の要否の判定

(1)の要件を満たすことを前提に、以下の要件を満たす場合、公定幅運賃の変更を行う必要があるものとする。

特定地域等であるか否かに関わらず、当該運賃適用地域の内から、3(1)①で選定する標準能率事業者について、審査基準別紙1第2の要領で算出した、実績年度又は実績年度の翌年度の適正利潤を含む加重平均収支率のいずれかが100%以下であること。

ただし、特定地域等においては、同審査基準別紙1第1における「改定申請事業者」とあるのを「特定地域等に存する事業者」と読み替えることとする。

る。

(3) 協議会への通知

(2) の要件を満たした場合、協議会が設置されている場合は、公定幅運賃を変更する旨を協議会に通知し、意見を聴くものとする。

(4) 意見の聴取

公定幅運賃の変更が必要と認められる場合は、施行規則第11条の2に基づき、当該事案を公示することとする。

事案公示後10日以内に、施行規則第11条の3第3号に定める利害関係人から、施行規則第11条の4に基づく申請がなされた場合は、法第18条の3第2項に基づき意見の聴取を行うこととする。

なお、(1)(イ)の場合、運送法第89条の意見の聴取と同時に行っても差し支えない。

(5) 公定幅運賃の設定及び指定

公定幅運賃の変更にあたっては、3.(1)③④の運賃を、公定幅運賃として設定する。この際、意見書において、初乗距離や車種区分の見直し等の意見がなされた場合は、見直しの是非を十分に検討したうえで、判断することとする。

また、意見書において、3.(1)⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合は、当該運賃も併せて設定することとする。ただし、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

この設定された運賃を、改定事案取扱通達に基づき本省に送付し、本省における所定の手続き終了後、当該運賃を、公定幅運賃として指定することとする。

(6) 公定幅運賃の公表

(5) の指定後、速やかに公定幅運賃を公示することとする。この際、適用日も同時に公示することとする。適用日は、原則公表日の30日後とする。

(7) その他

- ・(2) の作業を行うにあたっては、必要に応じ、特定地域等における事業者に対しては法第16条の2に基づくとともに、特定地域等以外の地域の事業者に対しては道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令75号）第10条の3第2項に基づき、原価計算書その他公定幅運賃の算定に必要な書類の報告を求めることとする。
- ・(1)(イ) の場合であって、事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出された後、準特定地域の指定が解除された場合には、運賃改定申請受付期間を指定解除の日から3ヶ月間延長するものとする。
- ・(1)(イ) の場合であって、公定幅運賃を変更する場合は、自動認可運

賃も同時に変更を行うこととする。

6. その他

- (1) 事業者から公定幅運賃への届出（（別添）正副控3部提出）がなされた際は、記載内容を確認後、受付印を押印し、1部を事業者控えとして返却すること。
- (2) 届出書に記載する実施日は、公定幅の運賃の適用日（新たに当該特定地域等において事業を開始する者にとっては運行開始予定日）を記載するよう指導すること。
- (3) 公定幅運賃の変更等の際には、協議会及び関東運輸局長は、原則審査基準別紙5に基づく情報提供を行うこととする。この場合、同審査基準別紙5において「事業者団体」とあるのは「協議会」と読み替えるものとする。
- (4) 公定幅運賃の適用は、運賃制度公示と同じ適用方法とする。ただし、特定地域等においては、大型車及び特定大型車割増は適用しない。

附 則

本公示は、平成26年1月27日から施行する。

(別添)
平成 年 月 日

関東運輸局長 殿

事業者住所：
事業者名：
代表者：
連絡先：
印

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃設定届

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃を設定したいので、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により、ここに届出をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 設定しようとする運賃を適用する営業区域
注) 営業区域は特定地域及び準特定地域に限る。
3. 設定しようとする運賃額等
注) 公示されている公定幅運賃の中から選択し記載すること。

種 類 車 種	距 離 制			時 間 制		
	初乗運賃	加算運賃	運賃	初乗運賃	時間(分)	運賃
特定大型車	km	m	円 円	時間(分)	分	円 円
大型車	km	m	円 円	時間(分)	分	円 円
普通車	km	m	円 円	時間(分)	分	円 円
小型車	km	m	円 円	時間(分)	分	円 円

4. 実施日
注) 適用日まで提出する場合は、原則適用日を記載すること。

関東運輸局長 殿

事業者住所：
事業者名：
代表者：
連絡先：
印

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃変更届

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃を変更したいので、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により、ここに届出をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2. 変更しようとする運賃を適用する営業区域

注) 営業区域は特定地域及び準特定地域に限る。

3. 変更しようとする運賃額等

注) 公示されている公定幅運賃の中から選択し記載すること。

種 類 車 種	距 離 制		時 間 制	
	(新)	(旧)	(新)	(旧)
特定大型車	運賃 初 乗 運賃 km 円 加 算 運賃 m 円	運賃 初 乗 運賃 km 円 加 算 運賃 m 円	運賃 初 乗 運賃 時間 (分) 円 加 算 運賃 分 円	運賃 初 乗 運賃 時間 (分) 円 加 算 運賃 分 円
大型車	運賃 初 乗 運賃 km 円 加 算 運賃 m 円	運賃 初 乗 運賃 km 円 加 算 運賃 m 円	運賃 初 乗 運賃 時間 (分) 円 加 算 運賃 分 円	運賃 初 乗 運賃 時間 (分) 円 加 算 運賃 分 円
普通車	運賃 初 乗 運賃 km 円 加 算 運賃 m 円	運賃 初 乗 運賃 km 円 加 算 運賃 m 円	運賃 初 乗 運賃 時間 (分) 円 加 算 運賃 分 円	運賃 初 乗 運賃 時間 (分) 円 加 算 運賃 分 円
小型車	運賃 初 乗 運賃 km 円 加 算 運賃 m 円	運賃 初 乗 運賃 km 円 加 算 運賃 m 円	運賃 初 乗 運賃 時間 (分) 円 加 算 運賃 分 円	運賃 初 乗 運賃 時間 (分) 円 加 算 運賃 分 円

4. 変更の場合は、その理由

5. 実施日

注) 適用日までに提出する場合は、原則適用日を記載すること。